

第六十七回 参議院

沖繩及び北方問題に関する特別委員会、
通信委員会、建設委員会、
連合審査会、會議録第二号

昭和四十六年十二月二十五日(土曜日)

午前十時五分開会

出席者は左のとおり。

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

委員長 長谷川 仁君
理事 鬼丸 勝之君
楠 正俊君
鋤木 亨弘君
丸茂 重貞君
松井 誠君
森中 守義君
矢追 秀彦君
高山 恒雄君
岩間 正男君

委員

稲嶺 一郎君
今泉 正二君
長田 裕二君
梶木 又三君
片山 正英君
亀井 善彰君
古賀雷四郎君
柴立 芳文君
鈴木 省吾君
園田 清充君
竹内 藤男君
西村 尚治君
初村龍一郎君
宮崎 正雄君
山内 一郎君
若林 正武君
占部 秀男君
大橋 和孝君

通信委員会

委員長

理事

委員

建設委員会

委員長

理事

委員

川村 清一君
田中壽美子君
田中 一君
宮之原貞光君
村田 秀三君
森 勝治君
上林繁次郎君
原田 立君
藤原 房雄君
栗林 卓司君
加藤 進君
喜屋武眞榮君
横川 正市君
植竹 春彦君
古池 信三君
郡 祐一君
白井 勇君
松平 勇雄君
野上 元君
松本 賢一君
山田 徹一君
木島 則夫君
青島 幸男君
松岡 克由君
小林 武君
中津井 真君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
中村 禎二君

國務大臣

政府委員

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 福田 赳夫君
大藏大臣 水田三喜男君
厚生大臣 斎藤 昇君
通商産業大臣 田中 角榮君
郵政大臣 廣瀬 正雄君
労働大臣 原 健三郎君
建設大臣 西村 英一君
自治大臣 渡海元三郎君
國務大臣 江崎 眞澄君
國務大臣 木村 俊夫君
國務大臣 山中 貞則君
内閣法制局長官 高辻 正巳君
内閣法制局沖繩法制參事官 系 光家君
内閣法制局第二部長 林 信一君
内閣法制局第三部長 茂串 俊君
内閣法制局第四部長 角田礼次郎君
人事院事務総局長 茨木 広君
総理府総務副局長 砂田 重民君
防衛庁参事官 鶴崎 敏君
防衛庁防衛局長 久保 卓也君
防衛施設庁長官 島田 豊君

防衛施設庁総務部調停官 銅崎 富司君
沖繩・北方対策庁長官 岡部 秀一君
沖繩・北方対策庁総務部長 岡田 純夫君
沖繩・北方対策庁調整部長 田辺 博通君
外務省アジア局長 須之部量三君
外務省アメリカ局長 吉野 文六君
外務省条約局長 井川 克一君
大藏大臣官房審議官 前田多良夫君
大藏省主計局次長 吉瀬 維哉君
大藏省理財局次長 小幡 琢也君
厚生省環境衛生局長 浦田 純一君
通商産業省企業局長 本田 早苗君
郵政大臣官房長 森田 行正君
郵政大臣官房電氣通信監理官 柏木 輝彦君
郵政大臣官房電氣通信監理官 牧野 康夫君
郵政省郵務局長 溝呂木 繁君
郵政省簡易保険局長 野田誠二郎君
郵政省電波監理局長 藤木 栄君
郵政省人事局長 北 雄一郎君
労働省職業安定局長 住 榮作君
労働省職業訓練局長 渡邊 健二君
建設大臣官房長 大津留 温君
建設省計画局長 高橋 弘篤君
建設省都市局長 吉兼 三郎君

建設省河川局長 川崎 精一君
建設省道路局長 高橋 国一郎君
建設省住宅局長 多治見 高雄君
自治省行政局長 宮澤 弘君
事務局側
常任委員会専門員 鈴木 武君
常任委員会専門員 竹森 秋夫君
常任委員会専門員 中島 博君
常任委員会専門員 野上 元君

説明員

郵政省貯金局長 滝本 哲郎君

本日の会議に付した案件

○沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○沖繩振興開発特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、衆議院送付）

○沖繩平和開発基本法案（衆議院送付、予備審査）

○沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案（衆議院送付、予備審査）

○委員長（長谷川仁君） ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会、通信委員会、建設委員会連合審査会を開会いたします。

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地

等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件、沖繩平和開発基本法案、沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案、以上の各案件を一括して議題といたします。これより、前回に引き続き質疑を行ないます。野上元君。

○野上元君 きょうも、すわってお許しをいただきます。先般、外務大臣との間にVOAの問題についていろいろ議論をしたわけですが、帰ってよく考えてみますと、外務大臣の答弁は、何と云いますか、非常に問題を残したような答弁がいろいろあるように思われます。そこで、私は、あなたのこ

とばを思い出したのですが、たとえば円の切り上げの問題について、私は頭のすみにもない、こう言っておられたことが、最後には、いや、実は、まん中にあったというふうなことを平然と云っておられる。国際通貨の問題については、うそをつくのは、これは許されておるのが国際的な慣例なんだというふうなことも言われておるわけですが、これらの問題についても、そういう考え方で答えて願うと非常に困るわけで、その点はひとつ、そういうことのないようにお願いしたいと思

うんです。VOAの問題についていろいろと質問をしましたが、どうもまだつきりしない点がたくさんあるわけなんです。たとえば、あなたの答弁の中に、アメリカは御承知のように全世界の防衛をになつておる、したがって、世界各国に軍隊を展開しておる、かつまた経済大国として弱小各国を援助しておる、したがって、そういうものに對する宣伝活動があつてしかるべきだ、許されてもいいんじゃないかというふうな御発言があつたわけですが、しかし、そのこと自体を聞いておると、なるほどそうかなというふうな感じがするのですが、ただ、VOAというものの性格をはつきりつかんでおる、そういうことは言えないんじゃないかとい

うようなことを考えたわけなんです。というのは、VOAというのは、御承知のように、非常に指向性を持っておるわけですね、放送自体が、したがって、ある目的の国に向かつてこの電波が発射されておるといふ性格が非常に強いわけなんです。全部世界各國の調へていただければわかるのですが、そのサービスエリアは、指向しておる方向は、おむねいわゆる共產圏を網羅しておる、全部カバーしておる。しかも、そこに向けて出されておるわけなんです。したがって、あなたの言うように、経済援助をやつた国には出しておらぬのです、そういう電波は、ということになると、きのう、あなたが御答弁になつたような、アメリカは援助をやつておるのだから、当然それらのことは許されてもいいじゃないかというけれども、目的が全然違うということなんです。その点はどのようなお考えですか。

○國務大臣（福田赳夫君） 野上さんのいまのお尋ねは、おそらく中国を頭に置かれてのお話じゃないかと思ひます。しかし、沖繩におけるVOA放送については、私も、中国から苦情が出たという話を聞いておりませんでございす。また、アメリカ当局も繰り返し主張しておりますが、これは平和的放送である、しかも、大統領直屬の機関であつて、これは軍の機関ではございせん。こういうことを言つておる。私も、できる限り真相を把握したい、こういう意図を持ちまして、テープまでとつて聞いておるのです。そういうところから総合的に判断いたしました、さううなことは万々なかろう。しかし、これはとにかくわが国土の上におきまして外国の放送機関の放送が行なわれる。これに對してわが国は十分なことができないかということであつては、またわが利益に反する。こういう次第もありますので、そこで、期限をつけ、また、放送内容につきましてもクレームがつけ得るという状態におきましてこれを認可する。こういうふうにしたわけではございす。とにか、私も、私の判断は、これは軍に屬しておるいわゆる軍事謀略的な放送では

ない、あくまでも平和的な放送機構である。こういう認識をしておるわけでありす。

○野上元君 私は、そういう、いわば技術的な問題についてはわかるのです。それはそのとおりにおやりになつておるのでしょうか。しかし、後ほどまた指摘したいと思ひますが、若干のしり抜けもあるような気がするのですが、というのは、あなたは、だいたいどうだと言つておるけれども、一般にはしり抜けだ、こう言つておるのですから、そういう心配を起したということは、やはり政府当局の責任でもあるわけですから、その点は後ほど指摘するつもりで、そういう問題じゃなくして、VOA自体が今日の世界において必要なかどうか。問題は、むしろ外務大臣の立場としては、そのほうに着目される必要があるんじゃないでしょうか。もう今日の世界において、かつて一九四二年、米国の戦時情報局のもとに開設されたVOAが今日まで続いておるわけですが、当時、沿革史的に言へば、いわゆる自由主義を謳歌する、そして共產主義の欺瞞性をあばくのだというふうな目的でつくられたVOAが今日必要なかどうか。むしろ、問題はそこにあるんじゃないか。だからこそ、外務省は反対されたんじゃないか。ただ電波法だけの問題じゃないん

じゃないか。それよりももっと大きい問題があるんじゃないか。結論的に見て、そういう気持ちは私は申し上げたのですが、もう時間がありませんから、残念ながら、そういう抽象論をやつておりますと時間がたつてしまふから、私は、これからVOAに對する問題点をあげますから、それについて、ひとつ、あなたのコメントをいただきたいと思ひます。

まず第一に、VOAが残しておる問題点は、電波法五條を侵害することになる。いわゆる日本の主権を制限するようになるというところが、まず第一点だと思ひますが、その点、どうですか。

○國務大臣（廣瀬正雄君） 御指摘のとおりだと思います。でございすから、郵政省といたしまし

ては、その五條の精神によりまして、好ましくないというところで反対を一応はいたしたわけでございまして、結論におきましては、この前お答え申しましたように、最終的には妥協せざるを得ないことになった。そういうことになりましたれば、第三條を置きましてこの規定に従って放送するという事になったわけでございます。

○野上元君 第二の点は、これは外務大臣にお聞きしたいのですが、いわゆるVOAのおい立ち等から見て、先般も外務大臣が答弁されたように、物騒なVOAという先入意識があると思うのです。やはりそういうものは置いてもらいたくないというの、VOAのおい立ちからくる性格、それから波及するところの国際的なトラブル、そういうものが一応心配される、こういうことにあるんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(福田赳夫君) VOAのおい立ちを考えると、やはりこれは、いままでは東西対立というか、米ソ二極時代、こういう世界情勢の中にありまして、アメリカの考え方を浸透させるという役割りを果たしてきたと思うのです。しかし、今日はどうかといふと、少なくとも沖繩におけるVOA、これは中国からもソ連からも批判が、抗議があつたといふことを私は聞いておりませんのです。そういうことを考えますときに、まあアメリカの主張——アメリカの主張というのは、そういう平和的なものを友邦日本が、沖繩が返還されるということになりましたその時点で直ちに撤去せよと言ふのはどうでしょうか、こういうことなんです。それもそれとして考える必要がある、こういうふうなことを考えた。過去において、このVOAというものが担当した任務、私はそれはわからぬわけじゃない。しかし、そういうこともわかりますから、十分の歯どめ措置を講ずる、そういうことにした次第でございます。

○野上元君 歯どめ措置を講ずるといふことは、そういう心配があるということなんです。逆に言えば、でなければ、そういう心配がなければ、そんな歯どめをする必要はないわけなんです。そこを私は言っているのです、まあいいですか外務大臣、イエスかノーか言ってもらえればいいのです。私の質問に対して。簡単にお答え願つてけつこうなんです。あなたは、今日の沖繩におけるVOAは、別に大きなトラブルを起こしておらぬ、こう言っている。しかし、今日ないからといって、あすは保証できないわけですよ、問題は。だからこそ、あなたは歯どめと言つたのでしょ。それはやはり物騒なものだといふ潜在意識があるわけですよ。そう私は思うのですが、あなたには、もう全くそういうものはないのですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 私は、そうは思わないけれども、そう心配される人がある、こういうことを申し上げているわけでありまして。

○野上元君 心配される人というのは、どういふ人ですか。

○國務大臣(福田赳夫君) たとえば野上さんのごときであります。

○野上元君 そうすると、私がここで意見を申し述べると、私の要望がいられるというわけですか、この法案の中に。よろしいですか。私はこれから意見を、要求を述べますが、あなたのような要望がここにちゃんと歯どめになつてあらわれているじゃないですかというのですから、これから私はVOAに対して要望を述べますが、ここであつてくれませんか。

○國務大臣(福田赳夫君) 広く、野上さんがきょうおっしゃられるようなことを私も見通しまして、こういう措置をとっているわけでありまして、野上さんはこの道の大家であられますから、おっしゃられることで、ごもっともだなど、こういうことがありますれば、われわれとしても検討せざるを得ない、そういうふうな考えです。

○野上元君 私はVOAの大家じゃありません。私は謀略の大家じゃないのです。そういうことは一切私は知らないんです。ただ、あなたの方の心の中には、歯どめをしなければならぬというのは、何となく不気味じゃないか、物騒じゃないかという潜在意識があるからだと思います、これはあなたが、ないと言われてもね。おそらく、そういうつもりで歯どめされたのだと思うのです。その点が第二の点ですよ。これはあなたは、ないと言われても、一般に、あるということなんです。

第三の点は、このVOA放送というものは、世界に知らせるのだといふことをアメリカは言っているけれども、その機能を見ますと、どうも指向性が強い。しかも、一方指向性が非常に強いわけですよ。灯台もと暗しで、沖繩にはこれは聞き取れないわけですよ。沖繩にあって沖繩には聞こえないで、何千キロも離れた大陸のあなたまで、奥にまで聞こえるようにできているということが、やはり問題になるのじゃないかといふふうな気がするのです。しかも、あなたが言われたように、一九四〇年代には、いわゆる米ソの二極で世界が動いている時代には、あるいは存在価値があつたかもしれない。しかし、今日のように、多極化された時代に、しかも中国がすでに国連に加盟をされたといふような時代に、こういうものが、なおかつその国に向かつて強力な電波を発射して、そしてアメリカの言うことが正しいのだといふような放送が、かりにやられるとすると、これは重大問題だといふふうに思うのですが、この点も認めますか。

○國務大臣(福田赳夫君) 極東情勢が変わつてきつつあるといふことは、私もそう考えます。つまり、緊張緩和のムードが出てきておる。しかし、これはムードであつて、これが定着した状態じゃない。そこで、アメリカの基本的姿勢、こういうものを根本的に変える、こういう時期まで至つていないのが問題じゃないかと思ひます。そういう流動的な状態下において沖繩返還が行なわれる、こういうことになるわけですよ。そういう際におけるVOAの扱い、こういうことに着目されると御理解がいただけるんじゃないか、そういうふうな思ひます。

○野上元君 私は、あなたがロジャーズ國務長官ならば、その意見を認めてもいいですよ。しかし、あなたは日本の外務大臣として、当初は反対されておつたんですから、そういうことを幾ら言われても、なかなか、うんと言えないですよ。それが現実じゃないでしやうかね。

○國務大臣(福田赳夫君) 確かに、ただいま私が申し上げたことは、アメリカ側で非常に強く要望したんです。そして無期限にこれを置いてくれと、こういう話で最後までおられない。わがほうは、それに対して、最後まで、直ちに撤去してもらいたい、こういう要請をした。しかし、沖繩返還協定全体をまとめるわけならぬ。そういう際における両国の妥協、歩み寄り、これが行なわれまして、五年の期限、そしてその放送内容について歯どめをとると、こういう方式で妥協をしたと、こういう性格のものでございます。

○野上元君 いずれにせよ、あなたは、アメリカ政府の代弁もされておるような気がするわけですよ。アメリカはこう言つた、日本はこう思つた、しかし、アメリカの言うこともわかるというので認めたといふことですから、結論的には、したがつて、アメリカの立場をのんだわけですから、アメリカの立場を説明されるというところはわかりますけれども、しかし、日本の外務大臣としては、やはり問題があつたんだらうと思ふんです。だから私は、それを指摘しておるんです。こういう問題がやっぱあなたの方では問題になるんだらうといふことを言つておるわけですよ。しかし、そういう問題をひくくろめて話をしたけれども結論はこうなつたといふことをあなたは一口で言うから、何もないように思ふけれども、実際はその結論が出る前にはこういう議論があつた、外務省はこういう考え方だつたんだといふことが、あつてしかるべきだと思ふ。そのことを私は一つ取り上げて、あなたに確認しておるんです。そういう問題があつたんじゃないかといふふうに思ふわけですよ。

もう一つの点は、やはりこれがあまり一方的な指向性を持つておる関係で、体制の違う国に対して違つて体制の側から、自分の体制が正しいといふ

ようなことが、かりにあるとすれば、これは内政干渉の疑いを受けるわけですね。そういう心配もあるわけですが、このVOAには、そういう心配はもう全くないんですか。内政干渉だということでも文句を言われるという、なには全然ないですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 野上君の言われることもわからないではありませんが、外務大臣は、米國を代表はしております。日本の外務大臣としてりつぱに働いた。しかし、なかなか米國側の要望が強い、そこでどうも決しかねる。で、私のところへ持ってきたとして、総理、一体どうしますか、これができないと話が進まないですが、このういうことですから、これはそれじゃひとつ年限をつけて、そうして撤去してもらおうと、そういうことをはつきりし、同時にまた、言われていることは、謀略放送というのを言われるから、そういうことがないという、ひとつ保証を取りつけてくれぬか、そういうことで話をしようじゃないかと、こういうことで私が最終的に決定した。そういう問題でございまして、その点は、外務大臣をどうもロジャーズばりだと言わないように、その点だけは、ひとつ御訂正願っておきます。

○野上元君 私、総理から総括的に答弁された結果についてはわかってはいるんですが、もうそう残念ながらそうだったんです。なっただけでも、そのなる過程において日本の立場というものがあつたはずだ。したがって、VOAに対して日本は相当発言したというふうになっておるわけですから、議事録を読んでも、愛知報告を読んでも、その中にはこういう問題があつたんだろうということを私がついておるわけですね。聞いておるわけですね。にもかかわらず、押し切られたんだという。押し切られたと言うと、佐藤さんはまた目をむくけれども、そうじゃなくて、沖繩の返還という大問題の前にこれをのんだんだと、言いかえればね。そういうことになるわけですね。結論は、その結論はもういいんだ、わかってはいるんだから。だけれども、日本政府としては、VOAに対して

は、なおかつこういう問題については真剣に——今後五年間も許しておるんですから、きょうトラブルがないからといって、あしたトラブルがないという保証はないわけですね。しかも、今後の五年間、激動と変革の五年間を迎えて、もう一日一日が大切なんですから、一べんでも放送をしくじったら、これはたいへんなことになるというふうに思うから私は申し上げておるわけですね。少なくとも内政干渉があるようなことがあつては、これはたいへんなことになるんじゃないかというふうに思うわけですね。だからこそ、あなたは歯どめをかけられたわけなんです。ところが、その歯どめに關して、また、これはいろいろ問題がある。あんなものは歯どめにならぬというわけだ。しり抜けだというわけだ。そういうふうな批判がたふさんあるわけなんです。読んでみると、なるほど、しり抜けのような気もするんですよ。たとえば、歯どめには、いわゆる内容をタッチして日本は常に見解の表明をする権利を留保するということになつておる。これが一つの歯どめですね。そして五年後に撤去するために二年後には協議に入ると、こういうふうになつておるわけですね。ところが、最初の歯どめで郵政大臣に聞きたいんですが、これを傍受するための設備は一体いつできるのか、どういう規模でできるのか。大蔵当局とこの点はもう話し合ひができておるのかどうか、見通しがあるのかどうか、その点はどうですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 傍受につきましては、VOAの放送は、御指摘のように、非常に指向性の強いものでございまして、日本なんかではキャッチできないというわけでございます。したがって、幸いに、沖繩の地内の送信所のごく近くで、いま技術的に検討しておりますところでは、南西方六キロないし八キロの地点で全体の放送が把握できるというような場所がありそうでございます。そこに受信の設備をいたしまして、全部レコードするということにいたしたいと思つております。経費がかなりかかりますので、ただいま四千六百万ほど大蔵省に予算を要求

いたしております。外務省は外務省で、また翻訳等の問題がございまして、一億数千万要求をされておられますようでございます。返還までには必ず実現をさせたいと思つております。

○野上元君 これは、時間がもうありませんから、後ほど通信委員会、ゆつくりまたお伺いすることになります。二年後に協議に入りまして、そのときに五年後の問題についてお互いに協議するわけですね、この運営について、で、あなたのほうでは、協議がととのわなければ、五年でこの沖繩のVOA放送は放送をストップするんだと、こういうふうにつけておられる。ところが、新聞等を読みますと、アメリカの國務省の高官談話として、私のほうはそんな約束はしてありません、一応五年で切ることにはなつておるけれども、しかし、切れない場合もある、その点は、何も、すぐ撤去するということは、放送を中止するということは約束していませんと、こういうふうな新聞記事が出ておるわけですね。だから非常に問題になると思うのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、はつきり申し上げますが、二年後に行なう協議におきまして結論が出なければ、五年でVOAはその放送を停止すると、こういうふうなことをいいたします。これはこの前も申し上げたんですが、もし存続するにしましても新しい協定を必要とする、あるいは新しい立法を必要とする、こういうことになるわけなんです。これは、ですから、アメリカが何と言おうと、わが國の外務大臣が、あるいは郵政大臣がこう言つていればそれとおりになりますから、これは御安心願ひたいと思ひます。

○野上元君 外務大臣、五年後は、かりに存続するとすれば新しい協定ないし立法をつくるということになるんですね。ということは、存続するという可能性があるとどうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 前回も申し上げましたが、もう二年後に話し合ひを始めて、まあ、これをこわしちゃうと、これならもうそれでまし

まいです。そうでなくて、問題は、五年後にどこか外國へ——日本以外のところへアメリカがこの施設を持つていくという際に、その計画ができて工事が始まるわけなんです。ところが、天変地異等のためにその工事が五年後のその時点において完成しなかつたという際にございましては、その工事の残存期間だけ沖繩に置くということをお考えするかもしれないと、こういうことなんでありまして、非常に事態ははつきりしてあります。

○野上元君 その場合に、沖繩に置く場合にも、五年を過ぎたら新しい協定、継続協定といいますが、あるいは新しい別の立法によつて存続させるということになると、あなたは先ほど説明されたんですが、そういうことになる、また、それじゃそこで五年間という協定が成立すれば、五年間というものが存続するという可能性はあるわけですね。

○国務大臣(福田赳夫君) 理論的には協定はどういう協定でもできますが、そういうことは日間米では了解はしてありません。私どもは、今度の協定に書いてあるとおりに実行したいと、そういう考えであります。

○野上元君 その点、ちょっとおかしいんじゃないですか。外務大臣、先ほど答弁されたんですが、外務大臣は、私がこう言つておるんだと、間違ひありませんと、こう言つておるんですから、だから、存続するとしても別の協定を結びますと、こう言つておるんです。そして国会にかけますと、こう言つておる。しかし、そのときもやはり自民党は多数だから、通りますだろうと、こういうふうにあなたのはうの腹の中にあるんじゃないですか。そうすると、また五年ないし十年の存続も可能だと言ふんです。これは、そういうことが潜在的にあなたの気持ちの中にあるということになると、一昨日の答弁から見ると非常に違ふ。私は、協議がととのわなければ、もう五年後はなくなるんだと、こう聞いておつたんですが、いや別に、必要な場合には別の協定をつくらうと、こう言つておるんだから、協定をつくらう

ら何ぼでも置けるということになるんじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君) さような考え方はさらさらしてありませんから、これは協定どおりに御理解願ってけっこうでございます。

○野上元君 再協定ということは、福田外務大臣の頭のすみにもないと言われるんだらうと思いますが、まん中にあるんじゃないですか、頭のまん中に。通貨問題と同じで、円切り上げと。あなたは、そういうふうに言われておるんですからね。もしも存続する場合には別の協定を結んでやりますと、こう言っておるんですから。ということとは、とにかく向こうの申し入れによつては存続できるといふ協定をつくらなきゃならぬということになるんじゃないですか。どこにもないですか、あなたの頭の中に。

○国務大臣(福田赳夫君) 私が、協定を要し、国内立法を要すると、こういうふうに申し上げておられますゆえんのは、それは非常に、それほどむずかしいもんだと、こういうことなんです。おそらく、五年前にはこういうことを言ったじゃないかと、速記録を出して皆さんから追及を受ける、そういうむずかしい問題が起こるんですよというのを私は申し上げておるのであつて、協定を結んで、そしてまた延ばすんだというふうなことは、ほんとにこれはもう頭のまん中にも、すみにも、どこにもそういうような考え方はありませんですから、これはすなおに、ひとつ協定どおり御理解願いたいと、かように存じます。

○野上元君 私も、あなたを信用したいと思うのだけれども、すみにもないものがどうしてことばにして出てくるのか、これはふしぎでしようがないですな。どこか発信源があるのじゃないですか、秘密の送信所を持つてゐるのじゃないですか、それが問題なんです。

○国務大臣(福田赳夫君) 私の頭になんかことがこたばに出来るわけはないのです。私のことばから、その際には協定は結びますよ、国内立法も必要ですよと申し上げておるのは、逆の意味のことを

言っているのです。それほどむずかしい問題です。そういう問題でありますから、これはほんとうに天変地異等の事態がなければ、五年でおしまひになりますと、また二年後の協議においてとのわなければ、これはアメリカのこの放送は許しませんと、こういうことを裏づけをもって申し上げたいと、こういう意味合いにおいて申し上げておるわけでありませう。

○野上元君 私の持ち時間はもう余すところがないわけなんです、残念ながらどうもしり切れトンプコになつてしまいました。そして私は、実は極東放送の問題についても時間をかけてお聞きしたいと思つておつたのですが、ただ一つ、極東放送の問題についてこの際聞いておきたいのですが、沖繩には、この協定が成立した後に、どういふ形になつて極東放送が残るかというのをいろいろと私も考へてみたのですが、これは非常に複雑なんです。たとえば、VOAはもう別にいたしまして、あそこにはOHKがありますね。それから民放が二つあります。そのほかに財団法人極東放送というのがある、これは日本語を放送する、そして、もう一つの極東放送というのは従来のまま英語の放送を許される。こういうことになつておるわけですね。そうすると、幾つできるのですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) そのとおりでございます。極東放送は、御承知のようにラジオでございます。ラジオの放送は民放が二つありますわけでございます。したがつて、極東放送が残るといふことになりますれば英語の放送、それから財団法人の極東放送というものは、英語の放送は会社の極東放送でございますから、財団法人の極東放送ができるということになりますれば、これが日本語の放送をするということになりますわけでございますが、極東放送会社の放送というのは、暫定的に五カ年だけということになつておりますわけでございます。

○野上元君 この八条に関連する愛知外相書簡の中に「放送事業」という項目が設けられて、そこ

に書いてあるわけですが、それには、「日本国政府は、日本国の関係法令に従ひ、財団法人極東放送による日本語の放送を許す」となつておりますね。これが一つと、二つ目は、極東放送会社が現在行なつておる英語放送については、沖繩の復帰の後五年間この放送を継続することが認められ、この放送は日本の関係法令に定める条件に従つて行なう、こういうふうになつておるわけですね。これはどういふふうに進むのですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 日本の関係法令に基づいてということとは、今度御審議を願つております特別措置法の百三十二条の第一項で、英語の放送は五ヶ年間認め、これは復帰のときに、たとえば、免許を受けております英語の放送は、郵政大臣の免許があつたものと認める、認め免許でございますが、そうして五ヶ年許す、日本語の放送については、これはさしむき極東放送会社のものは一カ年間だけこの法律案では認めることにいたしました。それから極東放送に切りかへができれば、これはずっと長く日本で放送を認めるということになりますわけでございます。これも、さしあたり日本語の極東放送会社の放送を認め免許で一カ年間だけ放送を許すということになりますわけでございます。

○野上元君 この極東放送は島内放送ですね。この極東放送は、いづれも島内放送ですか、海外放送ですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 復帰後は、沖繩県内の放送ということになりますわけでございます。

○野上元君 沖繩県内に英語を解する人がどのくらいおるのですか。英語放送をやる必要があるのか。沖繩県内にどれくらい英語のわかる人がおるのですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 英語のわかる人の人口は、私は見ておりませんが、必要であれば外務省のほうから答弁させます。

○野上元君 私は、いま事務官僚から話を聞こうと思ひません。あなたのはうは、これを免許するといふのですから、認めるといふのですから、

情勢を、ものごとを全部調べた上で認めなければおかしいと思うのですよ。全然英語放送が必要なのかどうかかわからないのに、これを五年間も認めるというふうな、そういう行政のやり方がありますか。それは非常にまずいんじゃないですか。何のために英語が必要なんです、沖繩に。

○国務大臣(廣瀬正雄君) アメリカの軍人、その家族というのは、英語はもうわかるわけでございますが、それと、沖繩県人でも長くアメリカの施政下にあつたわけでございますから、英語を理解するといふような人もかなりできてゐるんじゃないかと、かように考へておるわけでございます。

○野上元君 郵政当局としては、沖繩に対して英語の放送必要ありと認めたわけですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) これは、御承知のように、アメリカの、外国の法人会社でございますから、電波法では第五条でこれは許されないと、これになつておるわけでございますけれども、これはまた外交折衝上認めざるを得ないということになりましたわけでございます。したがつて、暫定的に短期間認めるということにいたしましたわけでございます。

○野上元君 そういう答弁をされると、これは総理に聞かなければなりません、郵政当局としては、英語の放送は必要ないと思つておるのだと思ひますよ、沖繩に。にもかかわらず、これを置かなければならぬということとは外交折衝上やむを得なかつたのだ。だから、郵政省もそれに従つたのだという御答弁ですから、総理に聞きたいのです、VOAがあつて、そしてまた極東放送の英語の放送がある。何でそんな二つも必要なんです。どうしてそれを認められなければならぬのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) いまの極東放送会社は英語と日本語をやつてゐるのです。

○野上元君 中国語もやつてゐるでしょう。

○国務大臣(福田赳夫君) 非常に評判がいい、そしてそういう受けのいい放送でございますが、私

どもは、沖縄返還にあたりまして島々の上における米系企業をどうするか、という問題に当面したわけでございます。米系企業は、とにかくアメリカ支配が二十六年続いたわけでございますから、そこで、かなりのものができてきた。それを復帰返還後に一体どういうふうに取り扱うかというのを一般論として考えたわけでありますが、まあ、いろいろ国内法上の手続等はとらせますが、二十六年間、とにかく沖縄の発展のために貢献してきた。そういうことも考え、それから日米間の関係ということも考慮いたしまして、原則としてこれは存続ということ。しかし、存続した後においては日本の国内法令に従うわけでありますけれども、たとえば外資法——自由化されない業種でありまして自由化があったような結果になるように、そういうような認可を与えようというように、この放送なんです。その一環、一つの事例が、この放送なんです。そして、いまある放送会社を二つに分けて、そして、いままでの企業は、期限つき、つまり五年間でストップをすることの英語放送、あとは、いままで評判がいいと言われておった、評価も受けておりましたので、ずっと日本語放送をさせるということにいたしました。う、こういうふうにしたわけでありまして、ほかの石油の事業とか、いろいろの事業がありまして、けれども、それに対しては、わりあい注意深く扱ったと、こういう感じを持っております。

○野上元君 私、主権国家としての日本という立場から見ると、沖縄が返ってくる、しかし、その見返りとして、こういう主権を侵害するようになると、画竜点睛を欠いておるといふような気がするのです。しかも、VOAの問題については、先ほど来いろいろと議論したところですが、このVOAというのは、世界的に有名なアメリカの一つの広報機関です。しかし、極東放送というものは、またちよっと違いますね、性格が。その残す方法が、片一方は、もう全く日本の電波法を排除して残しているわけですね、VOAは。ところが、極

東放送の場合には、日本の電波法あるいは放送法の条規に従って残すわけですからね。そこまですなかなかならぬ、残してそこまですなかなかならぬのかというところは、だれだって考えるんじゃないでしょうか。これは、常識のある人ならば、何でも、愛知交換公文には、なぜそこまで同情的にやらなかなかならぬのかということが私たちの疑問なんです。しかし、あなたは、評判がいいと言っておられるけれども、どこが評判がいいのです。屋良建議書によれば、琉球立法院は一致してこれをやめてもらいたいと言っておる。どこで評判がいいのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 聴取者の間におきまして評判がいいと、そういう意味でございます。これは二十六年間、とにかくアメリカの施政が行なわれたわけですから、その施政権下においてアメリカの企業がずいぶん出てくるのです。それを、施政権が返還されたというので、直ちに業務が停止になる、こういうのもいかにあろうか、そういうふうにも考えます。そこで、おおむねの企業につきまして、これは国内法の手続に従って存続を許す、こういうふうにしたわけでありまして、特に極東放送会社につきましては注意をいたしましてその取り扱いをきめた。つまり、二つに分けて、英語放送については五年間限り、それから日本語放送につきましては、財団法人極東放送というものを新たに作りまして、完全なわが国の電波行政の一環といたしましての立場においてその営業を免許する、こういう方針をとったわけでありまして、かなり注意したつもりでございます。

○森勝治君 関連。関連でお伺いしたいのでありますが、外務大臣は、非常に評判がよいとおっしゃる。佐藤総理やあなたの頭の中で、われわれと違ったアンテナをお立てですから、あなたの方のアンテナがこわれていない限り、キャッチされたのは評判がよいんでしょ。この前私が指摘いたしましたのが、

沖縄の音が届かなくても、アメリカの音はどんなに入るのであるから、協定してどんな判決をおつきになったのでしょ。しかし、あなたは、いま評判がよいとおっしゃるが、沖縄ではこれは完全拒否ですね。五月十七日の琉球立法院は、まさに全会一致で、特殊部隊と同様に、VOAや極東放送施設の完全撤去というのを決議しております。これは屋良建白書でも明白にうたっているはずでありますから、御承知であります。どこをさして評判がいいと言ふのか、全くこれは理解に苦しむのであります。

それから極東放送が沖縄の民生や復興に寄与してきたというけれども、私は、あなたがそう言ったって、だれが、沖縄の皆さん、また内地の皆さん、本土の皆さんが、信ずるでしょうか。私は、むしろ、それよりも、この外国系資本の方々が、沖縄で民政府の庇護のもとに、収奪をほしきままにしてきたのではないかと、これを、われわれは事あるごとに指摘をしてきているわけなんです。あなたの言うようなことは全然違います。それから、もう一つ言っておきますが、御承知のように、免許というものは厳重な審査を経て三年間に限って免許をおろし、三年たてばまた次の免許をおろすかどうかということと審査を経るのであります。単に愛知書簡ということ、これの英語放送を五カ年間というふうな、厳重な国内法のワケがあるにもかかわらず、そういう書簡で認めるなんというところ、これはアメリカに全く押され押されて、押され抜いたのではないかと思うのです。

ですから、私は、いま三点ごあげいたしました。が、どうも外務大臣の答弁は合点がいきません。納得ができません。したがって、その点についてお答えをいただきたい。

示したものであります。それから、もう一つの問題は、何をとらえて評判がいいとするかということでございますが、これは、聴取者の間でも、こういうことを申し上げておるわけですね。私も、そういう報告を受けております。そういう意味合いにおいて評判がいいと申し上げたのであつて、これは主席がどうだとか、立法院がどうだとか、そういう意味合いのことじゃないんです。

○森勝治君 ほかの二点に答えられておらないんです。それから、評判がよいというのは、評判がよいよいという主観的な表現であります。具体的に沖縄を代表する屋良主席、いわゆる沖縄の政府並びに沖縄の立法院、公的機関で満場一致でよくないと、いただけないと指摘しておるんです。あなたは、どこの国の評判がよいというのですか。明確に答えていただきたい、逃げないで。これは非常に大切なことですから、ぼかさないで。時間さえたちゃ何とかなるだろうなんて考えを持たれたら困りますから。この前の私の発言と、きょうの発言とに、あなたは答弁の中で非常に隔たりのある発言をされておる。しかし、私は関連ですから、それはここではごあげいたしませんけれども、どうぞひとつ、きょうのこと、きょうのこと、あすのこと、あとも師走の風の変る、それのごとき外務大臣の発言ではまことに困りますから、ひとつ千古不易と申しませうか、何年たっても終生変わることなきおことばをいただかなければ、どうにも納得できません。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、私の答えが違っているとは思いません。どうも森さんと、この間もやったのですが、全部すれ違いの間答だったように記憶しております。私は、いま申し上げておるのですが、聴取者の間において、こういう番組であったと、こういうことを報告を受けておるのです。そのことを率直に申し上げた、そういうことでござい

○野上元君 それは日本語のほうですか、英語のほうですか。——日本語ですね。英語のほうはどうですか。英語のほうは評判いいですか。

○政府委員(吉野文六) 英語のほうも、非常に聴取者が多いことを聞いております。

○野上元君 聴取者が多いというのは、どこですか。それは沖繩以外の聴取者ですか。沖繩島内における聴取者が多いということですか。それはデータがありますか。

○政府委員(藤木栄吉) 先ほど外務大臣からもお答え申し上げましたように、一般的に言うところ、評判がいいというのを聞いております。ただ、聴取者の数はどのくらいであるかというところは、私も、まだはっきりした数字はございません。

○野上元君 そういう答弁じゃ答弁にならないです。善処してもらいたいですね。評判がいいといつても、そういううわさがあるという程度です。資料がないというのですから。どれくらい英語の放送が聞かれておるか。それが残すに足る放送であるかどうかの資料が全くないのですからね。ただ、あなたのさういうムードです。ムードでそういうことを言っておられるわけですよ。これじゃ残すという理由になりませんね。VOAを残し、極東放送の英語放送を残し、そして財団法人日本放送協会の放送会社をつくる、なぜそういうことまでしなければならぬのですか。とにかく評判がいいというやつはデータをください。データをもらわなければ、これを認める、認めないといつても判断のしようがない。——答弁はいよいよ、データをください。

○政府委員(藤木栄吉) それでは、さっそく調べまして後刻御報告申し上げます。

○野上元君 この問題について質問しようとするのに、これではどうも質問しようがないじゃないか。資料がなければ私は判断ができないですよ。資料が出るまで休憩してください。

○委員長(長谷川仁君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こして。

○野上元君 それでは、委員長を中心に理事の皆さんでおきめ願ったことに従って質問を続行したいと思っております。いまの問題は残念ながら質問に入れませんから、後ほどまたその点に質問する時間をお与えくださることをお願いして、次に入ります。よろしいですか。

○委員長(長谷川仁君) どうぞ。

○野上元君 郵政大臣にお聞きしたいんですが、いま、郵政省の電波監理行政方針として、各県に波の割り当てがありますね。チャンネルプランといいますが。そういうものがありますね。それによりますと、ラジオについては大体一局、そしてテレビは二局ですか、UHFを入れて二局というような基本方針がありますね。その点、間違いないですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 詳しいことは、電波監理局長から御答弁させます。

○政府委員(藤木栄吉) おっしゃる通りに、大体各県に、ラジオにつきましては一局、大きなところでは二局ないし三局。テレビは、各県大体民放につきまして二局、大きなところは三局ないし四局、あるいは東京は五局、そういうことになっております。

○野上元君 大体わかりましたが、沖繩の県民は、大体百万ですか。百万というところ、日本の県に比較すると、どの辺に当たりますか、佐賀県か山梨県ぐらいですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 大体そうだと思います。

○野上元君 この沖繩に、いまでさえ、先ほど私がお尋ねしたように、ラジオ放送は二局あるのです。テレビも二局あるわけですか。ということ、は、もうすでに、あなたのほうの基本方針から、はみ出ているわけですね。そして、いま電波監理局長が言うように、特に大きな県においてはラジオを二局置いておるところもあるという御答弁です。ということになると、この基本方針をきめられたということは、民放の経営状況等にもや

り関係があると思うんですよ。二局でさえ民放として経営が成り立つかどうか、実は心配しておるのです。私も調べたことがないから、わかりませんが、そこにもう一つ日本語放送が入る、民放が生まれるということについて、電波行政方針から見て、どうなんですか。どうですか、郵政大臣。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 新しく日本語放送の財団法人を日本で認めるということになりますと、それはもちろん、御承知のように、チャンネルプランを立てなくちゃならぬことになるわけですが、いまして、県の実勢人口等から申しますと、私は、特に新しいラジオとかテレビが必要だと思いませんけれども、ただ、長年にわたりまして非常に気の毒な状態にあります沖繩県でございまして、特に重点的にそういうような文化施設と申しますか、住民の福祉施設、こういうものにつぎましては、他の県よりもむしろ重く考えまして、そういうような放送事業を認めるというふうなことにいかなくちやなるまいというふうな感じを持っているわけがございまして、もともと、そうした基本的な考え方よりも、むしろ極東放送につきましては、外交上、また、先ほど外務大臣が答弁されましたように、長らくそのような放送をやっております極東放送の事業というものを突然中止させるといふことはいかにも気の毒だと、従来の企業の利益を害するということも勘案いたしました。特に沖繩に限りましては、そのような措置をとろうということにいたしておりますわけがござい

ます。

○野上元君 はかの在来二つの民放は、どういう意見ですか。もう一つあってもいいかどうか、こう言っておるのですか。

○政府委員(藤木栄吉) 在来二局からは、これは反対であるという御意見が出ております。

○野上元君 それは営業が成り立たぬというふうな考え方から強くと在来の二局は反対していると思ふのです。それを、極東放送がいままでやっておったからこれを引き継いで——突然これを切ることは気の毒だと、だから引き継いでやらせるん

だというふうな郵政大臣の御答弁ですけれども、いままでは、御承知のように、極東放送というのはカリフォルニアのベルモントに本部があるんですね。そして、これは営利事業ではありませんが、寄付金あるいは補助金というふうなもので経営が成り立っているわけですね。したがって、営利は全然関係ないわけですね。だから、経営なんていうことを考える必要はなかったのです。しかし、今度は、あなたのほうは、これを極東放送ではなくして——名前は極東放送というところになるけれども、日本の財団法人としての一つの民放の性格を持たした新しいものとして出てくるわけですか。極東放送を引き継いでやらせるということとは全然関係ないわけなんですよ。全然別個の民放をつくるということになるんですよ。そして、ベルモントとは、これは切れたなやならぬはずですね。何でもそれを引き継いでやらせなければならぬという同情的な配慮が必要なんですか。引き継いでやるというのなら、何も日本財団法人をつくらないで、いままでの極東放送で五年間やらせればいい。どうしてそこに財団法人をつくるんですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 英語の放送につきましては、先刻申しましたように、米軍とか、その家族とか、あるいは米系の企業でありますとか、あるいはまた日本人、沖繩人にいたしまして、長らくアメリカの施政権下にありましたわけですから、かなり英語になすんでいる人も多いだろうというふうに想像されますわけがございまして、英語の放送については、そういう方々が興味を持って受信するということも考えられますわけがございまして、これは日本の内地とは非常に違った趣きだと思っております。日本語の放送につきましては、これはまあ財団法人でございまして、営利を全然考えずに放送する事業体だと、こういうふうに考えておりますわけがござい

ます。

○野上元君 時間が参りましたので、この辺でやめたいと思っておりますが、どうも時間足らずで、問題の核心に触れ得なかったわけですから、まだ

発効するまでには相当時間があります。したがって、通信委員会を引き続いてこの問題については質問していきたいと思ひます。

で、いずれにいたしましても、いままでも私が質問して皆さん方にお答え願ったのですが、なお水解しない点がたくさんあります。おそらく私一人じゃないと思います。福田さんは、私のようなわからぬのがおるからこういう法律をつくったんだというふうなことを言われましたけれども、私一人じゃないと思うのです。相当多数の人が、VOA、極東放送の引き継ぎについては、やはり一つの疑惑を持っておるといふことは事実だと思ひます。したがって、その点を十分政府は配慮しながら、この問題に対処してもらいたいということをお願いして、私の質問を一応きょうは打ち切りたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) 長田裕二君。

○長田裕二君 二十七年ぶりの沖縄復帰を目前にいたしまして、このたびの国会の審議ですが、その復帰そのものも、当委員会でも審議されております諸法案の成否あるいは成立の時期にかかっているとも言われておりまして、私も、その責任を痛感する次第です。

当委員会での審議や、公述人の御意見あるいは国会内のいろいろな審議の機会などを通じて、今回の復帰に伴う特別の措置は、たとえば第三次の沖縄処分だとか、あるいは本土側の都合でばかり沖縄を左右しようとしているとか、まあ、はなはだしいのに至りましては、毒の入った水を沖縄の人に飲ませるといふような見方もあるようでございますけれども、私は、戦時中はもちろん、戦後を通じて、本土のほうも、飢えと貧窮と、どん底にありました時期も、また相当繁栄していると言われております今日の段階におきまして、一貫しまして日本人ほとんど全部は——ほとんどというこはもとまらないと思ひますけれども、

も、沖縄の方々にはたいへんな御迷惑をかけた、まことに申しわけない、何とかしてあげたい、さらに施政権で分離をされておりますけれども、なるべく早い機会に一体になりたい、苦楽をともにいたしたい。ともにするといふよりも、いままでのことを考えて、苦はなるべく少なく、楽はなるべく多く与えるようにして差し上げたいという気持ちを持っていてと思ひますし、政府の施策も、はばさういふ線に沿ってやってこれたと思ひますのでございますけれども、いままでもありさういふ声が国会の審議の過程で出ておりませんので、この連合審査の段階で、通信関係の諸業務に關連して、若干御質問いたしたいと思ひます。

最初に、いまから二十年前、昭和二十六年、ですから講和条約の発効前、奄美群島復帰の二年前のころですが、沖縄地区、奄美群島地域におりますそれぞれ数千人の向こうの郵政内部におります職員の人たち、この人たちは、引き揚げという概念には必ずしも当てはまらない、現地で生まれ、育ち、現地の郵政官署につとめておった人たちが、生活事情その他の関連で、どうしても本土に移りたいという希望を強く持ちまして、こちらに——郵政省あるいは電電公社に働きかけてきた。その際、ちょうどこれは第二次行政整理の時期で、いまと事変わりまして、いまは労働力不足ですが、そのころはどうして人員削減をするかというところで、それぞれ非常に苦勞しておった時期でもございまして、そういう時期に、それぞれ数千人の人たちからの強い希望の表明があった。これを、私の記憶によりますと、一人残らず受け入れたと思ひますけれども、どういふやり方でその際受け入れたか、政府委員からでけこうですが、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(北雄一郎君) 終戦に伴ひまして行政権を分離された地区に所在する通信官署に在職する職員の中に、当時、本土に引き揚げたい、かつ部内に就職をしたい、こういふ希望が非常に強うございました。具体的に、当時、郵政大臣に嘆願書が出るというふうな状況でございました。そ

こで、当方といたしましては、これら職員のうちで本土に参る、そして直ちに部内に就職を希望する、こういう人々につきましては、できる限りこの部内に受け入れるという方針を定めて、昭和二十六年の九月に、そういふことに關します通達を出しまして、それに基づきまして、そういふ措置を実施したわけでありまして、その内容については、ごく簡単に申し上げますと、行政権分離当時以前からずっと在職している人たちにつきましては、そういう希望があれば全員引き受けよう、分離後現地で就職した人については極力受け入れよう、また、その内容につきましても、俸給その他につきまして、あとう限り本人の不利にならないような配慮をする、こういふことを実施したわけですね。

○長田裕二君 次に、お年玉つき年賀はがきは、終戦後しばらくたってから発行されました、それについての寄付金をつけることにもなり、その寄付金の配分が毎年行なわれてきたと思ひますが、沖縄に對しまして、南方同胞援護会を通じて毎年相当の金額が贈られ、それが施設となつて残つていと思ひますが、その年次別の金額あるいは施設につきまして、なるべく簡単に答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(廣瀬正雄君) お答えいたします。御承知のように、沖縄地域の住民を援護いたします南方同胞援護会というのがございます、これを通じて、昭和三十三年から現在に至るまで三億五千五百三十万円配分いたしておるのであります、その対象は、沖縄福祉病院、中央育成園、血液センター等九か所、十五件の建設にそのような援助を送つておりますわけでございます。

○長田裕二君 本土の各県につきましては、同じような種類のいわゆる多額配分は六、七年に一回くらいしか回つてこないと思ひましたが、沖縄については毎年それが行なわれたというふうな記憶しておりますが、ただいまのお答えも、そういうような内容だというふうな理解をいたしま

す。

なお、沖縄の電気通信用放送は、それぞれ戦後独自の発達を遂げてきたわけですが、これにつきまして、最近になりまして日本側から支援協力を相当してまいりまして、これが一そう発達をしてきたというふうな考えられますが、その状況をかいつまんでお答えを願ひたい。

○政府委員(森田行正君) 年度を追つて簡単に説明いたします。

三十六年度、三十七年度に、日琉間マイクロウェーブ回線の建設をいたし、贈与いたしました。次に、四十一年度、四十二年、先島地区テレビジョン放送設備の建設をいたし、贈与いたしました。四十二年、四十三年に沖縄本島——先島間マイクロウェーブ回線を建設いたしました、贈与いたしました。それから四十三年度には、那覇地区におけるテレビ放送に必要な設備を設置し、無償貸し付けしております。四十三年度には、日琉間テレビジョン用マイクロウェーブ回線を増設いたしております。それはOHK用テレビシステム、それから民放用テレビシステム。それから四十四、四十五年には、老朽局舎の改善のために財政投融資から一億一千万ばかり出してあります。それから四十四、四十五年度は、沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設等の設置をいたしまして、無償貸し付けをする予定であります。昭和四十五年度には、日琉間電話回線の増設百八十回線をやってあります。最後に、昭和四十五、四十六、四十七の三年度にわたつて、日琉間カラー放送用マイクロ回線の新設をする予定でございます。

○長田裕二君 いま本土では郵便番号制度が実施されておりますが、これは相当前から計画されておつたものと思ひますが、その際、復帰後沖縄に与えるべき郵便番号、沖縄地域につけるべき郵便番号がそのころからきめられておつたと思ひますが、その経緯につきまして郵務局長から、なおまた、日本と沖縄の郵便制度は、形の上では外国

郵便の制度でありながら、実質は内地並み、本土内相互の郵便と同じようなことであつたとも思いますが、簡単にその要点をお答え願います。

○政府委員(清田木繁君) たいま先生御指摘のとおり、郵便番号付定の際にあたりまして、将来沖縄が日本に復帰するであろうことを前提として、郵便番号をとおいたわけでございます。したがって、その郵便番号は東京から始まって南に逐次番号を打っておりますが、鹿児島が八九になつておりますが、その次の九〇番台を沖縄にとつておくということで、当然日本復帰のことを予想して付定しておたわけでございます。

それから、本土と沖縄との間の郵便の制度の問題でございますが、ただいま御指摘のように、当然これは外国郵便で処理すべきものであります。特に沖縄間におきましては、これは船便の關係でございますが、完全に本土並みの料金でもって相互に郵便が出来るようなシステムにしておたわけでございます。

○長田裕二君 まあ、通信という特殊性もありまして、同じような制度がやりやすかつたというよりなこともありますが、今度復帰いたしますと、現在の段階では、まだ相当両方の業務の相違もあるんじゃないかと思ひます。こちらではやっておつて、向こうでやらないという業務がかなりあるのではないかと思ひますが、それらについて郵政省側はどういう手順でその業務をふやしていくとしてゐるのか、それについての構想をお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(清田木繁君) 郵便関係につきましては、沖縄では大体本土並みの制度を、いま、しいておきますが、しかし、こまかく見てまいりますと、速達制度とか配達面における二度配達とか、そういう面、あるいは郵便局の窓口時間の問題、そういう問題につきましては、必ずしも本土並みになつておりません。したがって、われわれとしては、復帰後すみやかに本土の制度を沖縄にも施行していきたいと思ひます。ただ、いろいろ沖縄の特殊事情によつて、たとえば窓口時

間等になりますと、そこに働く職員等の勤務時間の問題にもからんでまいりますので、そういう点は、いろいろ、労働協約、そういうふうなものに基づいて、その窓口時間の延長というものは考へてまいりたいと思ひます。

それから、なお、速達、二度配達、そういうものにつきましては、運送便、いわゆる飛行機あるいは自動車、バス送、そういうものの実情によりまして、効果のある面のほうから逐次着手していきたいと、こういうふうにお考へております。

○長田裕二君 いま日本では、やっております一種定形、二種の航空送達、普通郵便物でも航空送達にするというやり方は沖縄にまで延ばして実施いたしますか。

○政府委員(清田木繁君) 当然、いま本土に行なつております一種定形、二種につきまします航空郵便、いわゆる普通送料で航空で運送するという制度は沖縄にも施行したいというふうにお考へております。

○長田裕二君 貯金、保険についてもお答え願ひます。

○説明員(滝本哲郎君) 貯金関係について申し上げます。

現在未実施のものにつきましては、貯金で、積み立て郵便貯金、住宅積立郵便貯金、定期郵便貯金がございます。為替関係で定額小為替が未実施でございます。郵便振替は全面的に沖縄で実施いたしております。これらの業務につきましては、復帰後やはりすみやかに本土並みに実施いたすつもりでございます。

○政府委員(野田誠二郎君) 簡易生命保険及び郵便年金の同業務につきましては、行政権分離後実施されておきませんので、これは復帰の時点におきましてすみやかに本土並みに業務を行ないたいと、かように考へて準備を進めております。

○長田裕二君 沖縄での放送の問題については、先ほどの野上委員の御質問の中にも触れられましたが、公共放送、民放を通じて、現在とそれから復帰後の状態、まあ直後といひますが、長い

目で見てどういふふうになつていくか、そういうことにつきましてもお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤本栄君) お答え申し上げます。

公共放送につきましては、現在テレビしか放送しておりませんので、復帰後はNHKがラジオにつきまして、すなわちラジオの第一、第二放送をすみやかに実施する。そのほかに、テレビ自体も、御存じのように総合テレビが大部分でございますので、教育放送のテレビのチャンネルも教育放送用の送信機を用意しまして教育放送を実施する、そういうことになつておるわけでございます。

○長田裕二君 民放は……

○政府委員(藤本栄君) 失礼いたしました。民放につきましては、現在ラジオ二局、テレビ二局というところでございまして、復帰後はそのまま継続する、そして、ラジオにつきましては、日本語放送が財団法人極東放送によつて行なわれ、英語放送が従来の極東放送株式会社で行なわれるというところでございます。

○長田裕二君 現在、先島地区、宮古群島、八重山群島につきましては通信用のマイクロウェーブはできておりますが、テレビの中継ができないためにビデオでやっておる。そうすると、NHKの朝のニュースが、夕方、向こうで、おはようございますというところで始められると、まあ、日本語を間違えてしまふようなことになるんじゃないかと申されておりますが、それらに対してはどういうようなかまえて臨む方針であるか、あるいはまた、カラーテレビなどが現在沖縄でやられておきませんけれども、そういうものがいつごろ、どの程度これからできていくものか、それらについてもお答えを願ひたい。

○政府委員(藤本栄君) いわゆる先島地区のテレビにつきましては、御存じのようないくつかでございますので、私もひとりで、一刻も早く同時に放送できるようにということで、従来もある程度調査したわけでございますが、復帰後もさらにその調査を進める。特に現在電話回線、マイクロの

電話がございしますが、それを利用して、実験的に調査をするということで、もしそれがうまくいけば、さしあたりそういう臨時の措置で、おそらく質はあまりよくないだろうと思ひますけれども、先島にテレビを送つてもらおうと思つております。ただし、あくまでもこれは臨時的なものでございまして、行く行くは海底ケーブルを使いまして沖縄本島と先島地区は同時に放送ができるようにしたいと、そういうふうにお考へておるわけでございます。

なお、カラーテレビにつきましては、先ほども官房長のほうからお話ございましたように、現在、日本から琉球の本島に対してカラーテレビの工事をしておりますが、これがおそらく来年の七月ごろまでには第一回線が完成するというところでございまして、年内にはさらに二回線程度を増強するというところで進んでおるわけでございますので、そうした既におきましては、沖縄本島におきましてもカラーテレビが楽しめるということにならうかと思ひます。

○長田裕二君 電気通信の面につきましても、現在本土と沖縄は相当の違ひがあると思ひますが、たとえば離島などで昼間だけしか電話の通信を扱つておられない。夜になると、もう全然通信の道もないというところも何カ所かまだ残つておる。郵便局があつても、そういう状態であるところが残つておると思ひますけれども、これらについてはどういふような方針でその改善を進めていくつもりでありますか、お答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(牧野康夫君) お答え申し上げます。沖縄におきまします離島関係の通信は、確かに、先生御指摘のとおり、かなり現在まだ昼間一時間、昼間の一ときだけという状態になつております。これは全体で二十七局あるんでございしますが、そのうち、そういうふうになつて、二十四時間サービスをしていないところが六カ所ございします。これは、復帰の時点までに、現在の琉球電電公社におきましては、海底ケーブル等でこれをつない

で、それを二十四時間サービスに持っていきたい、こういうふうに住じております。また、今度は、復帰後におきましては、これらの回線をさらに完全なものにいたしまして、かつ離島のほうの局も手動交換のようなものから自動交換に逐次かえてまいりまして、本土と同様に全国即時通話ができる状態に持っていきたい、さよう計画している次第でございます。

○長田裕二君 料金や制度のことについても相当な変化が予想されますが、どういうようなものがあるか、それもお答え願いたいと思います。

○政府委員(柏木輝彦君) 復帰後、沖縄の制度、料金は全部本土と同じように運んでおるわけでございますが、概して申しますと、一般的に料金水準が沖縄のほうはかなり高い。たとえば、基本料を那覇局の場合にとりてみますと、これはドル三百六十円の換算でございますが、たゞいま事務用、住宅用、これは区別がないのでございまして、ともに千五百六十六円、これが本土に復帰いたしますと、事務用につきましては千円、住宅用については七百円というふうなことになるわけでございます。あるいは、その通話料にいたしましても、公衆電話は現在十八円、これが十円になる、加入電話の度数料七円二十銭が七円になるというふうなぐあいでございます。特に市外通話、これはたいへん安くなりまして、那覇と名護との間の通話、それは七十二円が二十一円、これは三分の通話でございます。それから那覇―石垣島の場合、これも三分二百八十八円が百八十円というふうな、非常に割安になると思っております。特に、本土―沖縄間のサービスでございますが、これは、たゞいまお話が出ておりましたカテーテレビ用のマイクロウェーブの建設を、いま非常に難工事を進めておるわけでございますが、復帰後おそろく三ヶ月程度の余裕があれば、これによって自動即時のサービスができる。現在二十分ないし三十分の待ち合の時間があるわけでございますが、これが即時化される。しかも料金は本土並みになるわけでございます。たとえば東

京―那覇間が現在千五百円でございますが、待時式で、しばらくの間は三百三十円、これが自動化されれば二秒半に七円、東京から福岡、あるいは九州地帯と同じような料金で那覇まで通話できるということになるわけでございます。ただ一点だけ料金の面で違っておりますのは設備料でございます。現在、本年から本土では五万円ということに引き上げたわけでございますが、那覇では現在二十五ドル、約九千円相当の設備料になっておるわけでございますが、これにつきましては、ことしの六月十八日以前に申し込みをされておられる方が、かなり過去までさかのぼってたくさんあるわけでございますが、これにつきましては段階的な料金の減免特別措置をするということである運んでいこうと思っております。

○長田裕二君 いままでお聞きしました郵便貯金、保険、あるいは電気通信、放送関係、それぞれ業務も相当内容が変わってくる、主としていかに変わるわけでございますが、それに関連しまして、たとえば郵政関係では相当業務がふえてくることに伴う増員もかなり必要になるのではないかと。あるいはまた、公共放送の面を言え、テレビでも、現在総合にはば相当するものが一チャンネルだけであります、もう一つチャンネルがでる。あるいはラジオもやる。そういうことに伴うもの、あるいは電気通信につきましても、改善に伴って相当の増員も予想されると思っておりますが、それらにつきましてのその措置、あるいはまた、OHKからNHKへの職員の異動ですか、移りますこと、そこらにつきまして遺憾のないように、私、郵政大臣に對しまして心から遺憾のないような御措置をお願いいたしますが、大臣のそれにつきましての御所見を承っておきたいと思っております。

○國務大臣(廣瀬正雄君) 私もそのように考えておりますわけでございますが、万遺憾なきを期したい、本土に返ってきてよかったというふうなことになくちやならないと思っております。なお、各部門につきましての詳細な御説明が必要であ

あれば、人事局長から説明させます。

○長田裕二君 なお、職員の処遇の問題でございますが、これは、国家公務員、地方公務員、それぞれ一定の基準に従ってなされると思っておりますが、ある程度事業によって特殊性もある。まあ特別法、郵政職員などについては特別法の適用、公社の職員については公社で定められるものが適用されるわけですが、それらにつきましても、決してひどいことにならないように御留意をお願いいたしますとともに、また、保健関係、健康を保つほうの保健関係、あるいは宿舎その他の厚生施設、従来本土の行き方と沖縄の行き方と相当違っている面がありまして、そういう面から見ると、向こうのほうの水準が落ちていような感じがいたしますが、それらにつきましても遺憾のないような御措置をお願いいたしますが、これにつきましても大臣の御所見を承っておきたいと思っております。

○國務大臣(廣瀬正雄君) そのことにつきまして遺憾なきを期したいと思っております。原則として、郵政職員あるいは電電公社の職員、国際電電の職員、本土に帰還すると同時に、なるべくすみやかに、そのような状態に持つてまいりたいと考えておりますが、詳細な御説明が必要でございますれば、人事局長から説明させていただきます。

○長田裕二君 まあ私、時間もありませんので、これでやめにいたしますが、たゞいままで数点申し上げましたことは、決して沖縄の人たちに対して善意を売りのものにするとか、そういう意図ではございません。冒頭申し上げましたような気持ちから、また、そういう内容が、単に通信関係だけではなく、全部に及んでいるというふうな思っておりますが、たまたまこの連合審査というところで、通信関係についてだけお聞きしたわけでございますので、この点、最後に御了解をお願いいたします。私の質問を終わります。

○委員長(長谷川仁君) 松本英一君。

○松本英一君 まず、総理大臣にお伺いいたします。昨二十四日、夕刊のトップ記事によりますと、ロジャーズ米國務長官は、二十三日の記者会見で、返還期日はまだ決定されていないが、七二年の中ごろのある時期となるであろうと述べておられます。この発言を常識的に解釈すれば、おそらく、返還の期日は六月から七月になると推定されます。この返還の期日から逆算すれば、二月末日までに沖縄返還協定の批准書を交換すればよいことになりまして、本委員会に付託されている公用地暫定使用法案をはじめとする関係国内法案が、米側が主張するように協定批准の前提であることを認めても、三月末までにこれら関連法案が国会で可決されればよいことになりまして。

そこで、第一点は、現在の時点でもなお、四月一日返還に米國政府が同意するとお考えになつておられますか。その二点は、公用地暫定使用法案等、問題となる点が多い関連法案審議のため、このあわただしい年末に会期を延長して、また、本年度予算の年内編成までもあきらめて、これら関係法案の国会通過を意図される理由は何であるか。これら関係法案を次の国会に継続して審議を行ない、国民が抱く疑問点を解明することこそ必要であると考えざるを得ません。通常国会に継続して審査せよとの主張に対する総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) ロジャーズ長官の記者会見、また、その際に話が出た、いわゆる返還の時期が一体いつになるか、私どもは、できるだけ早い時期に返還が実現するようにと思つて、鋭意そのほうの努力を続けておる次第であります。そういう際に、一昨日のような新聞記事が出ると、たいへん兩國の間に準備その他の点で、まだまだ詰めなければならぬものが相当残っているなど、こういう感を深くするのでございます。当方としては、たゞいま、いままでも四月から七

関係人その内容がわかりますような方法で通知をいたしたい、かように考えているわけでございます。

○松本英一君 二条二項の告示する内容としては、土地の区域または工作物及び土地または工作物の使用の方法を規定しております。対象物の所在、種類、数量、使用期間等がばく然としており、目的物件が特に規定されておるとは言いがたいのであります。土地取用法の事業認定の告示では、具体的な事業計画、事業期間、図書等が縦覧されることになっておりますが、目的物を特定しない告示は関係権利者の利益を著しく侵害するものと考えますが、御見解を求めます。

○政府委員(島田豊君) 「前項各号に掲げる土地となるべきものの区域又は同項第一号に掲げる工作物となるべきものの及び当該土地又は工作物の使用の方法」を告示することになっておりますが、実際には、土地の所有者なり関係人が、自分の土地がその後使用されるべき区域の中に入っているかどうかということを十分に判断できる程度のものでなければならぬわけでございます。そのお説のとおり、その区域等につきましても、所在地あるいは区域あるいはその範囲、そして、要すれば図面、こういうものを内容に織り込みまして、自分の土地がその対象となっておるかどうかに十分判断できるように資料を整えてこれを告示するということを考えておるわけでございます。

○松本英一君 公用地等の暫定使用に関する法律で規定する土地の概念について御説明を願いたいと思います。

この法律に規定する土地には、海面の下にある土地は含まれないと解するのが正しい。もし海面下の土地でも含まれているとすれば、当然、この法律の中でその旨明記されておらなければならぬが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(江崎真澄君) これは暫定使用の中には含んでおりません。

○松本英一君 現在、米軍は、軍用地内におけるこれらの海没地について、土地とみなして地代を支払っているのですが、政府が今回の協定A表で返還後も引き続いて米軍の使用を認めたと八八施設、二百九十四平方キロの土地の中には、那覇軍港地区以外の軍用地内の海没地が含まれていると思ひますが、含まれているのか含まれていないのか、明確に御説明願ひます。

○政府委員(島田豊君) 那覇軍港内におきまして海没地につきましては、お話のように、現在賃借料を払っておるわけでございますが、これは、今回の交換公文によりましてアメリカが埋め立てた土地と交換をするという形で解決をせられることになっていくわけでございます。その他の海没地につきましては、これはいわゆる軍用地にはなっていないと考へます。

○松本英一君 外務大臣にお尋ねします。現在、那覇軍港以外の軍用地内では、米軍が地主に無断で工事用の土砂採取等を行なつたため海没地となつてしまつたものが、琉球政府の調べで二十三万三千八百九十九坪も存在をしております。地主側から多額の補償請求がなされておりますが、これら那覇軍港以外の軍用地内の海没地は本法による暫定使用の対象にはならないと思ひますが、念のためにお聞きをしたい。そこで、これらの海没地は本法の暫定使用の対象にはならないが、協定によつて米軍に引き続き使用を認める土地のうちに含まれていくとするならば、矛盾した関係を発生しますが、この点についての御説明を願ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) これは施設庁のはうの所管でございますので、施設庁のはうからお答えを申し上げます。

○政府委員(島田豊君) 那覇軍港以外の海没地につきましても、御指摘のように、約二十三万坪ございまして、この海没地につきましても、今度の暫定使用の対象にはならないわけでございます。ただ、米側にその区域としてこれを提供するということは、これは今後の日米間の協議であり得るのではないかと、かように考へます。

○松本英一君 那覇軍港以外の軍用地内の海没地の面積は、琉球政府が市町村からの報告に基づいて一応算出されております。その実態は、軍用地内への立ち入り調査が認められていない現在、正確な把握が不可能であるといわれておりますが、防衛庁はこの正確な実態を把握されているのかどうか、また、今後いかなる方法によつてその正確な実態を把握しようとしておるのか、御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(島田豊君) 海没地の実態につきましては、現在調査中でございます。

○松本英一君 軍用地内の海没地の実態調査のためには、軍用地内の地籍調査の実施が不可欠であります。政府は軍用地内の地籍調査の実施について、米側と、それではいかなる交渉をなされたのか、具体的に御説明を願ひます。

○政府委員(島田豊君) 軍用地内の地籍調査は、これはたいへん困難な問題でございますが、現在、御承知のとおり、昭和二十一年から二十五年にかけまして琉球政府が行ないました土地所有権確認作業、これによりまして、各人の所有権とづきまして公簿公図ができておるわけでございます。そこで、しかしながら、この土地所有権確認作業自体も、ふなれな人たちが非常に不十分な道具を用ひまして測量したというふうなこともございまして、それが必ずしも真実をあらわしておらないというところは随所にあると思ひます。けれども、それを事実と合致させるための再測量ということは、これはなかなかそう簡単にはできない、一カ所を測量いたしますと、それが全体の土地所有者に響くというところもございまして、今後は、何かそういう問題が起りました場合には、やはりその土地所有者を中心とした場合にして、その近隣の方々との話し合いによりまして、その土地の区画を訂正すべきものは訂正をする、こういうふうな作業がなされなければならぬのではないかと、将来の理想的な形として、すべてにつきましても地籍調査が軍用地につきましても行なわれることが望ましいわけでございます。

が、従来は、そういうことが、この土地所有権の確認作業の形において行なわれたということでございます。今後はどういふふうなそれをやっていくかということについて、十分われわれとしても検討してまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○松本英一君 これらの軍用地内の海没地は、米軍が地主に無断で土地の形質を変更したものであります。当然、復元補償の対象となりますが、これら請求権の取扱いについてはいかに考へておるのか、御説明を願ひます。

○政府委員(島田豊君) 那覇の軍港におきまして海没地につきましては、従来から賃借料を払っておりました。そこで、その他の海没地につきましても、これも先ほど申しましたように、現在まだ実態を十分把握いたしておりませんので、今後、実態を把握いたしまして、復元補償の問題が起りますれば適正な補償をする、こういう方針でまいりたいと思ひます。

○国務大臣(江崎真澄君) ただいまの施設庁長官からの答弁で尽きるわけでありましたが、もともと土地所有者の権利を守つていうたてまえから申しますならば、施設権が戻りましたから十分調査をして、こういう問題は行き届いた対策をしてまいりたいと思ひます。

○松本英一君 衆議院において、福田外務大臣は、これら那覇軍港以外の海没地について何らかの国内的措置を講ずると答弁をされております。では、すでに地元市町村から補償請求金額が明示をされている今日、具体的に補償の措置を講ずると明確に言明をしていただきたいと思います。御見解を求めます。

○国務大臣(江崎真澄君) 先ほど施設庁長官からも申し上げましたように、軍用地内の調査というのは非常に多岐にわたりますのと、困難性を伴うわけでありまして、したがって、こちらに施設権が戻りましたから十分調査をするということでは御了解を願ひたいと思ひます。

○田中一君 関連して。

協定の協議の際には、施政権が日本に戻ったならば、軍用地は全部調査をすることの承認と申しますが、了解をとっておるのかどうか、また、これが時限的に直ちにやるのか、あるいは何年後にやるのかという了解なのか、その点は詳細に、確実性のある答弁をしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(福田赳夫君) 施政権が当方に戻りましたら、直ちに調査を始めます。調査をいたしました結果、これは防衛庁長官からお答えがありましたように、その実態に於いて適正な処置をする、これが政府の方針でございます。

○田中一君 ですから、それを米軍と、アメリカと、はつきりと約束をしているのかどうか。また、そういうのは了解事項として文書を取りかわしてあるのかどうか。時限が直ちにいつても、四月になるのか、五月か七月かわかりませんが、その時点において立ち入りができるのだということとを、了解をとつてあるのかどうか、これを伺いたい。これは外務大臣です。

○國務大臣(福田赳夫君) その立ち入り調査につきましては、話はしておらぬやうです。しかし、現にすでに調査はいたしており、施政権がこつちへ戻ってくるという状態でございしますから、当然私も、十分な調査はできると、こういうふうに思っております。

○田中一君 それ、一番困るのです。一方的に政府の見解として、できるのだと言っている。また、防衛庁長官は、直ちにやりますと、行動を起こさなければだめです。いままでも沖繩基地の周辺を歩いておつても、車をとめると、とめてはいけないういって、ビートルでおどかされる例が現在でも行なわれている。こまできびしく日本人の立ち入りを拒んでいるところの基地内に、了解なしに立ち入ることは、むろん不可能です。したがって、いままのような答弁を今後するならば、文書なり何なり了解事項としてきめてあるのだということ以外には信ずることはできないのです。したがって、その点が明確になるまでは、松本君、い

まの質問は続けておいていただきたいと思ひます。

○國務大臣(江崎真澄君) 御心配の点は、私、ごもっともだと思ひます。しかし、これは、いま外務大臣がお答えしましたように、施政権が戻つてまいりますれば当然立ち入り調査ができるものと理解しております。現在米軍側と土地所有者とが話し合ひで一応の賃貸料がきまつておるわけでございますが、それを今度本土に合わせまして、また、本土以上にひとつ賃貸料を改めていこうというわけですね。したがって、復元補償の問題にしましても、継続契約の場面にしましても、地主と話し合ひをしてまいります段階に、御心配のような申し出が地主側からあつた場合、それを無視して、あとの賃貸料決定というわけにはまいらぬと思ひますので、事務的折衝の間に十分ひとつこれは話し合ひをし、調査すべきものは調査をして、地主側に不利がないようなあんばいをはかつていきたい、こう考えております。

○田中一君 防衛庁長官並びに外務大臣の心情はよくわかるんです。よくわかるだけに、そうした文書の取りかわしなり、あるいは完全な了解がなくては不可能だということはお内地においても同じなんです。したがって、軍事目的を持つ、ことに戦術基地として持つところの沖繩が、あらゆる面において、日本人の調査とか、あるいは見学等を拒んでおる現状からいって、施政権が返還になつた直後に必ずそれはできるんだという観念的な議論は国会ですべきものじゃないです。正しく、協定を結ぶ事前において、このように覚え書きなら覚え書き、念書なら念書を取りかわしてあるんだという前提がなければ国会で発言しやならないんです。この点をしておらぬということになるならば、いままで皆さん方が、るる衆議院においても説明している、あるいは答弁していることは虚構であると言わざるを得ないんです。その点は、ひとつはつきりしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(福田赳夫君) 請求権の問題は、海没地に限らず、これはもう無数にあります。そこで、しかしながら、その実態はつきとめなげなう。その実態をつきとめるにつきましては米軍の協力を得なければならぬ問題もあるわけですね。しかし、施政権が日本に戻つてきたと、そういう段階になりますれば、われわれはその協力を強力に求めるという態勢に移れると、こういうふうに思ひますので、請求権の実態を調査するという上におきましては、これはまあそう支障のあることはあるまいと、でなければ、その際外交折衝をいたします。

○田中一君 これは総理に伺つておきますがね。その気持ちはよくわかります。事前にそういう協定の覚え書きを取りかわすことが不可能であつたということの証拠なわけなんです。したがって、論理的に施政権が日本に移るならばできるはずだという答弁をしているんですが、まあ私は関連で質問しているから、総理から、総理の信念として、日本政府の代表としてアメリカに対しては必ずそれを実行するという約束をここで取りかわさなければ、ここで表現されなければ、これは国民がばかにされていることになりまして、しいて言えれば、防衛庁長官、外務大臣が、だまされておる、善意に解釈して、あるいは虚構のことをここで国会で表現する、表明するということになりますから、それに対する裏づけの総理の答弁をお願いいたします。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま外務大臣が申しますように、施政権が返つてくれば当然われわれの権利としてこれはやると、これだけじゃ不十分だと、前もつてそういう約束を取りつけれ、こういうお話ですが、私も、ただいま同盟国、そういう関係にございしますから、ただいまのこと十分行なえと、かような確信を持っております。なお、そういう点で問題が起る、こういうことになれば、当然これは政府の責任でございします。われわれが善処すること、これはもう田中君御指摘のとおり、私も万全を尽くしてこの問題と取り組むつもりであります。すでにも御承知だと思ひますが、米軍基地内のこの土地、これは

実態変形され、その区域も旧所有者との間の問題、これはぜひいふん至るところにあると思ひます。したがって、この実地調査をしない限り、土地調査をしない限り、十分の権利が実行できないこと、これは私もよくわかりますから、そういう点は、いわゆる問題を起さないで、両国の間で話をつけていくと、こういうことに取りはからいたいと、かように私は思つております。

○松本英一君 防衛庁にお尋ねします。民有地、公有地で、沖繩と九州の板付の軍用地賃貸料は、沖繩は坪当たり五十七円六十銭、九州の板付は四百四十円四十銭、このように資料が出ておりますが、これは沖繩地主会連合会の資料によつたものであります。このとおり理解してよろしうございしますか。

○政府委員(島田豊君) 沖繩の場合と本土の場合、全体的に申し上げますと、沖繩の現行賃料単価は一平方メートル当たり十七円十七銭、本土の場合におきましては二十七円四十銭ということでございます。そこで、これはまあ、土地の価格なり、あるいは実際の賃貸料の事例等が、それぞれ土地に應じて異なりますので、一がいにこれを比べるということとは必ずしも適當でございせん。

そこで、いま御質問の板付の問題でございますが、板付につきましては、本年度の賃料額が一平方メートル当たり二百五十五円六十一銭ということでございます。そこで、試みに、この嘉手納飛行場あるいは那覇飛行場について、地主会連合会の要求額を見ますと、一平方メートル当たりで、嘉手納飛行場が二百九十三円四銭、那覇飛行場が二百九十九円四十三銭ということでございますので、まあ、ほぼ似通つたところでございます。なお、これは、沖繩の場合は、現在の要求額でございますので、最終的にはこれから決定をする、こういうことになるわけでございます。

○松本英一君 この賃賃料を見ましても、沖繩のほうに非常に安いというのがおわかりになったと思います。

それでは、沖繩における建設業の保護育成については、戦後二十六年の間米施政権下にゆだねられ、独自の経済圏を形成してまいりました。中でも、米国の自由経済主義的な政策のため、地元企業保護育成の見えき施策もありません。今日に至っております。特に、狭隘な市場を対象に存立してきた建設業は、激しい競争で、非常な苦慮と、米軍基地関係工事に依存するという不安定な状態で成長してきたために、その企業の体質は、資本力においても本土大手業者と比べて虚弱であります。この沖繩の建設業が置かれてきた事情を十分に考慮して、復帰後、当分の間、国または公団等の施行する公共工事等は、国の定める資格または免許にかかわらず、沖繩県内で行なわれます工事に、地元建設業者に優先権を与えていただけたらどうか。また、本土の大手業者の沖繩への進出は、その及ぼす影響が非常に大きいのでござい

ます。当分の間、沖繩への進出を自粛されるように、政府の積極的な行政指導を強く希望する旨、地元の琉球建設業協会からいろいろの陳情が出されておることは建設大臣も御承知でございましょう。これらの沖繩の建設業の実態についての所見をお尋ね申し上げるものであります。

○国務大臣(西村英一君) 復帰後におきましては、公共の工事も相当に多くなります。しかし、多くなるからといって、私たちは決して本土の業界につきましても、この沖繩への進出をすすめるつもりは全然ございません。のみならず、自粛してもらいたい。何と申しましても、沖繩のこれまでの公共事業が多かったといえども、あまり多くないんです。これはずっと比較して見ます。まあ佐賀県の公共事業よりもいぶん少ないぐらいです。しかも、業者は相当に多いわけではございません。したがって、今後はこの業界の育成のために建設省としては力を入れたいと思っております。この方法につきましても、私も現地に行きま

したら、もう建設業界が一番心配してるところで、工事がずいぶん飛躍的に増加するから、どつと押しかけてくるんじゃないかというのを非常に心配をいたしておりますから、建設省をいたしまして、この工場の基準等につきましても、中小企業のやる基準、大手のやる基準、こういうものは厳格に守られて、業界の育成強化につとめたいと、かように考えておるものでございします。

○松本英一君 大臣、それでは入札参加資格の条件になります等級別、いわゆるランクの問題についていまちょっと触れられましたけれども、それではどのようなランクを適用されるのかどうか。本土並みの現在の業法で定められておるランクを適用されるのかどうか、その点、伺いたい。

○国務大臣(西村英一君) ランクでございします。これは、直轄工事は、本土におきましては五段階、ABCDEと五段階になっておりますが、本土の直轄工事はやっぱりそのランクでいきいたいと思っております。なるべく進出させないということとございします。それから沖繩県でやるものは、これは県独自のランクをつくりたい。いま沖繩で行なわれておりますランクのつけ方は、内地より一段階多いようでございします。特Aというのがございします。しかし、私は、特Aといえは沖繩の業者でできないという印象を受けます。やはり県も、干渉するわけじゃございせんが、特Aなんというランクをつくらぬほうがいいんじゃないかというのを思っております。しかし、沖繩の県がつけたいというなら、これは県の自由でございします。そういうふうな考えております。

○松本英一君 復帰と同時に大企業が沖繩に進出するとした場合、これは地元のランクの業者ではおそろしく不可能であるという大型工事が発注になると思ひます。この場合において、いわゆる共同企業体、ジョイントベンチャーの方式を採用される意図があるのかどうか。それと同時に、沖繩県の市町村の実施する公共工事の入札参加につい

て、国と同様に、積極的に地元業者優先の原則を貫くという建設法の今度の審議の附帯条項の中にも盛り込まれておるように、これはぜひ実施をしていただきたいと思います。建設大臣並びに自治大臣にお伺いをいたし、また、このような行政指導をされることを望むものでございします。

○国務大臣(西村英一君) ジョイントベンチャー方式、ジョイントベンチャー制度、これは非常にいい面を持っておるわけでございします。もし沖繩の業者で絶対にできないというような、技術上非常にむずかしい仕事がありましても、やはり地元との協力がなければ、あるいは地元をよく知っておる業者がなければ、やはりやれないことでございします。そういうときは、やはり地元の業者とジョイントベンチャーをやっていく。それから、非常に中小企業が多いわけですから、ほとんど九、九%までが中小企業でございします。いわゆる中小企業法による、資本金が五千万円以下、従業員が三百人以下というような業者ばかりでございします。したがって、それらの業者は、やはりこれも共同でやっていくかなければ費用も続きますし、あるいは能力も続かぬというふうなことでございします。それから、端的に申しまして、ジョイントベンチャー方式、共同企業体方式を活用してまいりたい、かように考えております。

○国務大臣(渡海元三郎君) 地方公共団体の行ないます工事請負契約につきましては、競争入札に参加するものの資格要件を地方自治法施行令によりまして定めると、こういうことになっておりますが、公共団体は、大体におきまして、過去における経験あるいは他団体の基準等を基準にして自主的に決定いたしております。もちろん、この規定は、工事が適正に行なわれるという目的のために行なっております。私たちは、その運用が、いま申しましたような目的のとおりに行なわれるように運用を指導いたしております。しかしながら、その実態を見ておりますと、各地方公共団体は、地場業者を育成する、これも地方自治団体の非常に重要な任務でないか、このよ

うに考え、そのような観点から、いまの基本方針のもとに実務資格の要件決定を行なっております。が、実態でございします。沖繩も、沖繩の実態に即しまして、ただいま申しましたような地場業者育成という観点も含めて、基本方針のもとにきめられるものと私たちは期待いたしております。

○松本英一君 建設大臣にお尋ねをいたします。沖繩における公共工事の前払い金保証制度は、本土に比較して、たとえ本土では四〇%が実施されておるにもかかわらず、三〇%しか実施されておらないほどでございします。同時にまた、前払い金保証制度による保証料の金額でございします。百二十日の日数の保証料は、本土が六千八百四十円でありまして、沖繩は、現在一万四千三百九十二円でありまして、倍以上の保証料を支払っているのが沖繩の建設業界の実情であります。これは、おそろしく西日本建設業保証会社と一緒に、率も同じになるだろうと期待をいたしておりますが、私が言いたいののは、貸したものの代金は本土より安い、そうして逆に出すほうの金は本土より倍以上も出すというふうな、このような実情をよく御承知を願いたいというものであります。

そこで大蔵大臣にお尋ねをいたします。租税特別措置法の第四十三条によつて合理化機械等の特別償却が認められております。タワークレーン、トンネル掘きく機等であります。その購入の初年度でいろいろの償却の便法をはかつておられまして、これは来年の八月の三十一日まで延期されておりますので、これはけっこうであります。次に、中小企業用の合理化機械等の償却については、これは一部来年の三月三十一日まで延期されておりますが、この中でブルドーザー、パワショベルなどは除外をされております。それから、中小企業者の機械等の割増し償却、これも四十六年四月十九日で切れております。中小企業を育成するというためにできたものが、あるいは削除になり、あるいは廃止になるということになります。今日まで沖繩においてはこのような租税特別措置法の適用は受けていないのです。した

がつて、復帰後においてそれ以上のものにかわる特別措置の方法を大蔵省としてお考えであるかどうか、御答弁を願います。

○国務大臣(水田三喜男) 前渡金の御答弁を先にすることとしたので……。御質問の来年の三月三十一日までになっておる機械の指定期間につきましては、この対象機械の改正をたいたいま検討しておりますが、その中で、おっしゃられたような機械は、すでにいままでも指定されて、その優遇が済んでおつて、これは終わった機械もございいますので、そういうものをどうするかといううな問題もございいます。法律の趣旨は、大体企業の近代化、合理化の目的に沿った新しい機械であるというふうなことでございまして、この検討はいまやっておりますが、いづれにしまして、来年の三月ではいけませんので、この期間には延ばしたいと思っております。

それから、沖繩につきましては特に青色申告者に五年間三〇%増しの償却を認めるということ、近代化促進法の指定する業種とか、構造改善の業種につきましては五年間本土の企業よりも五〇%増しの償却を認めるというふうな改正をいたしたいと思ひます。

○松本英一君 最後に、総理にお尋ねをいたします。

いままでの質問の中で、沖繩の事情も、建設業界の事情も、よくおわかりになっていただいたと思ひます。また、いろいろな今度の法律に関しまして、衆議院においては、審議を終る段階で与党の一部の中にも、この法律に対する沖繩現地の要望を入れて暫定使用する期間を五年から三年に修正する動きがありましたけれども、結局修正をされずに、政府原案のまま衆議院に送付されてきました。総理は与党の総裁として、参議院段階で暫定期間を三年に短縮する与党一部の意見に従う意思があらわれるかどうか、御決意をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) ただいまの点は、簡単にお答えすれば、私は、皆さんの審議の尊重をす

る、かように申し上げる以外にございせんが、ただ、政府が五年というものを出したのは、沖繩の特殊事情等をも加味し、その事情のもとに五年の暫定法律、こういうものを出したのでございすから、それらの点において御理解がいただけた、その後の処置の問題について十分御審議を尽くされれば、政府は、皆さんのその決定をどうでもこうでも原案どおりでなければならぬ、こういう強い反対意見、そういうものは持つておらぬ、十分審議は尊重する、そういう状況でございす。

○委員長(長谷川仁君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時四十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十四分休憩

午後一時五十四分開会

○委員長(長谷川仁君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会、通信委員会、建設委員会連合審査会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。塩田啓典君。

○塩田啓典君 それでは、きょうは建設関係と通信関係の両方について質問したいと思ひます。最初に建設関係の問題でございすが、水の問題でございす。

沖繩の将来の発展には水資源の確保が非常に大事であることは当然でございすが、まあ予測では、かなり水需要に備えて供給力が弱いのではないかと。そういう点で、沖繩は、非常に雨がたぐさん降る、しかし、雨が台風とつゆに集中をして、しかも河川が急峻であるために、川がいたみやすい。そういうふうな、非常に雨はたくさん降るけれども、水資源の獲得は少ないという、そういう不利な条件があるわけにございすが、今後の沖繩の水の需要に備えて、その開発可能な水資源は十分あるのか、また日本政府としての調査が非常に不十分であると、私はそのように聞いている

わけですが、その点についてお願いしたい。

○国務大臣(西村英一君) 現在ありますダムでもって、毎日三十万トン・パー・デー送っております。福地ダムがございすと、これはさらに一日十万トンの能力がございすから、来年は四十万トンの送水がございすと思ひます。それから東海岸で、新川外二河川で、これが十二万トンぐらい取れます。これは、さつそく三河川とも調査にかかつておりますので、可及的すみやかに着手したいと思ひます。さらに、西海岸のほうに、小河川ではございすが、やはり三河川ほどありまして、それともやりますから、結局、そういうものを合わせますと、本島におきましては五十二、三万トンの送水はできると思つておる次第でございまして、そうすれば非常に楽になると思つております。幸いに、御案内のように、雨が降りました、やり方によつては本島においては絶対困らないと、かように思つております。

○塩田啓典君 まあひとつ、水の問題は、遠い将来を見通して、建設省としてもまだ調査も不十分のようでございすので、そういう点は早急に調査をして、長期的な見通しに立つてやっていたきたい、このことだけ要望したいと思ひます。

それで、問題は、やはりコストの問題だと思ひます。水のコスト。御存じのように、沖繩は今後経済的に発展していく、そういうのは、むしろ沖繩の中部、南部にかかつているんじゃないかと思ひます。そうすると、水資源は大体北部のほうに多い。そうなりますと、だんだんダムの建設コストも高くなりますし、また導水管も長く引かなければならぬ。そういう点で、水のコストというものは非常に高くなつてくると思ひます。すね。そういう点で、ダムの建設についても、日本本土と同じようなシステムでやつたのでは非常に高くなるのじゃないか。特に工業用水等については、いま上水道よりも高いと聞いておるわけですが、そういう将来の水の価格の対策については、大体まあどれくらいになるように――また、政府は、これ、十分の十以下の補助をする

いうわけで、一〇〇%補助すればそれはいいわけですが、そのあたりがよくわからないのですけれども、大体コストについてはどの程度にしてい

○国務大臣(山中貞則君) 確かに、御指摘の点が、水資源の確保に付随して当然考えられなければならないことであるので、補助率については、北部のダム群――福地ダムの完成を含めて十分の十、石川浄水場までの主要導水管については、工業用水部門、水道部門、いろいろありますけれども、しかし、やはり十分の十で工事を完成させて、石川浄水場からさらに引つぱつていきま

す上水道あるいは工業用水道等は、利用率の問題がありますから、四分の三というつもりでおります。したがつて、目的は、現在の沖繩で維持されている価格というものが上昇しないような、その他の手段もあわせ行ないたいと思ひますが、この手段をとれば、おおむね大体現在の水の価格は維持できると考えております。

○塩田啓典君 大体現在の水の価格よりも高くないように、これは上水道も、そういうことでございすので、次に移ります。

それで、離島で水のないところが非常に多いと思ひますが、私も先般参りました池間島とか、あそこ水がない、それからまた八重山の黒島も水がなく、いろいろ、タンクなんかを手を打っているようですが、本年も非常に干ばつで、牛がばたばたやられたり、そういう問題があるわけですね。水というのは人間にとっては一番必要なわけで、そういう点で、私は、これは、憲法に保障された最低限の生活を維持するためにも、そういう離島の上水道については経済性を度外視してやつていかなきゃいけないと思ひますが、そういう問題はいつごろまでに解決するのか、その点、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) 池間島については、すでに本年度予算で措置をいたしておりますから、年度内に完成していく予定であります。さらに、

い言われました黒島、新城島は、幸い西表から海底導水管を引ければ供水可能でありますので、その間の若干の天水貯水槽等はすでに予備費で支出をしておりますけれども、しかし、その海底送水管については十分の十の国の補助率をもって実施したい。したがって、利用者の負担なくそれが完成することになります。そのほかにも、宮古本島から来間島、あるいは勝連半島から津堅島、そういうところにもやはり海底送水の施設を十分の十で行なうということで、すでに調査も終えて、来年度は着工する予定であります。

○塩田啓典君 それでは、建設は終わりました、次に通信関係の問題についてお聞きしたいと思います。

それで、まず最初に、私は、VOAの問題、これは衆議院におきましても、また先般もいろいろ問題がございまして、できるだけ重複を避けて質問をしたい、このように考えております。

そこで、VOAは、これはまあ日本の電波法の特例として、今回五年間で認めておるわけでございます。これについて——外務大臣、ちゃんと目を見まして、ひとつ、これから外務大臣のところに入りますから。まあ、アメリカ側の主張では、VOAはこれは非常に平和的な活動をしているんだと、だから緊張を刺激するような行動はしていない、世界の各地にそういうものを置いているわけだから問題ない、そう向こう側は言っておるようです。で、福田外務大臣も、午前中の答弁では、共産諸国から文句も出ていないし、刺激することにはならないと、そういうふうに断言されたわけですね。まあしかし、私は、VOAのそういう放送の内容等を見まして、外務省がそういう判断をされるのが非常に不十分で、不可解なわけですよ。先ほども、極東放送の問題で、評判だと、評判がいいと。けれども、こういう大事な問題は評判で済めるようじゃ困ると思うのです。先ほど、やじもありましたけれども、評判で言うんだつたら、佐藤さんも評判が悪いからやめなきゃいけないと、そういう話もありますしね。

国の大事な問題は、やはり慎重に検討していかなくちゃいけないと思うのです。そういう点で、外務省としては、このVOAというものが共産諸国に對しても刺激にならないというの、どういう点から断言されているのか、どういう資料に基づいてそういう結論を出したのか、それを伺いたいと思います。

○國務大臣(福田赳夫君) 一つは、アメリカの解説であります。説明であります。それからもう一つは、わがほうにおきまして、幾らかテープを、抜き取りをいたしまして、そして調査をいたしております。そういうことから判断いたしました。これはアメリカ政府の言うがごとく平和的なものであると、こういう判断をいたしましたわけでありまして、しかし、何ぶんにも、わが国の国土において外国の機関による放送が行なわれる、これは重大事でありまして、そこで、しばしば申し上げておりますとおり、歯どめ措置を備えた上、期限を付してこれを認めようと、こういうふうにしたわけでありまして。

○塩田啓典君 いまの外務大臣の答弁は、一つはアメリカの情報であると、一つはテープを自分で聞いて、それで判断をした。しかし、こういうものごとというものは、なかなか、放送にしても、現在、番組の内容がいか悪いかという点についても、これは非常にむずかしいわけですね。こちらがほんとうにいいと思っても、共産主義国家がやはり刺激に感ずる場合もあると思うんです。

たとえば、これは衆議院でも問題になりましたけれども、北京外交は二面的だとか、ソ連スパイの暗殺物語とか、そういうようなことをやはりやっているわけですね。そういう点で、共産主義国家の人たちが、それを聞いた人がどういう感じを持つかということ、外務省は、全国に大使館もあり、大使、公使もおるわけですから、やはりそういうところの情報を集めるなりして、もっと慎重にぼくは検討すべきじゃないかと思うんです。アメリカの言いなりと、それからテープを見ただけで、それでこういう大事な問題に対して外務大

臣が国会で、刺激的でないなんていう答弁をするのは、私は非常に不自然じゃないかと思うんです。けど、もちろん、大使館は、そういう共産主義国家、ソ連のように、いまないところがありまされども、そのまわりに聞けばわかるわけですから、そういう情報も集めたんでしよう、外務省は。

○國務大臣(福田赳夫君) いずれにいたしまして、返還前と返還後は非常に違ってくるんです。返還前におきましては、わが国の施政権のない地域における放送であります。ですから、いろいろなことがあったと思うし、それにしても、そう刺激的なことではなかったというふうに解説されているわけですね。しかし、今度は、返還後は、わが国とアメリカ合衆国との間の協定によって運営をされるわけでありまして、番組につきましましては、アメリカ政府においてこれは全責任を負うということになりまして、わが国はわが国の立場からいろいろな意見を具申することができ、アメリカ政府はこれに對しまして日本の意見を尊重する、こういうことになっておりますので、いまのVOAと返還後のVOAというものを同じに比較されちゃ困るんです。返還後のVOAの運営につきましましては、これは、いやくもわが国の施策、こういうものに反するようなことがありますれば、警告を発し、アメリカ政府をしてこれを尊重せしめると、こういうふうにいたしたいです。

○塩田啓典君 外務大臣は私の質問には答えていないんです。あなたは返還前のテープを見て云々されたわけでしょう。返還後はどうの、これは先のこととはわからない。ごまかしちゃいけないですよ。私の聞いたのは、そういう外務省の大使や公使、領事館を通してそういう意見も聞いたのかと。そのためにやっぱり出先機関があるわけでしょうが、それに対して答えてないじゃないですか。それはどうなんですか。

○政府委員(吉野文六君) お答えいたします。VOAの交渉の過程におきまして、われわれは

在外公館を通じまして、まずVOAのある国々の国内におけるVOAの取り扱い、あるいは協定の内容、あるいは評判その他の意見を求めましたし、それからまた、VOAの交渉の最中に、こういう問題につきましまして意見のある在外公館はわれわれに電報をいろいろよこすはずでございます。いままでのところ、共産圏から特に目立ったそのような意見具申が来てない、こういうことを見ますと、在外公館長においても特にVOAについて意見がなかったと、こういうふうにわれわれは考えて本件の交渉を行なったわけでございます。

○塩田啓典君 じゃ、いま各在外公館に対するどういう指示をしたのか、また、どういう返答が来たのか、それはひとつ、あとで文書でですね——われわれも、影響がなければ、それはまだいいですよ。これから中国との国交回復をしていくというときに、まあ、こういうことで、友好関係、平和外交、佐藤総理がいふも言うように、どこの国とも仲よくしていくという、それをわれわれは心配するわけなんです。それから、そういう資料を提供していただきたいと思いますが、その点はよろしいでしょうか、外務省。

○政府委員(吉野文六君) この問題は、交渉の過程におけるわれわれの内部関係の問題であり、かつ交渉の内容とも関連してきておりますから、私のいま先生に説明した範囲以上のことは申し上げられませんが。

○塩田啓典君 そういうことでは、これはたとえ、ソ連の国はどういう感じを持っているとか、そういうことをこの場で、われわれはやっぱりそれに基づいて、はたしてこれがどうかということを検討していくわけですからね、こういうことでは、これは質問は続けるわけにはいかない。そんなに秘密文書ですか、外務大臣。まあ、そのときの文書がなければ、どういふいきさつであつたかというのを紙にまとめて出してもらってもいいと思うんです。総理からひとつ、出すように言ってください。これで審議がとまったら、あなた、困るじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 説明のかわりに、文書を書いて出します。

○塩田啓典君 それで、いつまでに出すかということですが、これはひとつ早急に、あすぐらいまでお願いしたいと思うんですよ。

それから、VOAの放送に対して妨害電波を出している国があると、そのように私聞いています。お聞きしますが、この実情はどうなのか、政府はつかんていますか。

○政府委員(藤木栄君) お答え申し上げます。

ある程度出しているという事は私も聞いておりますけれども、どの国がどれだけ出しているのかという確な資料は持ち合わせておりません。

○塩田啓典君 それはどうなんですか、私の調査では、いまのところ、ブルガリア、東独、中国、キューバの四カ国が妨害電波を出している。それが郵政省として調査できないんですか、わからないんですか、そんなのは。

○政府委員(藤木栄君) 御存じのように、VOAというのは短波で指向性が強いわけでございまして、日本国内におきましては、ほとんど受けることができないという状態で、私も、監視所というのがございまして、そこで調査をしたわけでございますけれども、的確な調査ができかねるという状態でございます。

○塩田啓典君 外務大臣、ともかく、いまも電波監理局長の話がありましたように、そういう妨害電波を出している国もあるんです、どこかはつきりわからないけれども、ということは、このVOAの放送を共産主義の人たちがほんとうに喜んでいるわけは絶対ないと思うんですよ。そういう点で、こういう大事な問題をそう軽々しくですね、政治的な発言だと私は思うんですけれども、そういうように、刺激を与えない、そのようなことではなしに、もう少し、そういう点を慎重に検討してもらいたい。だから、刺激を与えないなんというふうな発言は取り消すべきじゃないかと思うんですけれども、もっと慎重に、もう一回検討し

てもらいたいと思います。その点、どうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) さらばこそ、日米協定で、日米間で取りきめをしているわけなんです。わが国といたしまして、意見も申し述べ、アメリカはこれを尊重しますと、こういうことになっておる。慎重に今後いたします。

○塩田啓典君 だから、結局、外務大臣はやっぱり内心においてはちゃんと認めているんですよ、そういうVOAが非常に刺激するおそれがあるというところ。だから、傍受もやるのか、そういう協定も結んだんじゃないですか。これは、まあ、あなたに認めたということをおっしゃるからといって、別に何も前進はないんですから、そういう点は聞きませんけれども。

それじゃ、いろいろ内容の問題について傍受をする、このように郵政大臣はたびたび答弁をされているわけですが、午前中においても、そういう場所にはきまつてないけれども、すでに大蔵省には予算を請求しておる、そのように私は聞いておりますが、VOA放送はかなり電波の数も多いし、中国語、ロシア語あるいは英語、朝鮮語と、そのように多岐にわたって、かなりの経費もかかると思うんですけれども、大体何人で傍受をやる予定なんですか、そういう人は。

○政府委員(藤木栄君) お答え申し上げます。現在、私も、沖繩には監視所というのがございまして、その人間も活用する予定でございまして、予算的な要求としては二名というところでございまして。

○塩田啓典君 VOAは、この返還協定の付属文書にもありますように、中波が一波、それから短波が六台あるわけですね。放送時間は、中波は六時間以内、短波は三十二・五時間以内、しかも、時間は臨時的に延長できるというわけでありまして、二人ではほんとうに傍受できるんですか。二人は何語と何語をしゃべる人なんですか。ことばだけでなく、朝鮮語とソ連語と中国語と英語と四つあるわけですか。

○政府委員(藤木栄君) お答え申し上げます。送信機自体は、中波が一台と、おっしゃるよう

に、短波が五台でございまして、そのうち一台は予備でございまして、常時は四台使っておるわけでございます。しかし、私どもの計画として、ましては、できるだけ人手を省く、自動的に受信をするというのを計画しておるわけでございますので、人間も非常に少なくしてよろしいというわけでございます。

○塩田啓典君 自動的に受信するのは、テーブルコーダーでも置いておけば受信できるわけですが、けれども、しかし、傍受というのは、ただ聞くだけじゃなしに、聞いて、番組の内容というものがはたしていいかどうか、やはり検討するわけでしょう。じゃ、基準はどういう基準なんですか。たとえば、日本の放送においては、ちゃんと番組コードがあつて、こういう基準で放送しなければならぬという基準がある。けれども、VOAについては、どういう基準で傍受をして、これがいいとか悪いとか判断するんですか。傍受というのはただ聞くだけなんですか。聞くだけなら二人でもいいけれども、聞いてやはり判断をするにはもっと人数も必要だし、また、その判断の基準は、一体どういふものを基準にして傍受していくのか、審査の基準を聞きたいと思うんです。その二点。

○政府委員(吉野文六君) これは、御存じのとおり、VOAの放送内容はニュースであり、ニュース解説であり、時事解説であるということが大部分でございまして、これらをテープにとりまして、そしてこれを翻訳させまして、そうしてわれわれが読むわけでございます。大体、ニュースとかニュース解説のようなものは、われわれもほかの同様の資料を世界じゅうから読んでおるわけでございますから、そういうものと比べまして、客観的に判断する、これしか手が無いと思ひます。なお、わが国の国際関係にとり好ましくないというように判断された場合に、われわれとして、米側に対して、了解に従ひまして、抗議する、申し入れを行なう、こういうことになりま

る、申し入れを行なう、こういうことになりま

す。

○塩田啓典君 ともかく、これは非常に雲をつかむような話で、そういうものがほんとうに実際に効果があるかどうか非常に疑問に思うんですよ。まあ、こういうことも、しかし、政府はやると言ったんですから、ちゃんとひとつやっていただきたいと思ひます。

それで、先般の予算委員会、番組内容の概要について、あらかじめ入手できるようにアメリカに交渉すると、そういうふうに廣瀬郵政大臣は統一見解を発表しているわけですよ。これは、ちゃんと申し入れをして、米側はそういうことを了解したんですか、郵政大臣。

○国務大臣(廣瀬正雄君) あの当時は、そのように申し入れをするというようにお答えいたしましたけれども、ただいま外務省のほうから聞きますれば、もうすでにそのような申し入れをいたしましたのであります。

○塩田啓典君 これは、申し入れをして回答が来るんですね。まだ回答は来てないですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 回答が来ておりまして、そのように協力するという返事だそうでございます。

○塩田啓典君 その申し入れと回答、これは資料として、これは決して外務省、郵政省を疑うわけではありせんけれども、やはり慎重審議の上に、それは資料として御提出いただきたい、それはよろしいですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 申し入れも回答も口頭でやったのでありますので、文書はありません。

○塩田啓典君 そういうのは、さっぱり証拠もないし、向こうも、そんなことじゃ……。国際間のことというのは、もう少し、一つ一つがやはり約束なんですから、国と国との。それを、急ぐ場合は電話でもいいですけれども、あとからちゃんとやっぱり証拠をいってくださいますよ。そんなことをするから、アメリカに弱いといつて、また言

われるのだと思うんです。そういう点、どんなんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) そういう種類のものは、これは日常茶飯事、幾らでもあるんです。これを一々文書でどうのこうのと、こういつたら切りがないかと思いますが、これは、そんなに御心配ならば文書をとのえてもよろしゅうございませうけれども、これは、口頭で幾らでもそういう話し合いをしております。そのことはとくと御承知おき願いたい、かように存じます。

○塩田啓典君 それはいろいろあるかもしれせんけれども、やはり国会において問題になり、郵政大臣が約束したんですから、佐藤内閣の統一見解として約束したんじゃないですか。そういう問題ぐらいいは、ちゃんとはっきり結末をつけるべきです。この委員会が終われば、あとはどうなってもいいんだ——とんでもない、そんな考えじゃ。これは、結局だれに電話して、どうなったかというところを、あとで文書でいただくと、そういうことでよろしいですね。

それで、よくない放送があった場合に、日本政府は自己の見解を表明する権利を留保し、米国はその見解を尊重するところがあるわけですね。もしや、VOAの放送が非常に日本のためによくない、そういうときに申し入れた場合に、向こうは日本政府の見解を尊重する。これがVOAに関する交換公文にあるわけですが、これは、もし尊重しなかった場合は、どうなるんですか。尊重しなかった場合は、日本のほうからVOAやめろ、という停止する権限があるのかどうか。私は、こういう内容は片務的というか、平等でないような、結局アメリカを信用してのことであって、国際間の取りきめというものはそういうものでいいのかわるか。そういう点は私は非常に疑問に思うんですけれども、その点、どうですか、外務大臣。

○国務大臣(福田赳夫君) その種の表現は問々あることであります。もし、意見を申し述べて、そうしてアメリカ側がこれを尊重しないと、こういう

うことになったら、これは日米国交上の重大問題として日米外交折衝が行なわれる、こういうことになるわけでございます。まあ、しかし、尊重すると言っております以上は、これは尊重するに違いない、私はそう信じておりますけれども、もし万一そういうようなことがあった場合におきましては、嚴重なる外交談判をいたします。

○塩田啓典君 それで、このVOAについて最後に。返還協定に合意された議事録では五年後だけでも、予見されない事情により代替施設が完成しない場合は、その延長することに認識を払わなければならないかぬとあるわけですね。それで、米国が一生懸命かわりの土地をさがしたけれども、なかなか見つからない、そういうことで建設できなかったら、建設が大幅に延びたと、そういうような場合には、これはどうなんですか。五年後にきちっと撤去させることができるのかどうか、この点、協定の内容はどうなんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) VOAの五年後の措置につきましては、あそこでもわしちやうか、あるいは日本以外の土地に移転するとか、こういう二つのケースがあると思うのです。こわしちやう場合には問題はありせん。そこで、日本以外の土地に移転する場合におきまして、土地が見つからないというようなことは、予見し得ぬ場合とは考えておりません。土地は見つかる、アメリカはずいぶん広大な領域を持っておりますから、どこでも土地はあると、こういう前提です。しかし、工事計画書をつくりまして、その工事に取りかかる、その途上におきまして天変地異等がありまして、その工事が予定のごとく完成しなかったという場合におきまして、その残った工事期間中にあるいは延びるといふような事態があるかもしれない、こういうふうな御了解いただきたいと思ひます。

○塩田啓典君 じゃ、最後に、この問題について総理にお願いしておきたいと思うのですが、先ほどいろいろお話もありましたように、VOAは、

やはりできればこれはないほうが好ましい、外国から妨害電波を出している点から考えても、また傍受するにしても、今年度予算では四、五千万円の金を——不十分でも、ほんとうを言えば、もっと金がかかるわけですが、四、五千万円の金を使っているわけですね。そういう点で、これは早く撤去するように努力をしてもいい。それで問題は、こういう中継施設をつくるには、三年から五年かかるといわれているわけですね。そういう点で、二年後に交渉したのでは——私は、ほんとうはその前から、どうなんだ、場所はずまっていますのかと、そういうふうにアメリカにもどんだん要請をして、五年たったときに、まだ建設に着手したばかりで、あと三年待たなくて言われたのでは、これはよくないと思うんです。そういう点で、来年早々総理もアメリカに行かれて、ニクソンにも会われるわけですから、そういうときにもひとつVOAの移転については、早く場所をさがして移してもらいたい、そういうように、ひとつ前向きな姿勢で当たってもらいたい。私は強くこのことを総理に要望したいのですが、どうでしょう。

○国務大臣(佐藤榮作君) いろいろニクソン大統領との会談については御要望が出ております。私もそれを十分とりまわして、ニクソン大統領と話し合うつもりでございます。ことに外国放送、VOA、かようなものが主権国家のもとにあると、これはもう異例中の異例と解すべきでございます。こういうものが望ましい、かように思ひますので、十分話すつもりでございます。

○塩田啓典君 それから、次に、これは午前中の委員会でも問題になりました極東放送の問題でございます。これは衆議院の委員会でも問題になりました。たとえば、この本社がニクソン大統領の出身地であるカリフォルニアのホイティアにあるとか、また、最高幹部の理事にニクソン大統領のおじさんのC・マッシュバーン氏がいるとか、あるいは沖繩の極東放送のニュースの解説者の金城

という人が米国第七心理作戦部隊の中にデスクを持ち、その第一五心理作戦分遣隊の職員名簿にもちゃんと載っている。そこからニュースの提供を受けている。また、現在この極東放送の放送設備は、米軍基地、このA表の第五六、牧港という、返還されない米軍の基地内にある。そういうような点がいずれ衆議院で問題になりました。民間放送といえども、非常に軍の関係のあるそういう放送であるということで、しかし、この問題については、衆議院の委員会において外務大臣も、返還後はそういうことはないと、そういうようなことをおっしゃっておりますので、今後の問題については私はきょうは触れたいと思うのでございますが、そこで、現在極東放送は、英語、日本語、中国語の三つの中波ラジオの放送をしているわけですが、愛知外相のマイヤー大使あての書簡によれば、英語放送は五年間は電波法の特例として認めるけれども、もう五年後にはストップする、中国語放送は復帰時まで停止する、このように考えて間違いないですね。

○国務大臣(福田赳夫君) そのとおりでございます。

○塩田啓典君 そこで、問題は、日本語の放送でございますが、愛知書簡では「日本国政府は、日本国の関係法令に従い、財団法人極東放送による日本語放送を許す」と、このようにあります。この問題について、廣瀬郵政大臣は、復帰後はいままでの極東放送株式会社ではなくして、財団法人極東放送という日本の国籍を持つ放送会社として申請をしてくる、それが電波法に合えばこれは認可をします、そういうふうに言っております。そうして、その中で特に競願——もしそれ以外にもたくさん申請が出た場合には競願処理をする、公平に審査をします、そのように答弁をされているわけですね。その点は間違いないと思ひます。

○国務大臣(廣瀬正雄君) そのとおりでございます。財団法人極東放送の免許申請につきましまして、日本の電波法の競願の方法によつて処理する

ということに申し上げたとおりでございます。ただ、その後も申し上げておりますように、愛知書簡の趣旨は尊重しなければならぬ、これは政府の方針を定めた書簡でございますから、その書簡の趣旨は尊重するということに申し添えております。

○塩出啓典君 どちらが優先するのですか。たとえば愛知書簡の趣旨であれば、「日本語の放送を許す」とあるのです。もし電波法で審査した場合に、この放送がやはり電波法には適合しないと、そういう場合には、どちらが優先するのですか。

○國務大臣(廣瀬正雄君) 電波法に照らしまして財団法人極東放送の申請が適格でないというようございませうれば、これは当然排除されることになるわけでございませう。

○塩出啓典君 そうすると、財団法人極東放送というものは、認可される場合もあるし、認可されない場合もあると、そう判断していいわけですね。そうすると、認可されない場合があるということをや、ちゃんと「許す」とあるわけの中にも、外務大臣、認可されない場合もあるということとはちゃんとアメリカも了承しているわけですね、そのときはやむを得ないと。どうなんですか、この点は。

○國務大臣(福田赳夫君) いわゆる愛知書簡はわが国の方針を申し述べたわけでありまして、日米間に権利義務を設定した、こういうことではございません。ですから、法的にわが国がこれを認可しなければならぬ、こういう事情はないのであります。しかし、そういう方針であるということとを申し述べましたに従いまして、これは私といたしましては、廣瀬郵政大臣がこれを認可してくださることを強く期待をいたしております。

○塩出啓典君 まあひとつ、競願というのは公平に審査するのですからね。まあ、外務大臣の要請は要請として、廣瀬郵政大臣は、大事な国民の電波なんですから、電波はやっぱりほかの企業と違ふと思うのです。沖繩にあるアメリカの企業、これを守っていく、これはわかります。けれども、

電波というのは数が限られているわけですから、これはやっぱり大事な問題で、公平に審査してもらいたいと思うのです。それで、電波法の第五条に、外国人あるいは外国政府等には電波を認可してはならない、また、法人の場合、外国人が執行役員になったり、または議決権の五分の一以上を占めているような、そういう放送主体には電波の免許をしてはならないという、こういう電波法の第五条がございませう。これは、おそらく私は、外国のひもつきのようない、そういう放送を日本の国内に許すわけにはいかないと、そういう、外国を排除した、そういう趣旨じゃないかと思うのですけれども、その点は間違いないですか、郵政大臣。

○國務大臣(廣瀬正雄君) 御指摘の電波法の第五条というものは、一口で申しますと、外国性を排除するという趣旨の条文であらうかと思っております。これは、先刻来御指摘のように、電波というのは国民のきわめて貴重な財産でございます。しかも、その数は有数の、限られるものでございまして、少ないというようなものでございませうから、そのような外国性を排除するという趣旨の条文が第五条で設けられておるといふように私も解釈しておるのでございませう。

○塩出啓典君 それから、同じく電波法の第七条の第一項には、「当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。」このようになっております。これは、衆議院等においても問題になりましたし、私のいたした資料にもあるわけですが、現在極東放送というのは、所要経費の六六・九％はアメリカ本国からの献金によって行なわれているわけですね。これはちゃんとこの資料に載っているわけでございますが、そういう外国からの、アメリカからの献金によらなければ財政を維持していけないような、そういう放送会社というものは、これは電波法には明らかに該当しない、いまのままだでは、該当しない、そう判断してよいわけですね。

○政府委員(藤本栄君) お答え申し上げます。現在そういうことでございませうが、財団法人極東放送としまして日本の電波法令のもとに服するということになれば、私どもは十分行政指導もいたしまして、外国性が著しいということがないようになしたいと思ひます。ただ、問題は、財団法人というものは株式会社と違ひまして、これはあくまでも寄付でございませうので、法律的には寄付がたさん来たからといって五条に適合しないということではございませう。

○塩出啓典君 結局、現在のように、アメリカから六六・九％も、まあアメリカの、もちろん民間人も入っているわけですが、そういう寄付というものを当てにした放送会社、おそらく寄付する人はそれなりの目的があつて寄付すると思うのです。アメリカから、はるばる沖繩にある極東放送に、今度財団法人極東放送になるかもしれないけれども、そういう、やっぱり、何の目的か目的を持って寄付するようない、そういうのが認可されるということになる、これは非常に私は大問題じゃないかと思ひます。そういう点、どうなんですか、電波監理局長。

○政府委員(藤本栄君) お答え申し上げます。私も、財団法人というものを、まず考えるわけでございますが、その許可と、それからもう一つは、この放送局の免許と、二つあるわけでございます。したがって、先ほど申し上げました行政指導が十分できるわけでございますが、御心配の点がないように十分指導していきたい、こういうふうに考えております。

○塩出啓典君 現在、これは沖繩でも、財団法人極東放送として琉球政府に提出をされているわけでございますが、この電波法では、役員等も三分の一以上外人がおつてはならない、そういうことで、役員なんかはそれは名前を連ねるわけですが、ね、実際に三分の一以下にして、あと名前を並べると、そういうことだってできるわけですね。だから、私は、やはり電波法のその精神からいって、財団法人極東放送というものがアメリカのひ

ものついているようなものであるならば、これは断じて認可をすべきではないと、そう私は断言するのでございませう。郵政大臣、どうですか。やはり、アメリカのひものついているような、そういう放送は許すべきじゃないでしょう、これは電波法のあれからいって。

○國務大臣(廣瀬正雄君) そういうことが電波法にきわめて厳格に規定されておりますわけでございますから、その電波法の法令に基づきまして慎重に審査いたしまして、免許を与える、あるいは財団法人の許可を与えるというふうなことになるわけでございます。

○塩出啓典君 ひとつ、佐藤総理、財団法人極東放送というのは、これは永久に沖繩に残つてやうわけですね、このまゝいままです。VOAや極東放送の英語版は、これは五年後になくなるわけですから、そういう点で、一たび残ると、そう簡単に免許というものは取り消すわけにはいかないわけなんです。だから、表面はどういうていさいであるうと、やはり財団法人極東放送というのは、いままでのそういう極東放送と何らかのつながりがある放送なんですかね。そういう点をひとつ慎重に検討して、日本人の自主性による放送ならいいですよ。財団法人極東放送がそういう変なつながりがあるならば、これは断じて認可すべきではないと、そういう点を私は総理が総責任者として厳重にひとつ見て、今後の日本の将来に憂いを残すことのないようにやつてもらいたいと思ひます、その点どうですか。

○國務大臣(佐藤作君) 先ほど来外務大臣、郵政大臣ともどもお答えしておりますように、国内法に照らして国内法で許されるもの、大体、愛知書簡というものはそういう前提で了承している。かように説明しておりますから、私はいままでの両大臣の御説明で事足りると、かように思ひますが、なお、塩出君がもう一度私の所信を確かめると、かように仰せられるのですから、私もはつきり国内法に準拠してこういう問題は取り扱う、このことを重ねて申し上げます。

○塩出啓典君 じゃ、ひとつこの問題はこれくらいにして、その次に、沖縄の米軍放送ですね。これはAFRTSですか、これは現在ラジオが二波、テレビが一波と、このように聞いております。それは今年五月にラジオが一波増設をされた。これは千四百二十キロサイクル・一キロワットのやはり中波ラジオでございますが、いま沖縄は祖国に返還をし、そうして米軍基地も政府は縮小すると、そのような方向にある中で、電波がこの五月に一波増設をされたというこの事実が間違いないのかどうか、また、これはどういうわけに増設されたのか、われわれは非常に理解に苦しむわけでございますが、その点どうでしょうか。

○政府委員(藤木栄君) おっしゃる通りに、沖縄には現在中波のラジオが二局ございます。米軍の関係は二局ございまして、これはおっしゃる通りに、五月に一局ふえたわけでございまして、私どもの聞いている範囲では、いままでの一局の放送だけでは足りないというので、もう一局増設したんだと、主としてスポーツ関係を放送するのだと、そういうふうに聞いております。

○塩出啓典君 これは、電波局長ちょっと……ふえてラジオがFMを含めて三波になったわけですから、テレビが一波と。ところが、日本の国内の米軍基地の米軍放送は、どこもラジオの一波しかないわけですね、佐藤総理。全国では東京とか千葉とか岩国、三沢、佐世保、稚内、板付と、それぞれ大体ラジオ一波しかないのです。ところが、沖縄の米軍基地の場合は、中波二つとFM、テレビ一波と四つもあるわけですね。今後沖縄の経済の発展に伴い、電波の需要も非常に増大していくことを考えると、また本土並みという点からいっても、米軍基地のこの放送網はあまりにも数が多いんじゃないかと。それで、私総理にお願したいのは、沖縄が日本に返還になった場合には、米軍の電波の割り当てを、いままでは米軍の電波の割り当ての中でやってあったわけですが、やはり日本に返ってくれば、日本に今度は国際条約で割り当てられた電波に切りかえろと聞いてお

ります。そうすると、当然これは日米安全保障条約第六条に基づく地位協定によって、あらためて日米の合同委員会に提出をし、協議をしなければいけないんじゃないか、そういう点で、いろいろアメリカの言い分もあるでしょうけれども、やはりわが国の政治姿勢としては、このアメリカの米軍基地の放送も、日本の本土並みに縮小するように、そのようにやはり努力をしてみたい、断固そういうふうに交渉すべきだと思ふのですが、その点、総理のお考えはどうでしょうか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 基本的な方針は、私た

でございまして、次に、郵便について伺います。午前中、いろいろ長田委員からも質問がございましたが、そういう点にさらにつけ加えて、非常に郵便事業にしても本土と格差があるわけでございまして、午前中のお話では、本土並みに近づけるように努力をしていくと、まあ、積立郵便貯金、定期郵便貯金、定額小為替、郵便為替、簡易生命保険、こういうのがまだ実施されていないが、あるいはまた速達とか書留の制度、こういうものがない、それを本土並みにしていくというところでございまして、やっぱり当然、そうなりますと人員の問題もあると思うんです。書留一つとつてみましても、日本ではもう集配、特定局以上は全部書留をやっているわけなんです、沖縄にある局はたしか七、八十あると聞いているわけですが、この集配局が。そういうのが全部書留とか速達を実施するようになるにはかなりの経費、人員も必要だと思ふんですが、そういうようなのは大体どうなっているのか、いつまでに本土並みにしていく方針なのか、その点はどうなっていますか。

○政府委員(藤木栄君) おっしゃいますように、確かに米軍の放送は多いわけでございまして、この米軍の電波につきましては、先生がおっしゃいましたように、返還までにいわゆる地位協定に基づく協議をやりまして取りきめるということになつてはいるわけでございまして、私どもは現在その作業を進行中でございまして、その作業の中で、中波が二波とFMが一波ということで、それで特に中波が二波というのは、国内事情に照らしても多いわけでございまして、それをやめてもらうように交渉しているという状態でございます。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 郵便の事業につきましても、本土に復帰いたしますれば、なるべく早く本土並みにしたいという考えを持っておりまして、すわけてございまして、たとえば、郵便局の窓口等につきましては、五カ年計画で郵便局とかあるいは簡易郵便局を増設したいというように考えております。また、速達郵便につきましては、ここですみやかに開始したい、こういうふうに考えております。その他のことについては郵務局長から詳しく御答弁いたします。

○塩出啓典君 じゃ、本土並みじゃなくて、テレビもあるわけですから、本土からいえば、だいぶ多いですね。それはどうなんですか。もう少しやはり本土並みにはすくないかなくとも、もっと近づけるように努力すべきだと思ふのですが、それはどうですか。これはやはり電波監理局長というよりも、国の姿勢なんですから、総理なり郵政大臣なり、もっと責任ある人から……これからの姿勢の問題なんですか。

○政府委員(清呂木繁君) ただいま先生御指摘のうちの書留制度につきましては、現在でも沖縄にございまして、したがって、今度復帰に伴いまして郵便関係でやらなければならぬのは、いま大臣のお話しになりました速達関係などございまして、速達関係につきましては、とりあえず定員でやる部分と、それから、いなかのはうは請負で

やっていくということ、現在、沖縄には外国の別使配達というのがございますので、その制度を引き受けた形で実施していきたい、こういうふうに思っております。

それから、置局関係につきましては、日本の国内の平均値までやるとすると、大体六十局程度置けば本土の平均値になりますし、沖縄方面においても大体六十局程度を要望しておりますので、それを五カ年計画でやりたいということ、とりあえず四十七年度予算におきましては、そのうち二十局程度を特定局及び簡易局で処理していきたい。それで、特定局関係につきましては、その定員を要求していると、こういう実情でございます。

○塩出啓典君 局は五年計画で本土並みの数にしていくということですね。ところが、これはどうなんですか、速達等は即刻実施するんですか。大体、速達をやるためには、やっぱり定員の問題、また、郵便を輸送する輸送回数がふえなきゃ郵便もできないわけですから、速達の意味がないわけですから。そういうような計画は、当然これはやはり予算を伴うことなんです、何年までにどの局とどの局で速達をやるんだと、そのためには、運搬の設備はこういうような計画で増設していくんだと、そういうような今後の計画はちゃんとできていますか。それができていけば、時間が来ましたが、資料として御提出いただきたいと思うんですが、その点、どうですか、今後の計画は。

○政府委員(清呂木繁君) ただいま御指摘のうち、ある部分については具体的な計画がありまして、現在沖縄と検討中のものもございまして、すでに検討が終わって具体的な案のあるものにつきましては、時間がございせんので、後ほど資料で提出いたします。

○塩出啓典君 まあひとつ、この沖縄国会が終われば、沖縄のこともいまのようには関心にのぼらないと思うんです。そういう点で、この国会のときに、ちゃんと、沖縄が返ってくるのは前からわ

かっているんですから、いまごろになって、まだ計画ができていないというのは怠慢だと思ふんですよ、佐藤さん。そういう点で、ひとつ早急に今後の計画を出してもらいたいと思ふんです。

最後に、一つは、通話についても、二十四時間の通話のできないところがまだあるということ、きょう午前中お話があったわけですが、それは復帰までに公社が海底ケーブルをつくってやるというお話でございますが、まあ、私もいろいろこの前調べましたら、特に八重山のほうの離島なんかは、一日のうちにも何時間かしか通話がない。しかも、そういうところは医者もいないわけですから、そういうところはやっぱり復帰を待たずに、いまでも時間的な通話ができるんですから、人員の面さえあれば、何も復帰後でなくとも、いまからでもやはり二十四時間通話できると思ふんです。これはやはり人間生命尊重の上から、いざというときには全く連絡がとれないんですから、医者も呼べないんですから。そういう点を私はすみやかにひとつやってもいい、これはひとつ努力してもらいたいと思ふんです。これは琉球政府の管轄ですけれども、こちらからやはり何らかの要望をします。

それと、もう一つはテレビの問題です。これは午前中も質問がありましたように、先島のほうは、テレビが、ビデオテープで送っておるために、朝のニュースが「こんばんは」で、夜のニュースは「おはようございます」と、しかも台風が来て、あそこは台風が多いんです。宮古島とかいうのは台風銀座なんです。そうすると、もうその台風の間は全然テレビも見えないんです。そういう点で、昭和五十一年には海底ケーブルによって同時放送を実現するというようなこと、また、いまの見通し外マイクローウェーブによってやるというお話ですが、これは私は、ちゃんと、いつまでにやるかというこの計画と目標、その予算がどうなっているのか、これを資料として提出していただきたいと思ふんです。先島は、佐藤さんがこの前向こうへ行かれました、そうしてそ

のときに、いまのテレビができるようになった。そのことはみんな喜んでるんですけれども、もう一つこれをやってくれぬことにはいらないと思ふんです。そういう点で、これは佐藤総理も前とのつながりがあるわけですから、ひとつ積極的にやってもらいたいと思ふんです。

それと、最後にもう一つは、テレビのいわゆる受信料の問題ですけれども、本土に比べて沖縄本島は受信料を少し安くする、という、そういう特別措置をとられておる。それは、本土のほうに比べて沖縄はまだ、今度ケーブルで総合と教育が入れば、ほとんど本土並みになるわけですが、けれども、先島のほうは昭和五十一年までは総合だけでも、先島は昭和五十一年までは総合だけでも、教育放送が入るのは五十一年なんですから、それまでは一本しかない。しかも、それは御存じのように、カラーでもない、しかも時間的には朝と晩がずれている、台風があればしょっちゅう見えない、そういうわけで沖縄の受信料を安くするのはいいんですけれども、もう一つ、やはり先島のほうは、せめてテレビの受信料ぐらひはやっぱりまけてやると、これは別に、まけたからといってたいした財源じゃないですから、それは核撤去費に六千万ドルか七千万ドルを何の根拠もないのを政治判断で出しているんですから、それに比べれば、もうそんなに高度の政治判断は要らぬわけです。中程度の、もっと低い政治判断でもできるわけですから、こういう点をひとつ検討していただきたい。

こういう、いま三つのことを申し上げました。それに対する郵政大臣、それから最後に佐藤総理の決意を聞かしていただいて、私の質問を終わりたいと思ふ。

○国務大臣(廣瀬正雄君) まず、電話の問題でございますが、これは、御指摘のように、沖縄は本土に比べますとたいへん格差がありますわけでございます。一般の加入電話にいたしまして、本土の半分以下だというふうな状態でございます。しかも、離島は、たゞいまお話がございましたように、待時制度というふうなことになるお

りますところが多いわけでございますから、こんなことにつきましては、一日も早く本土復帰後は手を打ちまして本土並みに持つていくという努力をしなければならぬ、かように考えております。

それからラジオ・テレビの施設でございますが、問題は、沖縄は離島が多いということに非常に難関がありますわけでございます。ラジオにつきましては、復帰後すみやかに宮古島、八重山にラジオの中継所をつくることになっておるわけでございます。これができると、沖縄全地域でラジオが聞けるというふうなことになるかと思つておりますが、問題はテレビでございます。テレビは、まあ離島対策、これを早急にしなればならないと思つております。これを早急にしなれば、ただいま御指摘の先島でございますが、お話しのように、ただいまビデオを送って、非常に時間おくれに放送しているというふうな状態でございます。これが午前中も政府委員が御説明いたしまして、幸いに先島には、電話に利用いたしておりましたマイクローウェーブ、見通し外のマイクローウェーブと申しまして、この次の向こうのアンテナが見えないというふうなマイクローウェーブでございますが、これを何とか利用いたしまして、白黒のテレビぐらひは空輪でなくても直接で送るような方法はないものかといつて考えております。この方法は、これにつきましては、明年度予算を要求いたしまして、白黒のテレビの放送に利用したいという研究をいたしたいと思つております。

カラーにつきましては、これはこれまで午前中に御説明いたしましたように、見通し内のマイクローウェーブをつくらますか、あるいは深海の海底ケーブル、これにでもよりますか、いずれかの方法によりまして、五十一年度程度までにはぜひカラーも放送ができるような方法を見出したいというところで、努力をいたしております。また、沖縄の本島についてのカラーの問題は、もうすでに御承知のように、佐藤総理がたいへん御熱意を持た

れまして、一日も早くそういうふうなことができるようにやれという御指示をいただいておりますので、これは新しく昭和四十五年度から見通し内のマイクローウェーブを三十二億円の予算でたゞいま建設中でございます。これは四回線でございますが、そのうち一つは、一回線だけは来年の六月ころまでには、カラーテレビが放送できるというふうなことになるんじゃないかと思つております。その他の回線、民放等につきましては、来年の十二月ころに利用ができるようになるのじゃないかと、かように考えております。問題は、南北大東島でございます。これは非常に遠隔なものですから、ただいま何とか方法はないものかといつて調査研究中でございます。

それから、お尋ねのございました受信料の問題でございます。テレビの。これは、ただいま沖縄は八十セントいたしております。三百五十円ですけれども、本土は御承知のように、三百五十円でございます。これは本土に復帰したからといって、直ちに本土並みの料金を取るといふわけにもまいるまいというところで、いま私どもが考えておりますのは、本土と沖縄との中間程度の料金にしたかどうかというふうに考えております。

以上、三つお答え申し上げます。

○堀田啓典君 先島は沖縄本島よりだいぶ差があるわけだから、こつちを下げろと、料金。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 先島の問題については、特別にまだ研究しておりますけれども、よくひとつ御趣旨に従つて検討いたしてみたいと思ふ。

○国務大臣(佐藤榮作君) さすがに専門的な詳しい説明がありましたから、私からつけ加えることはないようですが、ただいま言われるように、電話の待時制、こういうものは時間制限をなくする、さらにまたテレビについても、これはマイクローウェーブをもっと利用する、そういうことによりまして、また同時に、カラーテレビ、それが普及するように、さらにくふうすること、それから受信

料もカラーが見えないところで本土並みに取るわけにまいりませんが、また、いま御指摘になりました最後の点、先島における受信料は、やはり本島とも区別すべきだろう、かように私は思いますので、それらの点は十分御要望に沿えるように郵政省で努力する、かように私は指導するつもりでございます。

○委員長(長谷川仁君) 木島則夫君。

〔委員長退席、沖繩及び北方問題に関する特別委員会理事丸茂重貞君着席〕

○木島則夫君 私はVOAに因連してお尋ねをしたいのです。

過日、郵政大臣は、十二月十五日の本会議でされたけれど、民主党の柴田議員に対して、VOAというものはアメリカの海外広報の事業の一環として行なっているのだ、なかななく、その沖繩の場合にはアジアにおけるアメリカの誤解を防ぐために重要な役割りを果たしている、そういう背景のあるVOAというものを返還と同時に突如やめてしまふのはどうかと思うので、五年間の期限を切って暫定的に存続を認めることに妥協せざるを得なかったという趣旨の御答弁をされているわけですね。そうでございますね。誤解を防ぐためにと言われましたけれど、この誤解というのは何でしようか、まず伺います。

○國務大臣(廣瀬正雄君) これは外交折衝の段階の問題でありますわけでございますから、外務省のほうからお答えするのがほんとうかもしれませんが、私ども、私の考えでは、アメリカの政策というものを間違いない各国に理解してもらいたいという意味だと考えております。そのように私は申ししたつもりでございます。

○木島則夫君 そうしますと、VOAの放送の中で――今度は放送に限りましよう、放送の中で誤解を与えるようなものはいままでもなかったかどうか、また現在ないかどうか。外務大臣は、これはそう刺激的なものではなくて、穏やかな平和的な

ものなんだと終始おっしゃっております。どうでしょう、放送の中で誤解を与えていたと思われるような節はございませんでしょうか。

○國務大臣(廣瀬正雄君) 私は、VOAは、外務大臣がおっしゃるような、穏やかな平和的な放送であるというように受け取っております。

○木島則夫君 私も放送関係の仕事をしておりますので、そう一がいに、平和的だから穏やかだといひ、はいそうです、というふうには申し上げられない。私もいろいろ資料を持っておりまして、必要とあらば証人に出てもらってもいいのですけれども、私の知人で、中国で長らく戦犯として――はつきり監獄の名前も申し上げていいのです。太原監獄、北京第二監獄、撫順戦犯監獄に十数年間抑留をされていた人が、向こうでラジオを聞くことを許されて、その監房の中でいろいろ、つれづれなるままに放送を聞いたそうです。はつきりVOAの放送を聞いて、その内容について私にこういふふうにご話してくれました。それによりますと、その一貫している趣旨は、共産主義は非道なものである、自由がない、資本主義は榮えているのに、あなたのところは貧乏人が多いのだ、それは共産主義体制をとっているからなんだ、という内容が基調になっていたそうです、はつきりと。そうしてですね、その実例として、中国から逃げ出していつて香港あたりにいる人たちの声を録音をしましてね、それを同時に放送をしている。で、その人たちは、共産主義はおそろべきものであると、そして最後に結びとしまして、だから経済的に封じ込めをすれば共産主義は早晩崩壊するんだというふうなことが、番組内容の基調だったということなんです。これは事実です。おそろく、私の友人も、つくり話はしてないと思います。こういう事実がやはりあったということ、これは私は共産圏にとつてはたいへんな刺激にはかならないと思えますけれども、どうでしょう。それでも平和的で穏やかだというふうにおっしゃれますか。

○國務大臣(福田赳夫君) 私どもは、すべての放送を傍受しているというわけじゃないんです。テープをとりまして一部を抜き取りをして、その限りにおきましては、その支障のある放送内容ではない、こういう判断を外務当局がしておるわけなんです。ずいぶん古い時期に、どんなことがあったかということになります、肯定も否定も私はできませんけれども、いま今日の状況はそうである。それから、アメリカのこれは大統領府の直屬機関である。そういうようなことから見て、軍事謀略的な性格ではないというアメリカの主張ですね、これはそう理解はできる。こういうことで、いわゆる謀略放送機関であるというふうな断定はいたしておらないんです。しかし、まあいろいろのいきさつもあるようでありまして、念には念を入れなきゃならぬものですから、簡とめをしておる、こういうことでございます。

○木島則夫君 私も、念には念を入れてこういう資料を入手したんでございます。したがって、そうすると、外務大臣が先ほどからおっしゃっているように、決して謀略的なものではないんだ、刺激的なものではないんだということばの中に、過去においてはそういう事実もあった、戦略的な部分もあるということは、お認めになりますか。

もう一つ、それから、確かにダンス外交が転換をされて、ニクソン・ドクトリンに変わっておりますけれども、さつき塩田さんがおっしゃったように、アメリカに亡命をしたソ連のスパイの暗殺事件であるとか、あるいは北京外交は二面的というふうなこともある以上、必ずしも現在二、三年が穏やかになったとも言えない、いや、現在二、三年が穏やかになって、やっぱり外務大臣の御認識の中に、戦略的であることも含まれているんだということ、やっぱり私はお認めにならざるを得ないと思うんですけど、いかがですか。それでも平和だとおっしゃいますか。

○國務大臣(福田赳夫君) 戦略的というのが、どういう意味合いで木島さんはおっしゃいますか、軍事的意味の戦略的、これはそういうことじゃないんだらうと、私ははつきりそう思います。ただ、広い意味の国家施策の放送、そういう意味でありますと、かつては封じ込め政策なんか一生懸命やっておった時期がありましたから、多少のことはあったかもしれない。あるいは東西対立、米ソ対立の世界情勢、そういうものにおいて自由主義のよさというようなことを解説する場面があったかもしれない。その辺は私は事実を握っておりますけれども、肯定も否定もできませんけれども、今日この時点におきましては、私ども抜き取りましておるんです。それには刺激的な要素はない、こういうふうには外務当局も断定をしております。したがって、私はそういうふうにお話しておると、こういうことでございます。

○木島則夫君 わかりました。しつこく伺うことは……。たとえば、日本のNHKの放送というものを一つとりまして、最近二、三年の放送の傾向向かしてNHKはこうだということば言えないのと同じように、VOAだって、やはり十数年間放送をしている。そういうものが向こうへ電波として届いているのですから、ここ二、三年の抜き取りによってVOAは平和なものであるという印象は、あまりにも私は片手落ちだと思えますね。そういうことを一つつけ加えさせていただきます。

さて次に、政府は、口を開けば、ドル防衛の措置をとりまして、アメリカに対しても、また、組織の規制にしまして、相手のあることなんだから、やっぱりお互いに相互依存、互譲の精神をもって譲り合わなければいけない、いけないということとを佐藤総理もおっしゃっております。で、そういうことをおっしゃっているとすれば、私がさつき申し上げた過去の事実も踏まえて、こういうVOAという放送を聞かされる相手の立場というものを御

想像になったことはございますか。これは私は総理に伺いたい。相手の立場に非常に御理解を持っていただける総理が、このVOAの放送を聞かれる相手の立場に立ったときに、一体、聞かされるほうは、どういう気持ちになるのだろうかということをお願いいたします。

○国務大臣(佐藤栄作君) ヴォイス・オブ・アメリカ、これは私も、なかなか聞かないから、相手がどういふ感じを持つかわかりませんけれども、外国から、たとえば日本放送、これは日本語放送でやられる。ずいぶんよく事情を知っておるなど、こういうこともありますし、ああいう放送は一体どういふところから出てくるのだ、ずいぶん認識を誤っておるなど、こういうことを感ずることもあります。それはそのときの放送内容によって、それぞれあるように思います。また、音楽など聞くと、なかなかおもしろいじゃないか、こういうようなこともあります。だから、これを直ちにきめつけることはいかかと思っております。

○木島則夫君 それは、もちろんきめつけはしませんけれど、そういう、つまり戦略的、明らかに戦術的なものであるということも含まれている放送を、たとえば中国の人が——たとえばですよ、聞いたとしますね。そうすると、こんなことはおかしくって聞けないといつて、無視する場合だってあり得る。そうですね。こんな認識の違ったことを言っているという、いまの総理の受け取り方もきつとあると思います。それから、こんなことを言わしておくのは許せないのだという、憤激の受け取り方もございますね。そうですね。それがいわゆる施政権の返ってこないときだったら私はいいと思う。そうですね。だから、そういう意味を踏まえますと、過去の、ずっと過去続いているVOAという番組の印象は、そうぬぐえるものではないと思います。そうすると、やはり日米が合従をして、一緒になって、合従をしてわれわれに刺激的なことを、こんな都合なことを言っているのだという受け取り方をされる。そうされた場合に、やはりアジアの平和を求める日本の姿勢と

全く相反する結果を生み出して、しかも五年という長い期間です、ほんとうに。日本の姿勢と矛盾しやしないだろうか、私はそのことを非常に心配をしております。で、いわゆる施政権が返還をされて、VOAの内容がばたつと改まるということはある得ないことですか、これは。そのところは踏まえて伺いたい。音楽のことはもうけつこうです。

○国務大臣(佐藤栄作君) そこら、先ほど来、午前中、またこの委員会たびたび問題になった点だと思えます。外務省は、先走って、誤解を受けるようなことがあったり、あるいはまた相手方の感情を刺激したり、あるいはまた緊張緩和の方向へ向かっておるのに逆な方向へ行くような、そういうような放送をしてくれちゃ困る、だから、モニターその他によって十分中身を注意し、そうしてそういうものがあれば談判もしようし、交渉しようし、厳重な抗議を申し込もうし、また、そういうことをしないといふこと、これも前もって約束させよう、こういうことで、先ほど来言っておるような処置をとつたのであります。私は、いままで日本のNHKがやっておる海外放送、これにつきましましては、在留邦人はもちろんのこと、外国のことばで放送しておりましたも、これなどはむしろ歓迎されておるように思います。しかし、私どもが聞くラジオで日本語放送、ややなまりのある放送、そういうものを聞くと、ずいぶんさつき言うような複雑な感じをもつて受け取りますから、ただいまのVOAについても同じことが言えるのではないだろうか、そういうようなことがあつてはならない。だから、まあそういう点については外務省で注意を払っておる、そういうところにあるのだ。また、本来から申せば、そういうようなものが施政権下に返つた沖縄から放送中継される、こういうことになりまして、日本も片棒をかついでいるのではないか、こういう意味でこれは問題だ。だから本来から言えば日本の施政権下にある地域においてこういう中継所もないことが望ましいわけでありまして、あつてはならない。

い。ただ、一定の期間はともやむを得ない。こういうことで、これも交渉の経過でございますから、いろいろ話をした結果これもやむを得ない、ついでにこれだけの歯どめだけはしてほしい、こういうような注意をしたと、こういうことでござります。

○木島則夫君 まあ、この議論を展開しておりますと、私の持ち時間三十五分というのは一気にすつ飛んでしまふ。したがって、その歯どめというお話がたまにまた総理から出されましたので、この点については私ちょっと伺っておきたいことがございます。

郵政大臣、お願いいたします。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 交換公文に掲げております歯どめの方法につきましては、ただいまのお話のとおりでございますが、なるほど放送の事後になります。事後になりますけれども、私どもは誠意をもって直ちにアメリカに外交手段をもって折衝をするというように、事後でもやっておきますと、その後、将来そういうようなことが繰り返されないというように歯どめには確かになると思ふのでございます。そうして、いまあなたがおっしゃる御心配でござりますけれども、これは、日本は親善友好関係にござりますし、特に認めたVOAのことでござりますから、これは誠意をもって外交手段で一生懸命努力すれば、私は、確かに歯どめになるものだと、かように思ひます。

○木島則夫君 私もその日米間の誠意というものは信じていたのですけれども、その誠意を信じたがために、ずいぶん苦しい汁もお飲みになつていらつしやる。総理も、いままうずいぶん苦しい汁をお飲みになつていらつしやる。その誠心誠意を尽くせば将来の歯どめになるとおっしゃるけれども、いまこの情報化の忙しい時代に、将来の歯どめになるって、その将来の歯どめってどういふことですか。やはり情報化の時代で、一刻を争ういまのこの忙しい世の中です。ね。急を要する世の中に、誠意をもつて意見を具申すればそれが必ず将来歯どめになつて返つてくる、こういうお答えでいいのでしょうか。私は、とてもじゃないけど、納得できませんね。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 私は、まあ、一回そういうことがあつたということになりました。それは放送でござりますから、事後になります。しかし、その際、誠意をもって釘をさしておきますと、そういうことが繰り返されないといいような、絶対にそれが完全なものだとは思ひませんけれども、そういうことを何度か繰り返しておきますれば、もともと私は、そういうような不穏当な、国際信義を害するような放送はないと思つておりますけれども、しかし、そういうようなこと

がございまして、外交折衝で努力しますれば、必ず効果がある、そういう信念を持っております。確信を持っております。

○木島則夫君 いや、私も、ほんとうに大臣の御答弁というものを、率直に、すなおに承りたいのです。だけれど、ふしぎですね、国会に六カ月もいると、何かお互いに相互信頼がなくなってきた、ね、ほんとうに。で、いま大臣は、何回も繰り返しているうちにとおっしゃった。だんだん姿勢が後退されていますよ。ということは、一回やってもだめなんだ、二回やってもだめなんだから、何回かやっているうちにこっちの誠意が通じていくというように、何か私は、うしろへうしろへ下がっていくような気持ちがしてなりません。私は、あまりこういうことで、いびるような質問をしたくはございませんけど、やはりお互いに約束をするということは、ただ誠意とかではありせんね。どんなに親しい間柄であっても、借金を口約束でしたために友情がこわれてしまうなんていうことだってあり得るわけですから、そういうことも踏まえて、何回も繰り返している間にはという、いまの御発言については、私はちょっと納得がいきません。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 私が何回も繰り返してと申しましたのは、まあ、一回そういうことがある、解除を願うということが了承されたとしても、また類似のものが起こらぬとは限らぬ。そのときにまたそういう努力をするということにいたしますれば、結局、私どもの誠意、熱意というものが通るものと、確信を持ってそういうような折衝ができるのだというように申し上げておりますわけでございます。

○木島則夫君 まあ、ほんとうにこれを繰り返していたのでは、もう私、あと七、八分しかございせん。だから、これは私の要望として、はっきり申し上げておきたいことは、この尊重ということばを、ずいぶん政府もお使いになりますけれど、何か、から手形に終わっているような場合が非常に多い。尊重する尊重するということばが、しばしば

ばそうであるように、全くたてまえ化していると言っていると思えますね、私は。で、内容制限の規定が実効をあらわさないものだということになれば、どうでしょう、か、逆に考えますと、こういう条項があるために、かえって日本政府が中国や北朝鮮などに対する反共宣伝に同意を与えて、きのうでしたか、ございましてね、共同正犯であるところを立証することになりはしないか。このこととつ、誠意をもって、それこそ私の発言を尊重してお答えいただきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 共同正犯論が出るおそれがある、まさに私はそういうことも心配しています、この放送内容につきましても心配しています、この放送内容にきくという規定を設けておるわけなんです。しかし、同時に、日本の国土に設置された放送局から何か刺激的な放送が行なわれるということになりますと、そういう責任という法律問題以外において、いろいろまた政治的な波及をもたすかもしれない、そういうことを考えまして、歯どめというのを考えたわけなんです。いま木島さんのお話を承っておりますと、何回も何回も警告を発しておると、その間に誠意は通ずるであろうという廣瀬大臣の答弁、それに対して、あとの祭りじゃないかと、こういうような疑念を持たれておる。そこで、私もいたしましては、あらかじめこういうことは困るということをおうと思うんです、あらかじめ。たとえば、いまわが日本が当面している外交上の最大案件は、日中国交正常化の問題である。そうしますと、いま一番大事なことは、お互いに刺激し合わないというところが非常に大事なことになる、まあそういう問題を取り上げてアメリカ政府当局に、あらかじめ申し入れておく、いまわが日本が置かれておるところの立場、また、わが日本が志向しておるところの政策、そういうものはこういうもの、だ、ということばを、それはあらかじめアメリカ政府に申し入れておく、そういうことに従って番組というものができるだろう、その番組も、あら

かじめその大要につきましてはわが国に通報してくる、こういう意味です。それからなお、事後においてチェックをします、こういうことですか、これはかなりきびしい指導ができるのじゃないかと、そういうふうに思います。

○木島則夫君 刺激を与えないということは、何か文書でお取りかわしになるのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) そういうことを文書で申し入れておきたいと思っております。

○木島則夫君 文書で、ちゃんと文書で申し入れをなさるおつもりですか。つまり、刺激を与えないように、放送番組の編成上、たてまえ上、やってほしいということばは、きちつとおやりになりますか。

○国務大臣(福田赳夫君) そういうことを考えております。

○木島則夫君 考えている……、それを実行なさいますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 実行するつもりなんです。考えておるといことは、そういうことをやるということなんです。

○木島則夫君 いや、考えているとおっしゃって、もう、どうも政府の場合は実行が伴わないことがあるんでね、考えていることがイコール実行につながるというふうには私は思わない。その辺はいかがですか。考えていたって、やらなきゃ、そんなもの意味がないじゃありませんか。

○国務大臣(福田赳夫君) そういうことは、いままだやっておりませんが、そういうことをしようと思っております、こういうことでございませう。相当はつきりしておることでございます。

○木島則夫君 何か、いま外務大臣のお話を伺っていると、えらい期待を持たせておきながら、うっちゃられた感じがする。何かそういう、やっぱり気を持たせておきながら、思っているというの、何か私はどうかと思えますけれども、その点、もう一回伺いたします。そういうことをはっきり文書でお取りかわしになりますかということです。この点だけ伺います。

○国務大臣(福田赳夫君) そういうことを考えているのです。考えているということばは、それを実行しようと思っているということばです。そういうことです。

○木島則夫君 とにかく行動をしていただきたいと思います。

それから、これは郵政大臣にお伺いいたします。

いろいろ大送信所があります付近は、どうしても電波障害が非常に多いですね、調査情報TBS六月号というところにも、もうお読みになったと思います、いろいろ電波障害の数々が載っております。たとえば、「テレビの故障が多く、一年ほどの間に、ほとんどの家庭が一〇回前後の修理をしている」とか、「テレビのつまみやアンテナ、トランス付近に手を触れると感電する」とか、「夜間、巡回映画を上映する時には真空管が焼けたり、スピーカーが使用不可能になったりするの、昼間に巡回映画を見ている」とか、村民の一人が空中に裸線を探り、アースをとって電球に接続している」とか、「夜一〇時すぎなら一〇〇Wの電球もとる」とか、「裸線につないだ受話機から声が聞こえる」というような事実が載っておりますけれども、こういうことは実際にございませうでしょうか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) これは、お話しのように、VOAは千キロの電力を使って放送いたしますもの、ですから、電話とかあるいは放送の受信に非常に支障があるというので、先般、電力線あるいは電話線を地下に埋没しまして、そうしてそういう措置をとったところでございませう。それと、放送につきましましては、特に中継所をつくりまして、そうした支障をなくしたというふうなことで、いろいろの手を打ちまして、現在ではそういうような障害はなくなっているというふうに承っております。

○木島則夫君 一々これは資料をあげるとたいへんな数になりますので申し上げませんが、結論的に言いますと、現在まだ支障が続いていると

いうことは、はっきり出ています。それに対してどういう措置が講ぜられているのか。行く行くはNHKがOHKというものをやはり受け継ぐ意味で、すっかりVOAだけ残しておいて、受け入れ側は、そのまわりに与える影響も全く考えないで返還だといったって、これは私はやはり日本政府のほんとうのあたたい心は通じないと思えます。そういう意味で、実情と、そういう調査、それに對する対策というものは、きちっと政府がどのようにするか、この点だけ聞かしてくだ

○國務大臣(廣瀬正雄君) そういうことであれば、直ちに措置をいたしたいと思っておりますが、手をとりたいたいと思っておりますが、御承知のように、交換公文にも、混信その他の妨害については、すみやかにそれを除去するために努力をしなければならぬというようにうたわれておりますし、また、VOA並びにその職員に対する請求については、これまた誠意を持ってすみやかに解決せなければならぬというように、交換公文にもうたわれております。そういうことで、VOA当局にも、そうした障害については、いろいろな請求ができるというように考えております。

○木島則夫君 そうすると、郵政大臣、まだそういう調査は実際に表立ってはやっているらしいやらないということになりますね。それと、そういう調査の必要性が一体あるのかどうか。私は当然あると思ひます。その辺、聞かしてくだい。

○政府委員(藤木榮君) お答え申し上げます。私どもの職員を派遣いたしました調査いたしております。現在のところ、私どもは、先ほど大臣がお答え申し上げましたように、特に障害はないと、そういうふう聞いておるわけでございますが、もしありますれば、当然VOA側で処置をしてもらうというように交渉したいと思ひます。

るをもう少し親切に教えてくだい。

○政府委員(藤木榮君) 先ほど大臣からお答え申し上げました交換公文の中に、「アメリカ合衆国政府は、日本国の電波関係法令によつて規律される無線局又は受信設備が中継局から受ける混信その他の妨害をできる限りすみやかに除去するため必要な措置をとる」という項がございますので、当然アメリカ側がやるということになるかと思ひます。

○木島則夫君 最後に、私、総理に御要望申し上げます。

飛行機とか、それから軍艦の自由出撃は、安保条約の適用によつてこれは事前協議のはっきりした対象になるということをおっしゃっておられますね。それと同じように、目に見えない電波だからといって、それがいわゆる安保条約の適用下に置かれないからといって、私は、野放しにされるということはない。へん大きな片手落ちがあるというふうには考へるのです。これは戦略放送ではないとか、軍事的色彩はないとかおっしゃるけれども、私は、決してそうじゃないという意味で、つまり、はつきりとしたやはり歯どめがなければだめだということをお申し上げたいと同時に、いむゆる撤去の時期についても、二年後の協議、五年後のことでもなしに、スケジュール的に、もつともつと早められれば、これは改善をしていただきたい。いかがでございますでしょうか、最後に結びのことばとして伺ひたいのです。

○國務大臣(佐藤榮作君) 電波の問題ですから、これはもうたいへん日米両国とも、事柄の重要性から、この問題に真正面から取り組んだのでございします。そうして、日本側が全面的に撤去、やめてもらいたいと言ひ、またアメリカ側は、世界的な一つのVOAという網を考へておるのだと、これは本部はワシントンだと、これはもう各地の中継だから、他のほうでも許しているのだからぜひ認めてくれと、こういうことで、最終までこの問題は両者主張を異にしていて、最後になりました。て、ようやく、その二年、五年後と、こういうよう

なことで意見をまとめた、まあ妥協的な所産でございします。したがって、私どもは、今日これをやり直すようなことは、これはもうちょっとできないように思ひますが、しかし、先ほど来お話があるように、なかなか重要な問題だと、こういうことで、過日もこの席で郵政大臣がぼつぼつ話をすると言つたら、ぼつぼつとは何事だというので、ずいぶんやかましく言われましたが、そういうような経過はあります。したがって、正式な交渉ではございせんけれども、やつぱり、どうしてもこれを続けていくなら、どうか適当な場所を早く見つけて、早くそのほうの工事をやつてくれないことには困りますから、そういう意味のいわゆる非公式な連絡はありますけれども、随時におかれのほうの希望を述べること、これにはやぶさかではございせん。また、先ほど外務大臣と木島君とのやりとりで私もわかつたのでありますが、これはサンクレメンテにおける大統領との会談にも持ち出されるべき筋のもののじゃないかと、話を聞きながら、おそらく外務大臣はロジャーズ長官に対してこの点に触れるだろうと、また私は、どうせアジアの問題、これが主ではございしますけれども、沖縄返還の問題につきまして、さらにこの時期等も明確にしなければならぬ、そういう問題がございしますから、そういう際には、なお当委員会等におきましていろいろ審議されたその経過も十分話してアメリカ側の理解を深める、これをたすことは、これは当然われわれの責任だと思つております。そういう意味で、最後の私の返事だと、こういうふうにお聞き取りをいただきたいと思ひます。

○木島則夫君 ぜひよろしく願ひいたします。時間が超過した点については、おわびします。ありがとうございました。

○委員長代理(丸茂重貞君) 春日正一君。

○春日正一君 私は水の問題をお聞きしたいんですけれども、その前に一言だけ、よく聞かれるん

ですけれども、例の辺野古のところのノンストップ道路というのですね、あれが今度は全面的に返ってくるんですか。その点、最初に。

○國務大臣(山中貞則君) 大体返つてまいる路線の中に入つております。

○春日正一君 そこをはつきりしてほしいんです。返つてくるというふうな。

○國務大臣(山中貞則君) 私が大体という前置きを使つたのが、ちょっと変に思われたんですが、それは、国道に直ちに引き取る路線と、主要地方道に分ける路線とが、いまちょっと詰めたにかつておりますので、その意味では大体というのはいちよつと正しくありませんで、日本側に返還をさせますということでございます。

○春日正一君 そうなれば当然ノンストップとか停車したら射撃されるとかというふうな、一切のそういうものはなくなつて、日本の国道なり県道として自由に通行もできれば写真もとれると、こういうことになるわけですね。

○國務大臣(山中貞則君) いま、これは外務省の所管だと思ひますが、当然、日本の道路上において、現在米軍が、交通取り締まりまで向いて、やつておるわけですから、すべてを含めて日本の道路については、一切、米軍のみの意思によるそういう制限とかあるいは禁止とかということ、われわれとしては受け入れないことであるから、なくなりします。

○春日正一君 そこで、水の問題ですけれども、御承知のように、毎年沖縄では断水が起る。特にこれはひどかつたようですね。そういう状態のもとで、水道用水の三分の一近くがアメリカ軍に使われておる。そうしてまた、復帰を目ざして、水をたくさん使ひ、まあ臨海型の工業というふうなものが進行しておるんで、そういう状態の中で県民の生活用水を確保するというところは非常に大事な問題になつてくると思ひます。そこで最初に、政府として、やはり沖縄県民の生活用水の確保ということについて基本的などういうふうな考へておいでになるか、そこからお聞きした

いと思います。

○国務大臣(山中貞則君) 基本的には、沖縄県民は、復帰後日本国民として、安条条約によってその施設区域内に居住を許される米人と全く変わりのない料金その他の処遇を受けるということであります。

○春日正一君 米人と全く変わりが無いというのはおかしいじゃないですか、日本の国に返ってくるんだから。しかし、まあそれはあれとしてですね、そこで、当然返ってくれば、水道公社、あれは県営になると思うのです。水道公社ということになると、当然返ってくれば、水道公社ということになると思うのです。水道公社の場合に、アメリカ軍との供給関係ですね、こういうものは一体どうなるか。たとえば契約の当事者というものは、どこどこがそれに当たるのか、そこから聞きたいと思います。これは外務省の関係になるのですか、そういう問題は。

○国務大臣(山中貞則君) 先ほど「米軍」とと言ったのは、「米軍が」というふうに置き直します。すなわち、沖縄県民と同じ待遇を受けることになる。

さらに、ただいまの御質問の点は、沖縄県が所轄する水道供給公社になりますから、したがって、沖縄県が直接給水するものが大部分になると思いますが、しかしながら、場合によっては、本土に見られるような——本土では市町村が一応原則でございましたから、市町村自体で米軍への給水もしたいというような町村が出てくるかもしれません。しかし、それらの点は、今後沖縄県並びにその県内の市町村内の話し合いにゆだねるべきであると思いますが、現在の水道パイプの現状から見ると、市町村ごとに別途に、所在する軍の地域に供給を開始しますと、相当パイプの付けかえその他に費用を要することは事実であります。これは沖縄県内の県と市町村との話し合いでまとめてもらいたいと思っております。

○春日正一君 そこで、このアメリカに供給する場合には、水道法が適用されますか。これは厚生省の問題ですか。

○国務大臣(斎藤昇君) 琉球が復帰をいたしましたら、本土と同じように水道法が適用になります。

○春日正一君 アメリカ軍に供給する場合と云っているんです。

○国務大臣(斎藤昇君) 同様でございます。本土も同じでございます。

○春日正一君 おかしいですね。私が事前に聞いたんでは、水道法は適用されない。そこで、契約は民法による私契約でやられておるといふふうに言われて、私もそういう契約書を、これ、たくさん持っているんですよ、厚生省からいただいた。ちょっとおかしいですね、そこは。

○国務大臣(斎藤昇君) 米軍専用の水道は、これは水道法の適用はございません。しかしながら、県営なり市町村営の水道から供給する場合には、これは水道法の適用があるわけでありまして、そこで、水を供給する場合にどうするかということでは、これは水道の経営者と水を受けるものとの契約でございますから、したがって、水道法とは関係ございません。本土の場合におきましても、特別の契約ということもあり得るわけでございます。

○春日正一君 では次に進みます、そこらの問題を残しておいて。

沖縄協定の合意議事録第六条で、「地位に関する協定の関係規定に従って現在享受している条件と同じような条件でのみ、公益事業及び公共の役務を利用する権利を与えられる」と、まあこういうふうにして書いてあるんですけれども、この「現在享受している条件」というのは、本土でアメリカ軍が享受している条件ということだといふふうに聞いています。それが、それでいいですか。これは外務省のほうですね。

○政府委員(井川克一君) 仰せのとおりでございます。

○春日正一君 そこで、もう一つは、地位協定第七条では、公益事業、公共の役務の利用における優先権——アメリカに優先権を与えるということ

がうたわれておるんですけれども、この優先権を与えるというのを水道事業において適用する場合、どういう国内法がありますか。

○政府委員(井川克一君) 水道法上特別の優先権はない。つまり、官庁に与える優先権と同じ優先権を持つということになっておりますから、そのような優先権はないと聞いております。

○春日正一君 そうすると、官庁に与える以上のものはアメリカ軍に与えなくてもよろしいと、まあそういうふうに理解していいわけですね。

○政府委員(井川克一君) 仰せのとおりでございます。

○春日正一君 そこで、先ほど、水道法は適用されないということ、私的契約だといってこれをもちたんですが、これは厚生省水道課からももちたんですが、こういうものがあるんですね、アメリカ軍との契約。こっちは、抜いたものを読みますか。——これは佐世保のもので、米軍との給水契約の内容ということで契約書があった、それによりまして、有効期間とか、どれだけの値段とか、いろいろ、まあそういうものはきめてありますけれども、同時に、この中には、一方では、「公の規則」提供される役務は法律、条例——規則ということを使っておりますが、に従うと、こう書いてあって、特に、紛争の処理は「契約担当官が採決する」と、こういうことになっておるんですね。この第十一條で、「この契約に別段の規定が無い限り、当事者双方の協議により解決出来ないところの契約上発生する事実問題に関する紛争は契約担当官が採決するものとす

る」と、こうなっているんです。契約担当官といえば、アメリカ軍の契約担当官ですね。つまり、お得意さんのほうがきめるんだと、こういうことになっておる。しかも、「この場合、契約担当官は文書による採決書を作成し、これを請負者へ郵送またはその他の方法によりその採決書一通を送付する」と、「かゝる採決書を受領してから三十日以内に請負者が在日米陸軍司令官宛名の文書による提

訴書を契約担当官へ郵送もしくはその他の方法により送付しない限り、前記の担当官の採決は最終的のものとする。」云々、そのほかたくさん、こう書いてありますけれども、こういうような形で——契約というからには対等なものでなければならぬはずで、私の契約なら。ところが、それを一方的にアメリカが採決する、それに訴願というようなものを出させて、それが間に合わないや無効になるというように、一方的に義務づけるような条項が入っているし、もう一つ、もっと大事な問題は、不一致条項というものがあって、この十三条を見ますと、「参照又はその他の図書としてこの契約に組み入れて有る別表添付書類、参照書類とこの契約の規定条項との間の不一致もしくは請負者の条項、規則とこの契約の規定条項との不一致が有る時は、この契約の規定条項が優先する。」つまり佐世保市の水道条例よりもこの契約が優先する、そういう条項があるわけです。

そこで、自治大臣にお聞きしますけれども、こういう水道条例というものを市議会できめてあるわけですね。その条例に反して、条例を踏みにじってもよろしいというように契約を水道局長あるいは市長は第三者とすることができると、そこを聞かしてもらいたいです。

○国務大臣(渡海元三郎君) 私も、いま言われましたことにつきましては、詳細は存じておりません。後刻よく調査いたしますが、質問の内容をお聞きいたしておりますと、その契約なるものは、公共事業全体にかかる役務、業務のことじゃないかと思えます。その中の水道条項につきましても、大体水道条例に基づきまして一般家庭と同じ料金で契約を結ばせていただき、その状態になっておると、かように承知いたしております。

○春日正一君 違う。私は、これ、言っているように、厚生省からももちたもので、これは公益事業の契約だけれども、協議給水役務提供契約というので、水の契約ですよ、これは表題が。そして判を押しているのは、ここに書いてあるように、アメリカ合衆国契約担当官ジャック・V・ウイ

ンザー陸軍大尉、佐世保市水道局請負者永元爲市、佐世保市水道事業管理者、ちゃんとうなっているのです。だから、この「条例」という場合は明らかに水道条例だと、市役所で定めた水道条例を上回るような契約を市議会に、はからずきめることができるのか、そういうことを聞いています。

○国務大臣(渡海元三郎君) 厚生省から出た資料でございますので、いま調べさせていただきます。市、市の条例に基づいて契約してあります。市の条例を越えてやるというふうなことでございまして、当事者の合意におきましてもなかなか困難であろうと、かように考えます。厚生省のほうの資料をよく見せていただきまして、後刻答弁させていただきます。

○春日正一君 いまのお話、まだはつきりしない。私の言うことを信用しないようですが、ここにこう書いてあるのです。第五条で、「公の規則及び料金の改訂」、「公の規則」といって、「この契約により提供される役務は、法律又は佐世保市水道条例及び規則の定めるところに従って行ふものとする。」と第五条にはつきりそう書いてあって、それで第十三条に、食い違いがあるときはこの契約書のほうが条例に優先すると、こう書いてある。非常にものごとははつきりしているのです。

○政府委員(浦田純一君) この佐世保市の水道供給契約の全体的な中身といたしましては、もちろん、これは市で定めました水道条例、あるいはその上にあります水道法のいろいろな規定が加わっておるわけでございます。この十三条で不一致という件に関する契約内容は、「この契約中に統合されているところの、もしくは参照その他のことによって指示されている目録、添え書きもしくは証書類、または請負業者の規則」ということでございまして、いわば付属的な資料でございますので、全般的には市の条例というものが加わっていることは明らかであると思えます。

○春日正一君 ちっともわからぬ。市の条例のことは、第五条で、法律または市の水道条例に基づいて契約がされるということが書いてあるんだから、それは非常にはつきりしておる。そうはつきり書いておきながら、十三条で、ここにはこう書いてあるんですよ。この「参照又はその他の図書」として、この契約に組み入れて有る別添付書類、参照書類とこの契約の規定事項との間の不一致もしくは、だからこまでは一つのフレーズです。『もしくは請負者の条例、規則とこの契約の規定事項との不一致』と書いてあるから、この『もしくは請負者の条例』といえ、これは水道条例でしょう。その「規則」ということは水道条例でいいけれども、「この契約の規定事項との不一致が」というから、つまり、この契約が水道条例よりも優先するということになるでしょう。あなたは前のほうの部分でもって、ごまくらかそうとしておる。それじゃいけないと思う。はつきり書いてあるんだし、大事な問題で、特にこれだけじゃなくて、同じようなことが岩国でも横須賀でもやられておるんですから、これはあとから私問題にしますけれども、こういうものが許されるのか、だれがこういうことを指導したのか。

○政府委員(浦田純一君) 先ほど御説明いたしましたように、第五条でもって、全般的に、市の条例あるいはその上にあります水道法といったものが加わっておるわけでございます。第十三条におきましては、まあ先生の手に資料があると思えますけれども、条例という引用ではございませんで、先ほど読み上げましたとおり、「または請負業者の規則」とこの契約の規定の間に不一致がある場合」ということでございまして、矛盾はないと考えております。

○春日正一君 だめですよ。私はこれは厚生省からもらったんですよ。私が偽造したものじゃないんですよ。これは、これにはつきりと……来てごらん下さい。ちゃんとこう書いてあるから。同じものでしょう。「請負者の条例、規則とこの契約の規定事項との不一致」とはつきり書いてある。約の規定事項との不一致」とはつきり書いてあるじゃないですか、条例と入っておるじゃないですか。これと違うんですよ、私はこれをもらったんだから……。厚生省水道課からもらったんだから……。

○委員長代理(丸茂重貞君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長代理(丸茂重貞君) 速記を起して。
○国務大臣(斎藤昇君) ただいま御指摘の佐世保の資料をこちらに持ち合わせておりませんので、取り寄せて後刻御返答申し上げます。

○春日正一君 それでは、この件については、それが来てから、あとでさらに質問をさせていただきます。権利を留保させていただきます。そうでなきゃ、時間が来たからといって、これをうやむやにされたんじや、たいへんなことです。それは、はつきりしておいてもらいます。

そこで、問題なんですけれども、これは厚生省からももらった資料ですけども、私のほう、いま、こういうものはほかにないかと思つて方々聞いてみました。そうすると、横須賀、岩国、佐世保、これはあるということなんで、取り寄せてみたんですよ。大体まあ似たような内容になっています。ほとんど似たようになっている。多少字句の翻訳の違つたところがありますけれども、おそろく英語の原文は同じだろうと思うんですよ。こういう指導をどこでおやりになったのか、そこを聞かしていただきたいと思ひます。どこでこれをおやりになつておるんですか。

○国務大臣(斎藤昇君) そういう契約の内容等につきましては、厚生省はいままで指導したことはないようでございます。自治体と米軍当局との契約でございます。厚生省はそういう点については関与をしておらないと、かように申しております。

それからなお、これは私の想像でございますが、もし水道条例に反するような契約をしたとするならば、それは、その契約について、都道府県なりあるいは市町村の議会の承認を得ているの

じゃないだろうかと、かように推測をいたします。条例に違反をしてそのまま置いておけば、これはまあ自治大臣の所管でございすけれども、自治体の権限を執行部が侵したということになるのじゃないかと、かように思ひます。

○政府委員(島田豊君) この問題は、米軍と現地の市町村との直接契約でございますので、防衛施設庁といたしましてこの問題について指導したことはございません。

○国務大臣(渡海元三郎君) 市の当事者自身が指導しております。自治行政は自治省で総括的に適正に行なわれるよう監督する義務がございすので、もし御指摘のような点で誤りがございしたら、さつそく取り調べの上適正に行なわれるようにしなければならぬと、かように考えております。

○春日正一君 この文書の中に「調停」という項があるんですよ。そこには、日米合同委員会に調停の申し立てができるのか、あるいはそれをやるために、調停庁ですね、これを經由して云々というふうな文句がここに入つておるんですね。「調停」というところを見ますと、第十六条、「本契約に規定があるものを除き」云々と、調停について日米合同委員会へ提出できるものとする、こういうふうにし、さらに、「契約担当官の決定が行なわれた後に」云々——時間がたつから向こうに聞いたほうが早いかもしれぬね。合同委員会に調停を申し立てるといふと、どういふことになるんですか。それはいきなり合同委員会に持つていくんですか。おたのほろを経由するんですか。

○政府委員(島田豊君) 調停の問題になつてまいりますと、地位協定の十八条の第十項に「合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができ」と。そこで、これは昭和二十七年四月二十五日の閣議決定によりまして、当時の調達庁

がこの業務を行なうということになりまして、現在、防衛施設庁がこの調停委員会の日本側の事務局としての業務を行なっております。そこで、聞いてみますと、過去におきましてこの水道問題についての紛争調停のための申請があったことはないのでございまして、もし紛争がございましたら、この調停委員会にこれが申請をされるという形でこれが審議されると、こういうことになります。

○春日正一君 ですから、私は、その調達庁が中に入っているものを結ばせたいやないだろうかと、こう思ったんですけれども、そういうことではないんですか。

○政府委員(島田豊君) この水道問題につきましては、おそろく、何か問題がありまして現地の米軍と市町村との間で大体まあ解決がされておるのではないかと。この種の事案が紛争事案として調停委員会にかかったことはございません。

○春日正一君 聞いたことを答えてくれないうんすけれども、つまり、まあ関係がないというんなら、してないで、どこも関係がないで横須賀市あるいは佐世保市、岩国市が直接米軍と契約を結んだということにしますと、これは対等な民事の契約でしょう。それに、もしこの文書の中で解上の食い違いが出てきたときには米軍の原本をもつて正しいとすると、こういうことになっておる。つまり、全くアメリカベースでこれがやられておるといふことです。私は、こういうことは、だから直してもらわなきゃならぬし、さっき話のあったような、条例に優先するといふようなものは絶対に取除かにかねと思ひますよ。あるいは、そのままやっておけば市長は背任罪を犯したことになる、市議会にはからず条例を破ったといふんだから、だから、そういう意味では、これは直さなければいけないと思ひます。しかし、私がここで特にこの問題を取り上げたのは、本土並みというからには、沖縄県水道公社ができれば当然沖縄県の水道公社はアメリカ軍に対して対等の立場で水の供給の契約を結ぶ権利

がある、そこを確認してもらいたいと思つたからです。そのところをひとつ確認してほしと思ひます。これはどこで確認しますか。総理大臣、確認しますか、外務大臣、確認しますか、どこで確認しますか。

○国務大臣(山中貞則君) これは、たしかおともいも答弁したのですが、現実に沖縄県もしくは一部市町村が供水するにしても、これは周辺地域の一般の県民あるいは市民の私である水道料金というものはに基づいてやるわけですから、県の場合は県、市町村の場合は市町村が契約をするということになります。

○春日正一君 そうなると、当然、この復帰後の県営水道公社の契約というものは対等で結ばれるものであつて、各市町村や一般市民に供給するものと少なくとも同じ条件で供給する。現在の条件でいいますと、もう総務長官は一番御存じだと思ひますけれども、実際末端での値段に比較してみると四分の一ないし五分の一の値段で供給しているんですね。これをやはりいゆる沖縄県民並みに引き上げて取ると、そのことによって全体としての水道料金を引き下げるということも可能になるだろう。そういうことは当然できることだと思ひますし、もう一つは、アメリカ軍が三分の一の水を使つておると、この問題です。一方、干ばつで困つて断水しておるときに、アメリカ軍のはうは豊富に水を使つておるといふような不公平は許されてはいけません。そういう意味で、アメリカ軍に水を供給する量も、県全体の計画のもとで当然制限するということも私は可能だと思ひます。できるはずだと思ひますけれども、その点、どうですか。ここは、はっきりしておいていただきなうと、非常にいいことになると思ひますが、○国務大臣(山中貞則君) 結論から申しますと、そのとおりでございまして。区営浄水場の中の、米軍がわずかな自給自水をしておる、ポンプ二つ、区営浄水場というものを除いては、基地内のもので全部琉球政府の管轄する水道供給公社になるわけでありまして、したがって、仰せのとおり

結論になるということになります。

○春日正一君 私、まだあと引き続いて水源の問題とか、その他たくさん聞く材料があるんですけども、しかし、まあ時間ももう過ぎていますから、ここで質問は打ち切りますけれども、総理にぜひ頭に入れておいていただきたいことは、日本の本土並みと言つてはいる本土でさえ、いま言ったような形の契約がされて怪しまれないような状態になっておる、このことだと思ひます。

それからもう一つは、これは委員長の方へあれておきますけれども、先ほどの条例の問題です、ね、あれは厚生省で調べた資料が出てきたら、その点については再質問させていただきますから、よろしく願ひします。

○委員長(長谷川仁君) 青島幸男君。

○青島幸男君 私、先ほど来問題になっておりますVOAにつきましてお尋ねしたいと思ひます。

まず、与えられた時間も少のうございまして、簡潔に結論から先に申し上げますと、VOAの傍受施設をおこしなすというところに、たいへん熱意をお持ちのようございまして、しかも、それを傍受してチェックをするということに、たいへん熱意をお持ちのようございまして、やめたほうがいいんではないかというのを私は結論といたします。以後、それについて、何がゆえにそうしなすやならないかというお話をするつもりでございまして、それから外務大臣の御所見も承りたいと思ひますけれども。

まず、その理由は、どの方から伺ひしても、事実上歯どめになるというご意見は、いままでの御意見の中では、私は納得できないと思ひます。総理もお聞きになつていらつして、事実何千万円のかけて、しかも二人の人間が、行なわれた放送について、まあ大要は事前にアメリカから、本部から受け取るにしましても、実際のこまごました

ことは、放送が行なわれてしまつてから認識するわけですね。事後行なわれる。もう事件が起こつてしまつてから。たとえば起これば、事件が起こつてからそれを認識することができると、そのことは、事実上、おそいわけですね。傍受がたとえ正確に行なわれたとしても、すでに事件が起こつてからではおそいのだから、事実上傍受をして歯どめにしようというのには意味がないことだといふことが、いままで議論し尽くされたと思ひます。ですから、それをまた再びなさうということをするのは、私は、下世話なことばで言えれば、依怙地をやつておるとしか思ひないような気がするので、予算措置をしてしまつたのだ、そういうふうに政府は発表してしまつたのだ、郵政省はそう言つたんだから、言つたことはやらなければならぬのだ、たとえ間違つていても、言つたからやらなければならぬといふような形で行なわれるのだつたら、やめたほうがいいと私は考えます。それに、郵政大臣のお答えを伺つておりましたが、これは実行上あんまり成果があがらないんだといふことを、ことばの端々にお知らせしようとお答えをなさつていらつして、その辺のところの真意から、私の結論についての御所見も、郵政大臣からまず承りたいと思ひます。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 傍受というの、お話のとおりでございまして、事前に放送の内容の全部を把握したしまして、このよう放送をするから了解してくれといふようなことでなくて、これは、もう放送そのものは瞬間的に出てしまふわけだと思ひますから、放送を把握するといふのは、どうしてもやっぱり記録にとつたものとあつて見ます。これはお互いの話と同じでございましてね。ですから、これ以外に方法はない。何か書いたもので前もつてもらうといふことであれば、事前に把握ができますけれども、放送の把握といふのは、やっぱりどうしても事後になるわけだと思ひます。その後繰り返してこういうことをやってくるなといふことを、まあその改善方と申しますが、そういうことを願ひする、折衝するとい

うこと以外にはないと思うのでありまして、まあ一回——さっき申したのでございますけれども、不適当な、国際親善を害するような放送がかりにあらたにいたしますれば、そういう声がどこからか出てまいりますれば、また、出てこなくても、ちゃんと翻訳するわけでございますから、それによつて、これはまあ注意しておかなければならぬ、後日再びそういうことを繰り返してやつてくれるなというのをお願いする以外にはないと思ふのであります。

○青島幸男君　そうおっしゃるということは、事実上傍受しても意味があまり期待できないというお答えと私は認識いたします。事が起こつてしまつてから、傍受して事が終わつてしまつてから、これこれこういうことがあつた、それは相手方にこういう刺激を与えたかもしれない、それを、放送をしたほうに申し入れても、もう被害を受けたほうは納得しないと思ひますね。むしろ、傍受も行なつてゐるし、事前に大要も受け取つていたのじゃないか、おまえのところは、それだつたら、あなたのところも加担したことになりはしないかと言われても、これはいたしかたないと思ふんです。ですから、事前に内容についてチェックをしたり、あるいは傍受をしたりすることが、先ほど木島さんが——歯どめをしうとなさつて外務大臣はその条項を入れたわけですね。何か不適当なものがあつた場合には、こちらから申し入れをするから、こちらの言うことも聞いてほしいという条項を加えてあるわけですね。ところが、その条項がむしろ危険を増すのではなからうかという木島さんからの話もありました。私も、それも全くそのとおりだし、その上に傍受をしてゐた、あるいは事前に内容を多少でも把握してゐたということになりますと、事件が起つた際には共同正犯の立場は全く免れることはできないと思ひます。

かといふことの見解がまちまちだったり、皆さんの認識が食い違つたりすることだと思ひます。私は、たとえ郵政省が言うように——事実である、世界じゅうがおそろくそうであるといふことを認識するやうなニュースとか情報とかニュース解説とか流さない、だから、刺激をすることにほならないのじゃないかとおしやいますけれども、真理は一つしかないわけでは、その正邪善悪をきめるのは時の権力なわけですね。だから、体制の違つた二つの国においては一つの真理も正邪を異にしてゐるわけですよ、認識が。それに、私どもの実際の家庭生活におきまして、亭主がやつてゐること、主人がやつてゐることでも、たとえ事実でも一々女房や子供に知らせたくないといふこともありますね。たとえば、酔つぱらつてホームに寝てたとか、あるいはいかにがわしい婦人と同伴して歩いてゐたといふことは聞かせたくないわけですよ。それと同じように、その国の体制にとつては、こういう事実があるのだと、たとえそれが事実であつても、それを放送してしまふ、きわめて指向性の強い、しかも強力な電波で伝えてしまふといふことは、これはよくないとお世話です。ですから、近所のおかみさんが来て家庭の中にそういう紛争を持ち込んだのとほとんど同じことですよ。現にポーランドでは、ちよつとした暴動が起つた、それを自由ヨーロッパ放送がとらえて大電力でポーランドじゅうに放送した、そのために政権がひっくり返るやうな大きな暴動になつてしまつたといふことすらあるわけですよ。たとえ事実であつても、それを伝えることが迷惑だと考へる国もあるわけですよ。その辺のところをお考へいただければ、先ほどの木島さんのお話し合ひは時間が切れて煮詰まつたものになりませんでしたけれども、総理について、その放送を聞かされてゐるほうの人間の身になつてお考へになつたときに、どういふふうにお感じになりますかと。いふ言ひ方で木島さんは追及されてゐましたけれども、体制の違つた国においては、私どもの考へてゐる常識とは全く違つた常識で、ものを考へな

ければならない場合もあります。それについて、は、全くの政策の妨害といふことに、たとえ事実であつても、当たるわけですが、その点は、総理はどういふふうにお考へになりますか。

○国務大臣(佐藤榮作君)　なかなかむづかしいお尋ねなんです、何か最初から間違つてゐるという、そういうふうな話ですが、まあ体制が違つてゐる国でも、月着陸、こんなことが言われることは、それはニュースとしてやつぱり認めざるを得ないのじゃないですかね。だから、ものによつては——さっき音楽といふやうな話をした、それはやつてくれ、こつ言われたからやめましたが、月着陸、宇宙衛星が上がつたとか、そういうふうなことは、それはやつぱり世界的なニュースであり、世界的な意義のあるものじゃないか。また、ニクソン大統領の訪中、こういうものが突然電波で報道される、これはショックも受けるが、それはそれなりにやつぱり評価されてしかるべきじゃないか。だから、そういうやうな点にない点もあるのです。ただ、それが、一方的に自分たちの主張を相手方に無理やり植へつけようとする、そういうやうなことになるし、いわゆる謀略だとかいふやうなことになるし、また、軍事的な意義を持つとかいふやうなことになるかと思ひます。私は、必ずしも全部が全部悪いわけでもない、だから、先ほど答へたことと、ただいまも答へること、それ別に違つたことを言つてゐるわけじゃありません。

○青島幸男君　総理は、悪影響を及ぼさないであらうと思はれるやうなニュースについてだけおっしゃいましたけれども、たとえば、某国で公式の席にいつも出てきた高官の一人がこのごろ出てこない、あの人はなくなつたのじゃないか、あるいは南清されたのではなからうかといふやうなニュースがあるとします。そういうことが某国の国民にとつてどんなに甚大な影響を及ぼすかといふこともあるのです。それはたとえ事実であつたにしても、伏せておきたいこと。月へロケットが行つた、ニクソンが訪中する、それはいいですよ。しかし、そういうニュースばかりではありませんことは確かです。ですから、先ほど音楽のお話をなさいましたけれども、ある国にとつては、最近もはやされておられますやうな音楽的な音楽はどうも国策に沿わないと考へる国もあるわけですね。現に私どもは、戦争中には、敵性の音楽だといふことでジャズを聞くことを禁じられたりしましたけれども、それはやつぱり、たとえ音楽であつても、その体制の国にとつては実に迷惑な話であるといふこともあり得るのではありませんかといふお話を申し上げておるわけです。その点、御見解を聞かせてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君)　まあ、先ほど、VOAが何を放送してゐるか、そんなものをとつたつて意味ない、こつ言われましたが、ただいまのあげられた例は、これはVOAが放送したかしないかわ、ずいぶん考へ方が相違してくるんじゃないか、かように私思ひますので、もうあとからやることはだめだと、かように一がいにも言えないんじやないかと私は思ひます。青島君とこうして話してゐると、もう事前に前もつて話をしていたら、どうも話が興味なくなる。しかし、打ち合はせなしに話が出てきてゐるところに、やつぱり意義があるわけですよ。そして、これは意義があるがゆゑに、お互いに良識をはずさない限りにおいては、これは意義がある、かように私は思ひますので、やつぱりそういうものが録音されるか、あるいは速記がされるか——私など、しばしば、過去何月何日にこついうことを言つてゐるじやないかといつて、ずいぶん速記を引き合ひに出されま

ですが、たとえば一国にとつてたいへん迷惑な放送がなされた、一国の体制にとつてたいへん迷惑なことがなされた、この放送は沖繩のV O Aの基地から出た電波である、しかも沖繩は日本の主権下にあるわけですね、返ってきてからですから。そうすると、沖繩から放送された放送によってわれわれはたいへんな被害を受けたんだ、しかも、日本政府はそのV O Aで何が放送されるかということを知っていたということになる、日本も責任を持つてもらわなければならないということになります。ですから、そのことをお尋ねしているわけです。

○国務大臣(佐藤榮作君) 前もって話し合つて、そういう外国に中傷的な放送が流れたら、これは困るですね、これは、たいへん。それは共犯だと言われたい。また、先ほど言われるように、全然何が放送されているかも知れないで、放送は御自由ですという、そういうところでい々ゆるる謀略放送というものに該当するものをやつたとして、日本は何にも歯どめもないから、日本は基地を提供してとんでもないことをやつておる、かように言われても困るんだ。だから、私は、やつぱりちゃんとして、事後でも、どういふことが放送されているか、そしてそれが日本としては相手方に基づいて不愉快な思いをさせているとか、これは不都合じゃないかと、かようなことを日本の基地を使って放送するんですから、その国に対して嚴重なる申し入れをする、これは当然の主権者の権利じゃないかと、かように私は思いますが、それまで意味がないと、かようにおっしゃる。意味がないことはない、意味があるんだが、どうも時期的に時期を失している、おそらく青島君の言われるのは、そういうような危険があるから、日本の領土内からはそんなものの中継は一切やめさせろ、こうおっしゃりたいんだらうと思つておられますが、しかし、それができないということ、まあ何回も何回も申し上げて、それで改善の策としてただいまのような点を考えた、だから

ひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○青島幸男君 おっしゃることはわかるんです。私もそれを言いたいわけですが、実は、そういう放送があつてはならないんだと。しかし、総理は再三答えておられますけれども、二年後に交渉し直す、それで五年たつたらなくしてもうようように交渉を積極的に努力したい、しかし、私はいまの協定の中でそれを取り消すことはできないのだとおっしゃいましたね。できないことを私は要求しているわけじゃないんです。それはせつかく御努力いただいて、一日も早く外国の放送が主権のある日本の土地から行なわれぬようにしていただきたい、それは私も要望したいんです。それはいいんです。それは切にお願いしたいんです。すけれども、その期間、二年あるいは五年の間、どうせアメリカのV O Aの本部から出るもので、私どもの土地を使って中継はしているけれども、放送の内容については私どもは一切関知してないんだという立場を明らかにしたほうが、外国から誤解されるチャンスが少ないんではなからうかと、こう思うわけですね。それからもう一つ――まだ違つとおっしゃっているから、承りましょう。

○国務大臣(佐藤榮作君) いまのような話になると、これはもう立場が違つて言わざるを得ない。だから、したがって、私、それは間違ひだとは思ひません。それは一つの立場だと、かように思ひます。

○青島幸男君 見解の相違になつてしまふと切りがありませんので、立場と話を交えて申し上げますけれども、謀略とは何か。先ほど総理は、外国からこちらに送られてくる日本語放送ですね、なまりのある日本語で、たいへんわれわれの考えと違ふことを、もっともらしく放送されると、いやな気持ちがあるとおっしゃいましたね。しかし、そういうふうなのは、たとえば、どここの国、体制の違つた国からこういう形で言つてくる、そういう見方もあるかなと――たとえば、米帝国主義の犬、日本政府は着々軍備を進めつつあるなんというふうな放送があつたと思ひます。それ

は全然違ふんだと思つても、それは体制の違ふ国から放送しているんだから、あるいはそういう見方もあるだろうと事前にわかるわけですね。それは宣伝みたいなものです。謀略と宣伝が違ふのは、謀略というのは、それと気づかぬうちに浸透するところの意味があると思ひます。ですから、チェックしても意味がないんだというのは、そういうことなんです。たとえ事実であつても――日常たいへんおもしろい番組を流していると思ひます。その放送局のアナウンサーが事実を伝えたということが、その国にとつてたいへん迷惑であるということもあり得るわけですね。ですから、それと気づかないうちに流されて浸透していくのが謀略だと、先ほど木島さんが例にあげられた、共産主義のあり方は間違つていて、自由主義あるいは資本主義が正しいんだという一つの基本的な理念を植えつけよう、あからさまに出てくるのは私は謀略ではないと思ひます。むしろ、日常茶飯事、おもしろおかしく聞いているうちに、それらしく浸透してしまふことがやつぱり謀略だと思ひます。ですから、事前にそのことをチェックしても、それは歯どめにはならないし、むしろ、そのことを前もって知つていふことが共同正犯を形づくるに違ひないということをおし上げていくわけですね。その点……

○国務大臣(廣瀬正雄君) 共同正犯の問題でございしますが、これにつきましては、先刻外務大臣がお答えになりましたように、交換公文の中に、放送の内容についてはアメリカ政府だけ責任を持つというように明らかにしておきまして、そうして傍受の施設をやりましたわけでございますけれども、事前にプログラムをとる、そうしてまた必要とあらば、だんだんやつてみまして、それだけでは足りないというふうなことで、もう少しチェックしなくちゃならないというふうなことであれば、また必要な資料をいただくように交渉するということになつておりますし、また、先刻外務大臣がおっしゃつたように、全般的なことについて前もって強い日本の意思表示をいたしました

て、間違ひのないような放送をぜひやつてもらいたい、特別に認めたV O Aだから、国際信義にもとらうな、国際友好関係を乱すような放送をぜひやつてくれるなというのを強く要請すること、私どもはやつてみたいと思ひます。そうして、もうぜひ青島先生の御期待になるような、不当な放送の出ないような放送をするようなことに監視していかなくちゃならない、こういうところにわれわれの努力の方向があるかと思つておりますわけですね。

○青島幸男君 それでは、郵政大臣、たとえば放送の内容について、これは穩当でないと、あるとかいふことの基準はどこにあるのだと先ほど塩出議員が質問いたしましたけれども、それは明確でないですね、非常に。といひますと、これは、きめる委員会みたいなものをおつくりになるのか、あるいは行政官庁の課長なり係長なりという人の責任で、不適当であるかあるいは適當であるかきめるのか、あるいは大臣が一々認可を与えるのか。その辺では、もし国際紛争の種にV O A放送がなつた場合には、だれが責任をとるかというところは実に重大な問題になると思ひますけれども、その点はどういうふうにお考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) これは、やつてみまして、だんだん、そういうことは事実の放送だけれども、外国を刺激する、そうすれば外国からきつとそういう声が出るでしょうから、そういうような経験も十分しんしゃくいたしまして、それでだんだんよくしていくというふうなことでなくちゃならない。御承知のように、日本の放送だつて、四十四条の三項に、公序良俗に反しちやならないとか、あるいは政治的に中立でなくちゃならないとかいふようなことを書いてありますけれども、これは具体的な基準じゃないのでありまして、具体的にどういふことかといふことについては、やつぱり長い間の経験によつて、だんだん新しい方向を醸成していくというふうなことでなく

ぢやならないと、かように私は考えます。

○青島幸男君 どうも、郵政大臣のお話ですと、長いこと、このVOAがまだ置かれそうなお話でございませうけれども、VOAは五年でもうなくなるのだと私も認識しております。福田外務大臣も、そのように努力をしておっしゃってくださっておりますし、それを御信頼申し上げまして、五年でなくなる。その五年の間に、もしポーランドで起こったような事件が起こったとき、それをどういうふうな、だれが責任を負うのかということは、外交上もたいへん大きな問題になると思ひますけれども、それを外務大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(福田赳夫君) 青島さんの先ほどのやり取りを聞いておりましたら、どうも結論はVOAを撤去しなけりやならぬということへ持っていくのかと思つたら、そうじゃなくて、その存続を前提としてお話をされておる。承認するかしないかは別としてです。そうすると、私は、そういう前提に立ちますと、いまとつては以上のことはできないのじゃないか。つまり責任論、これはアメリカにもう全部かぶせておるわけですから、わが日本の国土において行なわれる放送が外国にトラブルを起しちやいかぬ、そういうので、事前、事後のガイダンスを与える、こういうことです。しかも、それをアメリカは尊重しなさい、こう言うのですから、これ以上はどうも手の尽くしようはないんじゃないか。これがだめだ、やめちやえというのなら、VOAをやめるのはかたがたない。そんな感じを受けながら、いま承つておたんですが、とにかく、こういう仕組みを最善と考えまして、最善を尽くしていきたいというのが私の考えであります。

○青島幸男君 VOAがなくなれば一番いいということは確かなんです。しかし、二年後に再交渉といふこと、交渉し直して五年、五年間というものは存続するわけですね、現に、ですから、その間の責任問題はたいへんなことになるであらうということをおし上げておるわけですね。

から、ポーランドの例を引きましたけれども、おまえの国でいま暴動が起つておるぞということ、ヨーロッパ放送が流したわけですね、自由ヨーロッパが、ポーランドに、そのことで暴動が拡大しまして、内閣がひっくり返るようなことになったわけですね、政権が変わるような。ですから、たとえ事実であつても、その国にとって迷惑な放送がなされた。しかも、そのことを事前に日本が知つてたということがあとで問題になるから、アメリカに責任があるのだから、事前に打ち合わせをするとか、あるいは傍受をしてチェックをするとかするほうが、かえつて危険ではないかろうかということをおし上げておるわけですね。

○國務大臣(福田赳夫君) ちょっと誤解があるように思ひますが、相談はしないのです。わが日本は意見は述べる、アメリカはこれを尊重します。で、全責任はアメリカ側にあるわけなんでありまして、相談して、協議をして、共同行為だ、こういうわけじゃないのでありますから、そういうふうな御理解をお願いしたいと思います。

○青島幸男君 しかし、大ざっぱに、これこれいうことをやるよというのを事前に通告をして、そのことについて意見を言わなくても、黙認をしたというものはおまえも同意しているんだぞと解釈されたら、どうなさいますか。

○國務大臣(福田赳夫君) 何か物議なことをやりそうだとおもうようなことであれば、わがほうは意見を申し述べます。意見を申し述べる権利を留保するともて言つておるんですから、ちゃんと意見は申し述べまして、わが国土からごたごたは起らないように、最善の注意をわが日本としてはとつていく、こういうふうなことをおし上げておるわけですね。

○青島幸男君 ですから、先ほど何回も木島さんがしつこくおっしゃつていましたけれども、アメリカにそういう申し入れをしなさい、何か国際紛争をトラブルになるかと、あるいは国際間の誤解を招くようなことは一切やめてくれるなということ、まずアメリカに申し入れるおつもりがござい

ますかと、先ほどいただきましたところ、そういうつもりでおつしやいましたね。ですから、そういうつもりでいるんなら、変な誤解を避けるために、放送内容をチェックするとか、事前に内容について知らされるとかいうことがないほうが、一切アメリカに責任があるんだということを初めから明らかにしておいたほうが、日本はそのトラブルに巻き込まれる可能性が少ないということをおし上げておるわけですね。

○國務大臣(福田赳夫君) やつとお話の筋がわかりましたですが、その辺も気をつけながら、その運用は誤りなきを期していきたいと、かように存じます。

○青島幸男君 もう時間もそろそろでございますけれども、せんだつて私はロランCの基地の件につきまして政府の意見を伺ひましたけれども、ロランCにいたしまして、先ほど木島さんも最後それを言つておられましたけれども、さわつたり、触れたり、かいだりできない電波であるから、それをなおざりにされがたいというふうな考え方を、もしお持ちになつていらつしやると、これから先、日々たいへんな進歩発展を遂げていくこの社会に順応していくことはできない。ですから、その辺のこと、電波というものの持つ大きな力と、その持つ意味を十分に把握なさつて、ロランCについても、それからVOAについても、これから行なわれます種々の放送、あるいはそういう電波事業につきましても、重々、深いおもんばかりを持つてなされるようにしていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(長谷川仁君) 野上君。

○野上元君 午前中の質問で、極東放送に関する私と外務大臣とのやりとりの間で、なぜ極東放送を残すのかということの質問に対して、外務大臣は、非常に沖繩においては喜ばれておるといふことであつたわけですが、そこで、その喜ばれてお

るという資料というものがあつたかということになつて、私の質問が留保されたわけですね。そして、いまこへ出てきたのがその資料ということになつておるわけですが、これは、まずお聞きしたいんですが、この協定について話し合つたのは主として外務省と米國との間だと思ひますが、外務省においてはこういう資料はないんですか。

○政府委員(吉野文六君) このような資料は、われわれは当時持ち合せておりませんでした。

○野上元君 資料がないのに、どうして好ましいということができるんですか。

○政府委員(吉野文六君) この問題は、先般から政府側から御説明のとおり、沖繩返還に伴う米企業全体をどういうふうに取り扱うか、その一環として、交渉のパッケージの一つになつたわけでございます。したがつて、そのような見地からわれわれは交渉した次第でございませう。なお、この交渉の途中におきまして、郵政省と密接に協力して、郵政省の意見を聞きながらわれわれは交渉した次第でございませう。

○野上元君 少なくとも、交渉の主体といふことが、責任者といふか、そういう立場にある外務省が、こういうものについての調査がないというの、私はおかしいと思ひます。特に、沖繩は施政権下にあるんですから、郵政省が立ち入つて調査するということは現実的にはむづかしいんじゃないですか。したがつて、それは外務省が外交ルートを通じてやる以外には方法がないんじゃないかというふうには思ひます。ということになれば、この問題についてインシデントをとるには外務省だと思ひます。その外務省に調査結果がなくて、郵政省にはこういうものがあったということなんです。そういうことなんです。

○國務大臣(福田赳夫君) もう施政権が日本に返つてくる、それが近く展望できる、こういう時期でありますので、もう日本の各省は、それぞれ沖繩のその関係の事情については調査をしておるんです。そういう調査をまた聞いて、それを判断

の資料にする、これは当然そういうふうなことになると思います。外務省が一から十まで自分で行って調査をする、こういうことはありません。

それから、この問題につきましては、私も概括的に話を聞きました。で、先ほども申し上げましたように、たいへんこれは喜ばれておると。ことに私が当時聞いておりましたのは、その放送の前後にいい音楽が入る。音楽の話の言うと、またしかられるかもしれないけれども、そういうことを聞いておられます。そういうふうなことで、たいへん歓迎されているんだと、こういうふうな報告を受けておられて、まあとにかく私どもが一般に考えておる、米施政権下において社会的にも有効な役割りを尽くしてきた企業の一つであると、こういう認識でございます。

○野上元君 どうも、音楽がだいぶ政府はお好きなのですね。音楽のいいのがあれば許可したいということなんです。音楽などは、ほかの民放にやらせればいいじゃないですか。いい音楽が外国語放送で入るからひとつ認めようという、そういう考え方が、何となく言いがけのような感じがしますが、もともと、何といいますが、これを残すという積極的な意味がないと思うんです。そして、この資料を見ても、これは単なる一つの聴取率をまとめたものなんです。好ましいという資料はないです。極東放送の日本語版は好ましい放送であるか、好ましくない放送であるかという調査はないんです。ただ聞いたことというだけの話であって、好ましいという資料にはならぬです。これはどうですか、どこにありますか、これ。好ましいという……。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ、基本的にこれを認める事情いかに、こういう第一点でございしますが、これはつまり、二十六年間、米施政権が沖縄で続いた。そうすると、その施政権がくつたアメリカの企業が出てきておる。しかも、このアメリカの企業というのが沖縄の福祉向上にも役割りをしておる。そういう実績の上に立ちま

して、その実情をある程度認めておると、こういう基本的な考え方なんです。つまり、施政権が返還になりますから、二十六年間その上に存在した企業がそのとき一時になくなったやうな、これは妥当な考え方じゃないんじやないか、日米友好という考えから見まして妥当じゃないんじやないか、こういうふうな考えを、一般的に企業につきまして、わが国の法令に準拠するなどの手続をとらせました上、存続を認める、こういう考え方をとったわけなんです。その一環です。しかし、この電波というものは非常に大事なものでございすものですか、特に電波につきましては、これは注意深くいろいろな措置を加えておる、こういうことです。

それから第二点の、何か好ましいことではないんじやないかというふうな、そういうことが希薄じゃないかというふうなお尋ねでございしますが、その好ましい点の若干につきまして、これは政府委員のほうから説明させます。

○政府委員(吉野文六君) 先ほどの、極東放送がなぜ評判がよろしいかということにつきまして、われわれは現地において問い合わせましたところ、大体こういうふうなプログラムがあるものだから評判がよろしいと。で、その一つは、交通情報を与えているわけなんです。これはタクシーの乗客から問い合わせを受けたときには、また落しものとか、忘れもののさがしに役立っている。そのほか、献血情報といまして、だれか緊急に輸血が必要であるとかいうときには、どの病院に何型が幾らあるとか、そういうふうな人道的な放送をして緊急のときに役立っている。それから特に評判のいいプログラムといましては、医療相談をやっている。それから中学生向けの英語放送をしている。それから百万人の英語をやっている。それから台風情報をやっている、気象情報をやっている。それから漁業気象情報をやっている。なお、忘れものにつきましては、やはりタクシーの乗客から毎月三百五十件とか六十件の問い合わせがありまして、また運転手

から届けものの申し出があるわけですね。これもやはり二百五十件ばかり平均で毎月届けものがございます。このような統計もございす。まあそういうふうに見まして、ことに先ほど外務大臣がおっしゃられたように、琉球の民謡等を放送している。したがって、これが非常に現地で受けている。こういうことをわれわれは聞いておる。

○野上元君 私は、いまの説明を聞いておると、実は、あぜんとしておるんですが、こんなことこの極東放送を引き続いて許すというふうな結論になるんでしょうか。先ほど来、午前中明らかにしたように、日本には日本の電波法があり、放送法があり、そしていわゆるチャンネル計画というものがあつたわけですね。そして、一票には中波は一つしか流さないんだと、電波は一つなんだと。なぜならば、競合してそれはだめなんだというところになっておるわけなんです。経営的に成り立たぬということになっておるわけなんです。それをいまま、忘れたの情報を報道しておるとか、交通情報をやっておるとか、あるいは民謡をやっておるとか、そんなことで、他の民放二社が猛烈に反対しておるのを押し切つてやっていくだけの価値が、一体あるのかどうかですね。問題じゃないですかね、これは。そんなことにはならぬと思ひます。そんなことをやったら、ほかの民放はつぶれてしまひますよ、これ。それでもなおかつ、やらせるといふんです。それは、あなたが第一に答弁したように、いわゆる沖縄返還に関する基本的な態度として認めたんだということに尽きるわけですね。そうでしょう。それはもう何回も聞いているんです。あなたから。しかしながら、あなたは、極東放送というものは沖縄県民に非常に愛されておる、だから、これも一つの残す要素なんだということを言うから、それじゃ、その愛されてる証拠を見せてくれと。ところが、証拠がないじゃないですか。これじゃ、何もないですよ、これ。こんなもので愛されておるといふ判断をするというのは、まことに輕率のそしりを免れないと思ひますがね。

○国務大臣(福田赳夫君) 繰り返すようになりますが、この極東放送を財団法人として認可をしよう、存続せしめよう、という方針をとりまして、これはどこまでも、アメリカの施政権下において沖縄に進出した企業、これはそれなりに沖縄の福祉向上に役立ってきた、これを認めるを得ない。そういうふうなことから、返還に際して一時にこれが引き揚げようというふうなことをできるはずのものでもなし、いろいろな条件もつけて、また、日本の法令に準拠した手続をとった上これを存続を認めよう、という基本方針なんです。それに基づいて一つの適用が、この財団法人極東放送である。その、福祉にどういうふうに向う上してきたかという、まあ設例といひまして、これが沖縄県民にも今日非常に歓迎をされておる、こういうことを申し上げたわけでありまして、これは補足説明なんです。主文は、どこまでも、沖縄返還に伴ひましていままで存続した米系企業といえどもこれを消し去るわけにはいかぬ、何らかの条件、また日本の法令の順守、こういうことを条件として認めるを得ない、こういう考え方から出ておるわけでありまして。

○野上元君 私は、その話はどうも何回も聞いておるんですよ。それで、消し去るわけにはいかぬと言ふんだけれども、ところが、愛知書簡等によると、あるいは付属の文書によると、これを改組して永久にその存在を認めようとしておるわけでしょう。消し去るわけにはいかぬという表現は、おかしいと思ふんです。そうじゃなくて、新しく財団法人極東放送というのが生まれて、適格であれば永久に沖縄本島にこの存在を認めるということになるんですからね。あなたの言うように、にわかになんか消し去ることはできぬというふうな表現じゃ、おかしいと思ふんです。別にこれを認めるんですからね。それはどういう考え方なんでしょうか。消し去ると、永久に認めるというのとは、どういうことなんでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ、消し去るというのは、あるいは表現としては妥当でないかもしれ

ませんが、永久に認めると、こういう考え方で
す。これは放送ばかりじゃない。他の企業におき
まして、わが国の法令に準拠いたしました手続
をとった上、適法にその業務を営むことができる
と、こういうふうにする。ただ、電波の問題です
から、これは事は重大だということで特別の規制を
加えた、こういうことでございます。

○野上元君 私、特別の規制を全然加えてない
と思うんです。とにかく電波法に認められれば、
永久に今後、財団法人極東放送は認めるといふん
です。ですから、規制も何もありません。
新しく誕生する便宜を与えたといふことなん
です。どこを、何が規制されているんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 会社としての極東放
送、これは二つの仕事をしておるんです。つま
り、日本語放送と英語放送。返還時までは中国語
放送もする。しかし、返還時まではそれはやめ
ます。返還の時点で日本語放送と英語放送が残
ります。その英語放送につきましては、五年の期
限というワケをはめたわけなんです。それから日
語放送につきましては、これは通常の電波法上の免
許を下す、こういう措置をとったわけです。その
ことを言っておるわけです。

○野上元君 極東放送は、いまあなたの言われた
ように、いまもいわゆる日本語と英語と、そして
中国語の放送をやっておるわけですね。そして、
返還までには中国語の放送は取りやめるといふ話
し合いができておるんだと、こういうわけでは
ない。そして残るのは日本語と英語だというわけ
です。そして、これはいづれも極東放送会社がい
まやっておるわけですね。いづれも沖繩県民に對する
福祉に貢献をしてきたのだ、したがって、にわか
にこれを消し去ることは本意だということでは
ない。そして英語のはうは、五年間の期限をつけて
これを消し去るわけですね。ところが、日本語の
ほうは消し去らないのです。永久に認めるとい
うことです。ということは、先ほど来言ってお
りますように、日本の電波行政に重大な障害をも
たらすのじゃないか。それほど、極東放送という

ものに日本語の放送をやつてもらわなければなら
ぬのかというのです。その内容を聞いたら、忘れ
ものの情報だ、こういうわけですね。そんなもの
をなぜ残す必要があるのかと私は聞いておるわけ
です。沖繩を返還されるという大きな目的のた
めには、少しのことは目をつぶらなければし
やないのだというの、あなたの腹じゃないです
か。

○国務大臣(福田赳夫君) まさに、おっしゃる
おりのことを先ほどから申し上げておるんです。
つまり、沖繩返還が行なわれる。その際に、と
にかく返還は実現しなければならぬ。その際、い
ままで平穩に事業を經營してきた。それを、返還
からといましてその事業を停止するといふこと
は妥当でない、こういうことなんです。ただ、電
波でありますから、そこで若干の他の企業と比
べての、規制と言ふと妥協しなないかもしれませ
んが、制限を加えておる。つまり、日本語の部
面につきましては、これは財団法人極東放送、こ
ういう形をとる。そして、わが国の公益法人とし
ての規制に服するわけです。それから英語放送につ
きましては五カ年、これは旧会社が行なう、五カ
年の期限を付すると、こういうふうにしたし
て、これは他の企業よりは特段の配慮をした、こ
ういうことであります。

○野上元君 私は、そこが理解できないのです
よ。にわか消し去ることは気の毒だといふの
なら、英語放送と同じように期限をつけて許すとい
うなら、まだわかるのです。ところが、日本の
法人格を持たして、新しい財団法人をつくつて、
この極東放送といふものを生かして、こうとい
うわけですから、これは根本的に違ふのです。だ
から、返還されて一年後は新しい会社ができるわ
けです。別の会社ができるわけですね。日本の
会社は、極東放送と何の関係があるのですか。一
年で極東放送の日本語版はなくなるわけですね。
理屈で言へば、ところが、あなたの話を聞いてお
ると、その日本の財団法人の極東放送も、やはり
ベルモントに關係があるのだといふふうに聞ける

のです。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、新しくできる
財団法人、これは前の極東放送会社、これと実
上のつながりはあるのです。しかしながら、財
団法人、これは日本の公益法人ですね。日本の公益
法人、民法法人としての規制に従う。全く日本の
法令によつて動くわけですね。したがって、こ
の法人の免許、そういうものは日本の法令に準拠
して行なわれる、そういう形になっております。

非常に嚴重な手続を経て免許される、こういう
ことになる。で、愛知書簡というものは、そも
もアメリカに對して日本政府が義務を負うもの
じゃないんです。これは日本政府の方針を示すも
のだと、しばしば申し上げておりますが、そう
いう性格のものであります。これは絶対にもう頭
から免許しますと、きめておるわけじゃない。日
本の法令に準拠して、日本の電波法運用上適
正なものであると郵政大臣が判断した、その場合
においてのみ認可が与えられる、こういう性格
のものであります。

○野上元君 ちょっと話がそれてしまいましたが
けれども、それじゃ郵政大臣に聞きますが、郵政大
臣は、この八条に關する愛知書簡に基づいて、適
格ならばこの財団法人極東放送の存在を許す方針
ですか。外務省は、許してもいい、これは決
して拘束するものじゃないけれども、郵政大臣は
おそれくこれを許してくれらうという希望を
持つておるわけですね。郵政大臣としては、それ
じゃ許しますか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) これは、愛知書簡にも
書いてありますように、日本の法令に従つて財
団法人極東放送を許すということになってお
るわけですね。したがって、電波法に照
らして適格であれば許すという政府の方針に
従つて許すことにいたしております。

○野上元君 そうしますと、沖繩に關しては、郵
政当局としてはチャンネルプランというものの特
例を認める、現在でも二波あるのに、さらに一
波をつけ加えて沖繩本島の中で經營させる、こ
うい

う方針をとるというわけですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) そのようなチャンネル
プランをつくりまして、電波監理審議会にかけ
て、その了承を得て免許するようにいたしたいと
思つております。

○野上元君 電波監理審議会がノーという結論を
出した場合には、それでは許されないことになる
わけですね。

○国務大臣(廣瀬正雄君) そのようになります
わけですね。政府といつたしましては、ぜひお認め
願ひたいといふようなことをお願
いたしまして、そして政府の方針に従つて免許
いたしたい、このように考えております。

○野上元君 そうすると、電波監理審議会とい
うのは、郵政大臣の諮問機関とはなつてゐるけれ
ども、實際は下請機関ですか。

○政府委員(藤木栄君) お答え申し上げます。
大臣が申し上げました関係法令に従つてとい
うことは、電波監理審議会にかけられることも含
んでおるわけですね。

○野上元君 その話もう済んだんです。その
電波監理審議会にかかるときに、電波監理審議
会が、そんなものは日本のチャンネルプランから
照らして無理だ、特に沖繩のような、まだまだ後
進性を持つておるところに三つもラジオを許すな
んてことは、本土でさえできないのに、沖繩で
できるはずがないじゃないかといふのが一般の常識
なんです。だから、私は、常識のある電波監理審議
会ならば、当然これは許可にならないと思ひます。
その場合には、極東放送は生まれなないんだとい
うことを聞いておるのです。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 私の諮問機関ではござ
いますけれども、独自の見解をもつて結論を出す
わけですね。政府の方針としましては、
そのような考えを持つてゐるということとは述べ
けれども、自主的に電波監理審議会がだめだと議
決いたしますれば、免許ができないということに
なりますわけですね。

上元君 福田外務大臣は、それでいいですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私といたしましては、愛知書簡が尊重されるように極力期待をいたしてあります。

○野上元君 総理に聞きたいのですがね、結局、総理の圧力によって、この問題は結局は許可されるんじゃないんですか、総理もそういう事態には……。

○国務大臣(廣瀬正雄君) ちょっと、総理がお答えする前に私から……。

さっきお答えいたしましたことで、どうも少し私ちょっと足りないことがございましたので、訂正いたします。

電波監理審議会というのは私の諮問機関でございます。その答申が出てまいります。これは尊重いたしますけれども、最後の決定は私がすることになります。それから、そのようにいたしますわけでございます。

○野上元君 そうすると、電波監理審議会というのは、結論を出しても、その結論は必ずしも実行されるとは限らない、これは郵政大臣の権限にあると、こういうわけですね。そうしますと、あなたはその許す方針ですか。そういう、ノーと出た場合には許す方針ですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 申請の内容に適格性がございまして、そうして電波監理審議会のほうでこれを承認すれば、もちろんそのまま免許いたします。是認しなくても、政府の方針でございまして、私は政府の一員といたしまして許したい、かように考えております。

○野上元君 結局は、やっぱり福田外務大臣の言うように、めぐりめぐるけれどもこれを許すというところに、どうもなりそうですね、政府の方針は、そうですね。

ただ、私たちがやかましく言っておるのは、これは衆議院の議事録を私も詳細に読んだわけじゃありませんけれども、とにかく極東放送は、日本語版においても第七心理作戦部隊の協力を得て

おったということが言われておるわけです。そして、ゴールディング氏ですか、総局長は。その人の沖繩における記者会見によると、われわれは第七心理作戦部隊とは直接何の関係ありません、ニュースは提供されておりました、こういいます。これも、ニュースの提供を拒否したこともありません、こういいます。通常は第七心理作戦部隊から情報というものは、通常は第七心理作戦部隊から情報

が流れておった、たまたま拒否することもあると、こういうふうな言っておるわけですから、むしろ積極的に向こうからニュースが提供されておったというふうにも受け取れるわけです。これはまあ新聞報道ですから、私も独断的なことを言うわけにはまいりませんけれども、少なくとも、そういう疑惑を持っておるわけですからね。そういうものが引き続いて沖繩本島に残るというふうなことは、これは非常に問題があるというふうに私は思うのです。

それと同時に、先ほど来、日本のチャンネルプランというのが、もう明らかにあったと思うのですが、あらゆる角度から検討して一果一液というふうな大体なところから検討して一果一液を三波も許して、どうにもならぬような状態にしてしまふ。そして他の民放が、かりに極東放送のほうが好き嫌い、喜ばれておるということになれば、非常に圧迫を受けることになるわけなんです。これはもう理屈の当然として、それでもなおかつ、やらなければならぬかというところに、何か裏にあるんじゃないかというふうな疑いたくなるわけなんです。どうしてそこまでやらなければならぬのか。たとえば、あなたの言うように、にわかにならぬことはかわいそうだけれど、あるならば、向こう二年間の放送を許すとか、あるいは三年間許すとかというのならわかりますけれども、わざわざ組織がえをして、日本の法人として永久にこれを残そうということが、いま明らかにしたわけですからね。そこまでする必要があるのか。当然、問題になるんじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まず、このいまの極東放送の取材源、これはいろいろあるようですが、お話のように、第七心理作戦部隊からニュースの提供を受けておる、これは事実のようです。しかし、アメリカ当局は、この取材源、つまり第七心理作戦部隊から取材するというのは、これは返還日までは一切取りやめです、こういうふうな言っております。

それから、それはそれとして、今度できる日本語放送、これは財団法人極東放送として日本の法令で認可される事業体です。これは郵政当局の厳重なる審査を経て、適格性がなければ認可が与えられないはずであります。でありますから、その放送事業自体に対する疑惑というものは、ただ持っておりますのは、御指摘のように、とにかく電波が、本土で言いますれば一果一液、一果一液、電波が波というふうなところへ、沖繩におきましては三波できるわけですから、小さい果であるにもかかわらず、これは、電波行政といたしまして、おそろしく歓迎するところではない、こういうふうな思いにすけれども、先ほどから申し上げておられますように、この事業は平穩に施政権下におきまして事業を営営してきておる、そういう実績も考え、若干の修正を施した上存続せしめる、こういうことにしたんです。ほかの事業につきましては、外資法上の手続等一切とりまして、わが国への永久存続を認めるわけです。これはそういう手続をとるというだけの条件であります。大事な放送でございまして、いろいろな配慮を加えた上、しかも郵政当局が厳重なる審査をして、日本の公益法人極東放送というものを認可する。その上に立つて事業を行なうというだけのこまかい配慮を加えておる。こういうことでありますので、沖繩返還、こういう大きな問題の一環として、ぜひ御了承願いたい、こういうふうな気持ちでございます。

○野上元君 時間もありませんので、最後に入りたいと思いますが、いま外務大臣も明らかにされたように、現在の極東放送会社は、明らかに第七心理作戦部隊からニュースを提供されておったということが明らかにした。しかし、返還後は一切のそういう関係は断ち切る、こういうことを言われたわけなんです。先ほどアメリカ局長の話では、人気があつたのは忘れものの情報だと言っておったんですが、そうじゃなくて、やはり第七心理作戦部隊から出ておった情報というものが、あるいはニュース解説というものが大半をなしておったんじゃないですか。それがやはり一番問題なんじゃないですか。いざいざにせよ、こういう関係にあることだけは明らかにしたわけですから、そういう点については十分にひとつ考慮を払ってもらいたいというふうに思うわけです。特に極東放送については、いわゆる「みなし許可」という方法をとおしておるわけですね。現在のまま一年間を適法なものとみなして許可するというようなことが言われているわけですから、いわゆる本許可ということは将来の問題になるわけですね。したがって、先ほど来私がしつこく申し上げておりましたように、いろいろと疑惑もあるし、かつまた沖繩の経済情勢等から見て、必ずしも私はほかの民放に障害を与えないでこれが存在するかどうかというところになると、相当疑問があると思う。そういうことを考えながら、この極東放送の問題については十分な配慮をすべきであるというふうに思うのですが、その点について最終的に佐藤総理のお考えをお聞きしたいし、そしてあわせて、あとでいいですから、この日本財団法人としてスタートしようとしておる財団法人の発起人のメンバー、あるいはその他の役員メンバー等がおわかりならば知らしてもらいたい。あとでけっこうですから、資料を出してもらいたい、かように思います。

○国務大臣(佐藤榮作君) 極東放送の日本語版、いわゆる財団法人極東放送、こういうものの設立について、外務大臣、郵政大臣、さらにはまた愛知書簡、そういうものを引き合いに出されて、いろいろ実態についての御審議をいただきました。私は、現在において一体どうするのか、こう言わ

れまして、私自身最終的に結論を与えるべき、まだ段階でないように思っております。もちろん、いろいろの方面から慎重にこれは審議しなければならぬのでありまして、したがって、ただ、悔いを将来に残しては困る、こういうこともありますし、また、事業自身が沖縄県の経済情勢から見まして、はたして三つも成り立つか、そういうようなこと、また競争激化というようなことにも思いをいたすと、この扱い方については慎重な上にも慎重ならざるを得ないと、かように私思いますので、せつかく、ただいまの段階でどう思うかと、かように言われまして、まだ結論が出ておらない、また慎重に、先ほど来野上君御自身が御指摘になるような点をも勘案して、これは慎重に決定すべきものだ、私はかように思います。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 日本に入つてまいりますと、その運営につきましては郵政省のほうで責任が大いにありますわけでございますから、先刻来野上先生からいろいろ御指摘のございました点は十分注意いたしまして、遺憾ないことを期して努力してまいりたいと思っております。

なお、御要望の資料につきましては、必要な資料かと思ひますし、委員会のほうで理事会で御協議願つて、必要だということになりますれば提出いたします。

○野上元君 どうもありがとうございました。

○委員長(長谷川仁君) この際、委員各位に御報告申し上げます。

先ほどの春日君要求の資料につきましては、後刻理事会においてその取り扱いを協議いたしますので、御了承願ひます。

それでは、以上をもちまして本連合審査会を終了いたします。

これにて沖縄及び北方問題に関する特別委員会、通信委員会、建設委員会連合審査会は散会いたします。

午後五時二十七分散会

昭和四十七年一月二十日印刷

昭和四十七年一月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局